

短期大学機関別認証評価

自己評価書

平成17年7月

長野県短期大学



## 目 次

対象短期大学の現況及び特徴	1
目的	2
基準 1 短期大学の目的	5
基準 2 教育研究組織（実施体制）	8
基準 3 教員及び教育支援者	13
基準 4 学生の受入	19
基準 5 教育内容及び方法	26
基準 6 教育の成果	43
基準 7 学生支援等	51
基準 8 施設・設備	59
基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	63
基準 10 財務	69
基準 11 管理運営	75
選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況	81



## I 対象短期大学の現況及び特徴

### 1 現況

(1) 短期大学名 長野県短期大学

(2) 所在地 長野市三輪8-49-7

(3) 学科等の構成

学科：多文化コミュニケーション学科

国際地域文化専攻・英語英米文化専攻・

日本語日本文化専攻

生活科学科

健康栄養専攻・生活環境専攻

幼児教育学科

専攻科：専攻科幼児教育学専攻

(学生受入れは平成18年4月から)

(4) 学生数及び教員数(平成17年5月1日現在)

学生数：学科540名

教員数：45名(助手8名を含む)

### 2 特徴

(1) 沿革

長野県短期大学(以下、「本学」という。)の前身は、昭和4年に開学した長野県女子専門学校(国文科本科3年、研究科1年、略称「長野女専」)である。戦時に伴う改変があったが、戦後に「長野女専」の再建を図り、学制改革に伴い、昭和25年に本学(文科(国語専攻・英語専攻)2年、家政科2年)は再出発した。

昭和26年家政科が栄養士養成を認められ、昭和36年には家政科を食物専攻・被服専攻の2専攻とした。翌37年には、幼稚園教諭二級普通免許状が取得できる児童科を新設し、40年には付属幼稚園を設置した。さらに昭和63年には、国際化・情報化の進展に応じて教養学科を新設した。

このような経緯の集大成が、平成2年の文学科(国語専攻・英語専攻)、生活科学科(食物栄養学専攻・生活科学専攻)、幼児教育学科、教養学科の4学科からなる総合短期大学である。

しかし、少子化や女子高校生の四年制大学志向の影響等を受け、本学の在り方について四年制大学化を含めて鋭意検討したが、設置者の意向もあり、短期大学改革に取り組むこととした。21世紀を迎えるに当たって、自己点検・評価と県民ニーズを踏まえ、平成13年7月に学内改革プロジェクトを立ち上げ、平成16年4月に改組を実施した。主な改組内容は、①男女共学の実施、②学科構成

を、文学科・教養学科を統合した多文化コミュニケーション学科(3専攻)、生活科学科(2専攻)、幼児教育学科の3学科とし、幼児教育学科に専攻科幼児教育学専攻(1年制)を置き3年間の保育士養成課程とする2点とした。また免許・資格は、従来からの中学校教諭及び幼稚園教諭の二種免許、栄養士資格に加え、図書館司書資格、司書教諭免許の取得を可能にした。

(2) 理念・目的と具体化

本学の前身「長野女専」は、「女子ニ高等ノ學術技芸ヲ授クルト共ニ、其ノ人格ヲ陶冶スル目的」を掲げ、地域で指導的立場の女性養成を目指した。戦後に短期大学として発足した際にも、「実際に必要な学理技能を教授研究して良識ある社会人を育成することを目的」とし、「公開講座・講習等の実施によって地方文化の進展にも寄与することを使命」に掲げ、一貫して広い意味の地域貢献を目的としてきた。平成16年度から男女共学とし、「指導的立場の女性養成」の部分は変更したが、これは男女共同参画社会づくりに対応したもので、豊かな自然と歴史的伝統を背景にした長野県民のニーズに応えようとする公立高等教育機関の性格と目的は、継続されている。

平成17年度には、我が国で最も伝統のある公立短期大学として、開学以来76年目を迎えた。輩出した約1万2,000人の卒業生は、中学校教諭、管理栄養士、保育者等の専門職、地方自治体の公務員、または一般企業の就業者として活動し、さらには種々のボランティア活動等にも参画する等、広い舞台で着実に活躍してきた。毎年、学生が卒業時に就職希望者の100パーセントないしはそれに近い就職率を維持しているのは、本学が地域において築いてきた高い評価を要因としている。

地域との連携を基本に、アドミッションポリシーを明確にして、入試にも取組み、平成3年4月入学生から長野県内高等学校を対象とした推薦選抜を導入した。平成11年4月から社会人学生を受け入れ、当該学生は少数であるが、本学の教育・研究に良い刺激を与えてきた。平成16年4月から受け入れた男子学生も、学内に新しい活力をもたらしている。学生は、学生寮で自主的に生活能力とコミュニケーション能力を磨いており、一方、学生会、サークル活動、ボランティア活動等で、他大学との交流を深めながら、短期大学固有の短期間の学生生活に、集中力を発揮し、成果をあげている。

## II 目的

本学は、次の3点を目的に掲げている。

- ① 国際化し多文化化する地域に貢献できる（県民の生活及び文化の向上に寄与する）人材の育成
- ② 個性を重んじる、きめ細やかな少人数教育
- ③ 現代的ニーズに応え得る教養教育とより質の高い専門教育とを提供する、地域に開かれた総合短期大学

（準学士課程・専攻科課程ごとの独自の目的）

1. 多文化コミュニケーション学科は、3専攻からなるが、共通して、次の3点に留意する。

- ① 異文化との接触による多文化状況が進行する現在、多様な文化との共生を可能にする、日本と世界に関する知識と感性を備え、地方分権にふさわしい地域社会の創造に主体的に貢献できる人材を養成する。
- ② 実践的の外国語コミュニケーション能力・日本語コミュニケーション能力と情報リテラシーを培うカリキュラムとする。
- ③ 多文化社会に必要な比較文化的視野・異文化理解に充分配慮したカリキュラムとする。

同学科の国際地域文化専攻は、次の3点を重視する。

- ① 英米・ヨーロッパとアジア（主として中国）の文化圏の諸事象を中心に、グローバルな世界の在り方を理解できる国際的視野を養成する。
- ② 信濃・日本の文化・社会・経済等の特色の理解を、国際的視点にも配慮した教育・研究活動で深化させる。
- ③ 市民の一人としては、まちづくりや新たな市民運動、地域文化の創造に参画でき、自治体では地方分権を担うことができ、企業等では地域産業を支えることのできるような人材の養成をめざす。

英語英米文化専攻では、次の4点を重視する。

- ① 現在の多文化社会における比較文化的視野を養う。
- ② 実践的な英語コミュニケーション能力と情報処理能力を養う。
- ③ 英米の言語・文学・文化・社会を深く理解できるカリキュラムとする。
- ④ 編入協定を結んだアメリカの州立大学に編入できる程度の総合的英語力を身に付け、地域社会にあっては国際交流に尽力できる人材を養成する。

また、日本語日本文化専攻は、次の2点を重視する。

- ① 日本語を理解し、自分の考えを論理的に纏め、人に伝える表現力を身に付ける。
- ② 日本の言葉や文学及びそれらと深く関連する中国・日本の歴史について理解を深め、地域文化の向上に寄与できる人材を養成する。

2. 生活科学科は、2専攻からなる。

幅広い生活科学の学問領域のうち、健康栄養専攻では、次の2点を重視する。

- ① 健康を維持・向上させるための食と栄養に関する専門知識を身に付ける。
- ② 栄養士としては勿論、家庭人・社会人としても健康な食生活を企画・実践できる人材を養成する。

生活環境専攻では、次の4点を重視する。

- ① 生活環境を理解できる視点を育成する。
- ② 個人の生活環境を整える知識・技能を育成する。
- ③ 生活の場である社会環境の重要性を理解させ、よりよい地域の社会環境を構築する知識を体得させる。
- ④ 自然と共に生き、循環型社会を形成するための知識・技能を修得させる。

3. 幼児教育学科は、次の3点を重視する。

- ① 少子社会において、子育て・幼児教育・保育に対する深い理解と豊かな人間性を培う高いプログラムを実

施する。

- ② 現場に密着した実践的カリキュラム編成により、高度で多角的な実践力を持った人材を育成する。
- ③ 地域社会における子育て支援コーディネーターとしての総合力をもつ人材を養成する。

#### 4. 専攻科幼児教育学専攻の目的

専攻科幼児教育学専攻では、地域における育児支援体制をリードする“保育のスペシャリスト”の育成をめざしている。入学前に修得した保育・幼児教育の知識や技術を確実なものにするとともに、その分野の専門性を高め、現場に密着した高度な実践力をもつ“質の高い保育者”を保育の現場に送り出すことが、本専攻科の目的である。

## (選択的評価基準に係る目的)

本学は、前述した本学の目的を実現するため、県民・市民に開かれた大学として、学内での教授研究とともに地域社会も第二のキャンパスとして、その要望に応えた教育・研究活動をすすめている。本学は、3学科（多文化コミュニケーション学科、生活科学科、幼児教育学科）にわたる総合短期大学であり、各教員は、各種専門分野の立場から総合的な知的貢献を地域で積極的に果たしている。

地域貢献の在り方は、(1) 本学の側から発信し、様々な県民・市民向け講座を開催する一方、(2) 学外からの要望にコミットして、専門分野を生かした諸活動に積極的に参画している場合がある。

以下に、(1) と関わる「出前講座」「市民カレッジ」「県民カルチャー自主講座」等と、(2) と関わり、長野県、本学が立地する長野市を初め県内市町村、各種団体、文化施設等の審議会・懇談会・運営委員会の委員等を務め、諸事業への研究上のサポートを行い、一部は受託研究へ発展させている地域貢献の目的について述べる。

## (1) 様々な県民・市民向け講座

## ① 出前講座の目的

出前講座は、平成15年7月より開始し、「県民の生涯学習ニーズ」に応えるとともに、「地域社会と本学との連携を促進する」ことを目的とし、教員が主催団体の要望に応じて出向き、無料で講演活動等を行う事業である。

## ② 市民カレッジの目的

市民カレッジは、昭和52年度に始まった地域貢献事業である。県民・市民を対象とした連続講義で、当初、本学単独の「開放講座」として実施されてきた。現在は、長野市教育委員会との共催となり、平成16年度より「市民カレッジ」と改称し、内容の充実に努めている。市民カレッジは、発足以来の取組経過を踏まえ、「地域(長野市)の生涯学習事業に位置づけていくこと」を基本とし、「外部の研究者を講師として招聘する事も含め、主体的・積極的に企画・立案し、知のネットワークの中心として働くことによって、研究機関としての本学の役割を広げていくこと」を目指している。

## ③ 県民カルチャー自主講座の目的

県民カルチャー自主講座は、平成2年に企画され、「生涯学習を自ら進め、実践すること」を目的として、県教育委員会との共催で「県民カルチャー長野県短期大学開放講座」として実施された。その後、県民による自主講座として、地域の住民なら誰でも参加できる取組となった。「講座の運営(テーマ、回数、開催時期、講座の記録、参加者の募集等)に自ら参画し、自主の言葉どおり、自分たちの手作りで行っていくこと」を目指している。

## (2) 長野県、長野市を初めとする県内市町村、各種団体等の諸事業における参画要請を踏まえた活動

## ① 長野県、県内市町村、各種団体等の審議会・懇談会等への参画

## ② 専門的研究を活かした地域の産業・教育・文化・国際交流等に関わる諸事業へのサポート、受託研究等

(2) の①②に共通する目的は、「本学教員が、地域社会への貢献を目指し、地域と結びつきを強め、専門分野の立場から現代的課題に応えること」である。専門分野を生かした教員個人・本学独自あるいは長野市所在の高等教育機関等の協力による地域活動への参画であり、主催する地方自治体・諸団体の要望で実施される講演会・講習会等の活動、県・市町村・諸団体が取組む諸事業に必要な審査・審議等の委員、地域の諸機関が調査・発行する出版物の監修・編纂・執筆、各種研究集会・研修会での助言等がある。

### III 基準ごとの自己評価

#### 基準 1 短期大学の目的

##### (1) 観点ごとの自己評価

観点 1-1-1： 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

##### 【観点到る状況】

本学の目的は、①国際化し多元化する地域に貢献できる（県民の生活及び文化の向上に寄与する）人材の育成、②個性を重んじる、きめ細やかな少人数教育、③現代的ニーズに応え得る教養教育とより質の高い専門教育とを提供する、地域に開かれた総合短期大学の3点と定めた（下記枠内参照）。これは、本学の『2005 大学案内』、『2006 大学案内』及び本学のホームページに記載すること、長野県高等学校大学連絡協議会、本学への志願者等に対する大学説明会やオープンキャンパス等の際の参加者への説明によって、本学の目的として明示している。また、大学の目的を、各学科・専攻の特性に照らし具体化させるために、各学科・専攻ごとに教育目的を定め、『大学案内』及び本学のホームページに記載することによって明示している。

長野県女子専門学校設置認可申請の該当箇所（『長野県女子専門学校・長野県短期大学五十年史』（昭和4年）15頁）

「本県ノ女子教育ノ振興充実ハ県民多年ノ要望シ来ル処、（中略）専門学校令ニ依リ女子ニ高等ノ学術技芸ヲ授クルト共ニ其ノ人格ノ陶冶ヲ目的トスル」

長野県短期大学設置認可申請書の該当箇所（『長野県短期大学設置認可申請書 長野県』（昭和24年）所収「第一 長野県短期大学設置要項」）

「本大学は高等学校の基礎の上に一般教養と専門教育との関連を密にし、（中略）実際的に必要な学理技能を教授研究して良識ある社会人を育成することを目的とする。而して民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和、人類の福祉に貢献するよう大学教育の普及に努めると共に、公開講座・講習等の実施によって、地方文化の進展にも寄与することを使命とする。」

長野県短期大学条例の該当箇所（『平成17年度学生便覧』45頁抜粋）

##### 第2条

県民の生活及び文化の向上に寄与することを目的として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究することにより、優れた人材を育成するため、長野県短期大学（以下、「短期大学」という。）を長野市に設置する。

『長野県短期大学 2005 大学案内』の「長野県短期大学への招待」（1頁抜粋）

改組元年の理念は「シンク・グローバル、アクト・ローカル」

男子学生・社会人学生も歓迎する「開かれた大学」

緑豊かで静寂なキャンパスと少人数教育・社会貢献を大切にする学舎

『長野県短期大学 2006 大学案内』の「長野県短期大学への招待」（1頁抜粋）

伝統と現代的教育ニーズを重んずる長野県短期大学

地域と世界に開かれた教育・研究活動を進めています

緑豊かで静寂なキャンパスと少人数教育、相互のコミュニケーションを大切にします

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的は、『長野県女子専門学校・長野県短期大学五十年史』（昭和 54 年刊行）で歴史的な検討を行って確認し、『学生便覧』（各年度）、『大学案内』（各年度）及びホームページに記載することによって明示している。各学科・専攻で定めた前出の教育目的は、『大学案内』（各年度）及びホームページに記載することによって明示している。以上のことから、大学として目的を明確に定めている。

**観点 1-1-2：** 目的が、学校教育法第 69 条の 2 に規定された、短期大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点到に係る状況】

本学の目的は、上記の長野県短期大学条例に示されている通り、学校教育法第 69 条の 2 に規定された、短期大学一般に求められる目的から外れるものでない。

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的は、学校教育法第 69 条の 2 の短期大学の目的に合致している。

**観点 1-2-1：** 目的が、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点到に係る状況】

大学の目的は、『長野県短期大学規程集』、『学生便覧』（各年度）、『大学案内』（各年度）及びホームページに記載することによって明示しており、短期大学の構成員に周知されている。教職員は、理解した目的について、大学説明会やオープンキャンパスにおいて、それを高等学校や本学を志望する高校生等に説明している。学生は、『学生便覧』をそれぞれ持参しており、理解する機会が常に与えられている。

【分析結果とその根拠理由】

目的は、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されている。

**観点 1-2-2：** 目的が、社会に広く公表されているか。

【観点到に係る状況】

目的は、社会に広く公表されている。

【分析結果とその根拠理由】

本学の『長野県短期大学規程集』、『学生便覧』（各年度）、『大学案内』（各年度）及びホームページに目的を記載しており、ホームページのアカウント数から、目的は社会に広く公表されていると考える。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

該当なし

### 【改善を要する点】

本学の目的が、教職員及び学生にどの程度認識されているかを把握するための調査が必要であると考えている。

## (3) 基準 1 の自己評価の概要

本学では、平成 16 年度の改組において本学の目的を、①国際化し多元化する地域に貢献できる（県民の生活及び文化の向上に寄与する）人材の育成、②個性を重んじる、きめ細やかな少人数教育、③現代的ニーズに応え得る教養教育とより質の高い専門教育とを提供する、地域に開かれた総合短期大学の 3 点と定めた。これは、『長野県短期大学 2005 大学案内』、『同前 2006 大学案内』及び本学のホームページに記載することによって、本学の目的として明示している。また、大学の目的を、各学科・専攻の特性に照らし具体化させるために、各学科・専攻ごとに教育目的を定め、『大学案内』（各年度）及び本学のホームページに記載することによって明示している。

## 基準 2 教育研究組織（実施体制）

## （1）観点ごとの自己評価

観点 2-1-1： 学科の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

## 【観点到係る状況】

本学は、観点 1-1-1 に述べたように本学の目的を 3 点に定めている。近年の社会的ニーズに応え、平成 16 年度に多文化コミュニケーション学科、生活科学科、幼児教育学科の 3 つの学科と専攻科幼児教育学専攻を設置した。学科の構成を、表 2-1 に示した。多文化コミュニケーション学科には国際社会や地域社会への理解を深めることを目指す国際地域文化専攻、異文化理解や英語コミュニケーション能力を養う英語英米文化専攻、日本語・日本文学の理解や日本語によるコミュニケーション能力を養う日本語日本文化専攻の 3 専攻が、生活科学科には健康の維持・増進と栄養に関する専門的知識の修得に重点を置いた健康栄養専攻と、身近な生活環境における循環型社会形成のための知識や技能の修得に重点を置いた生活環境専攻の 2 つの専攻を置いている。また、保育者・幼児教育者・子育て支援者の育成を目指す幼児教育学科と、幼児教育学科卒業後さらに高度な実践力を持つ質の高い保育者養成を目指す 1 年制の専攻科幼児教育学専攻を置いている。

表 2-1 学科構成

学 科	専攻課程
多文化コミュニケーション学科	国際地域文化専攻
	英語英米文化専攻
	日本語日本文化専攻
生活科学科	健康栄養専攻
	生活環境専攻
幼児教育学科	
専攻科幼児教育学専攻	

## 【分析結果とその根拠理由】

各学科・専攻においては、平成 16 年度の改組（多文化コミュニケーション学科）、専攻名称変更（生活科学科）時に、それぞれの教育目標を明確にし、取得可能な免許・資格を増やし、2 年目を迎えている。受験生の短大への入学理由には免許・資格取得志向が強く、本学においても直接就職と結びつく免許（幼稚園教諭二種）・資格（栄養士）を置いている学科・専攻への志願者数は多い（資料 2-1-1-① 平成 17 年度入学者選抜状況）。

本学への志願者が増加していることから、平成 16 年改組による学科の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると考えられる。

観点 2-1-2： 教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能しているか。

## 【観点到係る状況】

平成 16 年度の改組に伴い、それまで教養教育の運営を担当してきた「共通教養」所属の教員組織に代わり、教授会の下に「全学共通科目運営委員会」をつくった。この委員会委員は、全学共通科目の 4 つの科目区分（新入

生ゼミナール科目・総合教育科目・外国語科目・保健体育科目) それぞれの科目担当教員から選出される4名と事務局教務課長との5名からなる。授業の場と教務の場の密接な連携を基礎に、多様な全学共通科目への目配り、3つの学科所属の多様な専門分野をもつ教員の全学共通科目の担当が保障されている。

平成16年度は5回の委員会を開催し、全学共通科目の履修状況や「総合演習」の実施体制、教員の退任に伴う担当者の変更等について検討した。平成17年度は今までに既に3回の委員会を開催し、全学共通科目の「情報機器の操作」、「日本語コミュニケーション」についての適切な位置づけについて審議した。その他、議題は、教務面では、履修状況、科目担当者、時間割、カリキュラム等の検討、予算面では授業に必要な備品申請の検討、人事面では非常勤講師の適切な採用の検討等であり、全学共通科目の運営組織として機能している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

全学共通科目運営委員会の組織と運営については、「長野県短期大学全学共通科目運営委員会規程」に定めている(資料2-1-2-①)。平成17年度の委員の所属は、国際地域文化専攻、英語英米文化専攻、健康栄養専攻、幼児教育学科であり、全学からバランスよく選出されている。

平成16年度に開催された会議は5回である。平成17年度は今までに3回会議が開催されている(資料2-1-2-② 第1回全学共通科目運営委員会会議記録)。

**観点2-1-3： 専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。**

#### 【観点到に係る状況】

本学では、平成16年度に専攻科幼児教育学専攻(1年、定員30名)を新設(保育士養成課程)した。学生の受け入れは平成18年度からである。専攻科の設置により、今までの幼児教育学科の幼稚園教諭二種免許に加え、保育士の資格の取得ができるようにした。長野県内の短期大学では、2年間で幼稚園教諭と保育士資格の両方を取得できることが多いが、実習を含めると過密カリキュラムになることから、「専門的知識・技術を持った人間性豊かな保育者」を養成していくため、本学では保育士養成課程として専攻科(1年)を設置し、3年間で保育士を養成することとした。平成18年度から専攻科が始まるが、志願者の合否判定基準及び選抜日程は、平成17年度の教授会で承認している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

平成15年9月30日付で関東信越厚生局に『長野県短期大学幼児教育学科・専攻科幼児教育学専攻 保育士養成施設申請書』(資料2-1-3-①)を提出した。その結果、「指定保育士養成施設指定書」(資料2-1-3-②)が平成16年3月30日付で長野県知事宛に届き、本学が保育士養成施設として認可された。

**観点2-1-4： 別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。**

#### 【観点到に係る状況】

該当なし。

## 【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

**観点 2-1-5 :** 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

## 【観点に係る状況】

該当なし。

## 【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

**観点 2-2-1 :** 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

## 【観点に係る状況】

教授会は、「長野県短期大学教授会規程」に基づき、定例会は長期休業中を除き、概ね2か月に3回開催している。この他に、緊急の議題が発生した場合には臨時会を開催する。教授会における教育活動の審議に関しては、「長野県短期大学教授会規程」第12条（特別議決）において、「学校教育法施行規則（昭和22年文部省第11号）第67条に規定するうち学生の入学及び卒業に関する事項並びに本学学則第22条第1号については、出席者の3分の2以上の多数をもって決する。」としている。「長野県短期大学学則」の第22条（教授会の任務）では、教育活動に係る教授会の審議事項として、「（3）教育及び研究施設の設置又は改廃に関すること。（4）教育課程及びその履修に関すること。（5）学生の生活指導、厚生及びその身分に関する重要なこと。」「（7）科目等履修生、特別聴講学生及び公開講座に関すること。」をあげている。これらに関することは教授会の審議事項として扱い、特別議決している。平成17年度は、これまでに6回教授会を開催し（7月現在）、教育活動に関しては、「学生の科目履修や単位取得に関すること」、「司書や栄養教諭等の資格と係るカリキュラムの変更や新設」、「全学共通科目の変更と専門教育科目の新設」及び「平成17年度前期の授業評価の実施計画」等を、学生部長、教務委員会及びFD委員会から提案し、審議した。

## 【分析結果とその根拠理由】

教授会の開催日については、学期初めの教授会に、議長（学長）が副議長・学生部長・事務局長と合議の上、副議長から提案する（資料2-2-1-① 2005（平成17年）度 前期 定例教授会開催予定）。教育活動に関する本学教授会における審議は、「長野県短期大学教授会規程」第12条（資料2-2-1-②）及び「長野県短期大学学則」の第22条（資料2-2-1-③）に基づいて行っている。教育活動に関する議題は、教務委員会から提案される教育課程や履修に関するものが多い（資料2-2-1-④ 第6回教授会議事録）。

以上のように、本学では教授会が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っている。

**観点 2-2-2： 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。**

**【観点到係る状況】**

本学では、教育課程や教育方法等の検討は、主に教務委員会が行っている。教務委員会の組織は、各学科・専攻からそれぞれ互選された6名と全学共通科目運営委員会から互選された1名及び教務課長を加えた8名からなる。全ての学科・専攻から委員が選出されていることから、委員会と各学科・専攻との連携が密になると同時に、他学科・専攻の情報も速やかに得られる。また全学共通科目運営委員会からも委員が出ていることから、全学的な立場から本学の教養教育・専門教育の在り方や具体的な授業科目について意見の交換ができる。平成16年度からは、今まで学生指導委員会で原案を検討してきた「大学暦」を教務委員会が行うことにし、年間行事や長期休業を勘案しながら授業効果を配慮した「大学暦」を作成している。委員会は定例化されており、委員の中から書記を選出し、毎回議事録を作成して次回の委員会で確認している。

平成17年度は現在までのところ、教務委員会は7回開催された（平成16年度は22回開催）。今年度は、長野市内の大学・短期大学・高等専門学校間における単位互換制度実施の初年度ということで、4月当初は、学生に対してオリエンテーションや説明会等を通して単位互換制度の適用についても周知徹底を図った。また、前年度からの引継ぎ事項であった「休学後の復学時の所属学年の明確化」について、委員会として議論を重ねた結果を教授会に提案し承認された。学科目に係る新設、廃止、担当者の変更や開講時期の変更等教育関連事項については、常に速やかに委員会で対応し、教授会の審議をへて実施されている。

なお、教育・研究活動を円滑に行うため、本学全体の教育課程については「教務委員会」に加えて、全学的な教養教育については「全学共通科目運営委員会」、総ての授業内容の組織的改善については「FD委員会」、中学校の教職課程（中学校教諭二種免許〈国語・英語・家庭〉の取得）については「中等教育教職課程委員会」、司書・司書教諭養成については「司書科目運営委員会」等の委員会を置き、それぞれの委員会は大学全体の教育活動を視野に入れながら、各学科・専攻とも密接に連絡を取り合い、本学の教育理念の実現に向けて絶えず努力している。また必要に応じて、学長諮問による横断的な時限的委員会も設置している（単位互換検討委員会）。

**【分析結果とその根拠理由】**

教務委員会の組織については「長野県短期大学教務委員会規程」（資料2-2-2-①）に明記されている。今年度に開催された委員会活動については、委員会議事録（資料2-2-2-② 第3回教務委員会議事録）に見られる通りである。以上のことから、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっており、また、実質的な検討を行うための必要な回数の会議を開催している。

**（2）優れた点及び改善を要する点**

**【優れた点】**

学科の構成については、平成16年度に改組及び名称変更を行い、それぞれの学科・専攻の教育目標を、学生の動向と社会的ニーズに対応したものとしている。

教育課程や教育方法等を検討する本学の委員会は、充実した構成となっており、活発な活動を行っている。

**【改善を要する点】**

学科の構成を含めた本学全体の教育活動については、学生の動向と社会状況の変化を踏まえ、絶えず見直しが

必要とされる。今後、全学的な将来構想を検討する常設の委員会の設置が求められる。

### (3) 基準2の自己評価の概要

平成16年度から実施している現在の学科構成は、本学の歴史や伝統も踏まえ、現代における地域や社会的ニーズに応えるものとなっている。

教養教育については、平成15年度までは学科・専攻に属さない教養教育科目担当者の組織が独立して存在していたが、平成16年度からはそれぞれの科目担当者と関係が深い学科・専攻に全員が属すことになり、各学科・専攻の専門科目の担当と同時に、各学科・専攻に属する全教員と同様に全学の教養教育も担当することになった。

さらに教養教育を全学の教員が支えることを原則に、各学科・専攻の垣根を越えて履修できる全学共通科目としての専門開放科目を設け、また、今年度からスタートした長野市内の他大学等との単位互換制度の活用等により、学生は今までよりかなり幅広い教養に関わる授業科目が履修できるようになった。以上のように、教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能している。

教授会については、隔週で行っていたものを平成14年度から2か月に3回とした。回数は減少したが、必要に応じて臨時教授会を開催しているので、全く支障は起こっていない。新たな委員会がいくつか設置されたことにより、委員会の数も増えてきているので、今までの教授会の時間を諸委員会活動に当てることができるようになったため、学内における教育・研究活動は、以前より活発に行われるようになっている。

本学では教育課程や教育方法等の検討は、学生による授業評価、各教員のシラバスや授業評価に対する授業改善法も視野に入れ、教務委員会が主に行っている。定例化している同委員会では毎回活発な議論がなされ、議題によってはさらに各学科・専攻での検討も踏まえた上で、教授会に提案されている。従って、様々な懸案事項がかなり短期間のうちに解決され、学生の教育・研究活動を支える力となっている。

### 基準 3 教員及び教育支援者

#### (1) 観点ごとの自己評価

**観点 3-1-1 :** 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。

##### 【観点到係る状況】

本学の教員組織は、長野県組織規則第5款（短期大学）の第239条（資料3-1-1-①）により、教授、助教授、専任講師及び助手からなり、教育公務員特例法に基づき選考により任用される。本学では専任講師以上の教員に各1研究室が配置され、助手はいくつかの実験・実習系の学科・専攻に所属している。採用人事は、助手を含むすべての職階に適用されるが、昇任（昇格）人事は、助教授と専任講師のみに適用される。

本学では、採用人事と昇任人事を併せて任用人事と呼んでいる。任用人事では、魅力・活力ある学科・専攻を構成する教員組織をめざし、その中で年齢構成が偏らないことや専門分野が重複しないことを考慮する。とくに、採用人事を行うときは、教育課程や免許・資格に関するカリキュラムの在り方等様々な角度から教員組織の編成を考慮し、前任者の専門にこだわらない柔軟さで後任者の在り方を決めている。

##### 【分析結果とその根拠理由】

任用人事は、以降の観点を述べるように明確な基本方針のもとで行われており、それに基づき教員組織を編成している。年齢構成については、教員の転出や昇任に伴う諸般の事情で必ずしも計画どおりにいかない面もあるが、観点3-1-4に示すように概ね条件を満たしている。

**観点 3-1-2 :** 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

##### 【観点到係る状況】

本学の教育課程は、学科・専攻と専攻科幼児教育学専攻に沿って基本を編成しており、それに中学校教諭・幼稚園教諭・司書教諭の免許取得と栄養士・図書館司書・保育士の資格取得に関する教育課程を加えている。いずれも平成16年の大幅な改組によって編成したものである。平成15年6月から16年3月にかけて、総ての課程が文部科学省より認可を受けており、必要な教員（専任教員と非常勤教員）が確保された。専任教員については、専門分野とプロフィールが長野県短期大学HPに公開されている。非常勤講師については資料3-1-2-①に示す。

##### 【分析結果とその根拠理由】

現在、上記の改組が進行中（2年目）であり、本学で展開されている総ての教育課程を遂行するために必要な教員が確保されている。

**観点 3-1-3 :** 各学科に必要な専任教員が確保されているか。

## 【観点に係る状況】

表3-1に本学の専任教員数を示す。表の右側に、短期大学設置基準の学科・専攻に対応する「所属する分野」と教員数を示す。また、教員の30パーセント以上が教授であることも設置基準の条件である。幼児教育学科では現在2名の教員を公募しており（表中(2)で示されている）、このうち1人は中等教職担当教員を兼ねている。表の右側の{4}は、短期大学全体の入学定員240名に応じて定める専任教員数が4名であることを示し、4\*は、設置基準とは別に栄養士法で健康栄養専攻の教員は5名以上という条件があることを示す。

表3-1 専任教員数

学科	専攻	教授	助教授	専任講師	計	所属する分野
多文化コミュニケーション	国際地域文化	4	2	2	8	7 教養
	英語英米文化	2	2	2	6	4 文学
	日本語日本文化	2	3	1	6	4 文学
生活科学	健康栄養	3	3	0	6	4* 家政
	生活環境	3	2	0	5	4 家政
幼児教育		2	2	2	6+(2)	6 幼児教育
計		16	14	7	37+(2)	29+{4}

## 【分析結果とその根拠理由】

表3-1に示す教員数と教授数から、総ての学科・専攻で短期大学設置基準を満たしている。

**観点3-1-4：** 短期大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

## 【観点に係る状況】

1) 本学の採用人事は完全な公募制である。完全な公募制とは、総ての採用に関する情報を学内外にできるだけ公開することである。広く公募の案内を出すために、学術情報センターの「研究者公募情報提供サービス」を利用するとともに、多数の関連大学等に公募要領を郵送し、本学及び長野県のホームページに掲載している。公募期間は2か月以上で、全応募者の本学への提出資料は2日間学内に公開される。その上で人事委員会（総ての教授で構成する。）は、4名からなる審査委員会を作り、審査委員会は候補者を絞り込む作業を行う。絞り込まれた少数の候補者にたいし面接を行い、最終的に1名に絞り込む。審査委員会は、その審査過程を審査報告書として人事委員会に提出する。人事委員会は審査報告書に基づいて審査し、投票を行って可否を決める。投票により委員の過半数が「可」という結果が得られれば、最終候補者を採用予定者とし、この人事案件を教授会に提出する。専任講師以上の教員からなる教授会では、人事委員会からの提案を審議し、採用予定者を決定する。教授会構成員（オブザーバーは除く。）の投票で3分の2以上の「可」が得られないときは、人事委員会に差し戻す。公募については、後出の資料3-2-1-③規程集の「任用人事に関する申合せ事項」の一部に示されている。

2) 教員の年齢別・性別人数を表3-2に示す。幼児教育学科では現在2名を公募中である。年齢的なバランスには一定の配慮をしているが、性別については全く考慮していない。性別にかかわらず応募者の中で最適の人を採用している。本学の教員は63歳で定年退職となり、後任教員の多くは博士課程修了後、非常勤講師等をしながら研究・教育業績を積み、30歳代に専任講師として採用されることが多い。一般の会社員や公務員に比べて採用時に既に年齢が高く、一定の年齢を過ぎると諸般の理由で他大学への転出が難しくなることもあって、本学で定年を迎える教員は多い。したがって必然的に教員の高齢化が進む傾向にある。

表3-2 教員の年齢と女性教員数 (2005.4.1)

学科	専攻	60代		50代		40代		30代		計	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
多文化コミュニケーション	国際地域文化	1		4		2	1			7	1
	英語英米文化			2		2		1	1	5	1
	日本語日本文化	1		2		1	2			4	2
生活科学	健康栄養	2			2	2				2	4
	生活環境	1	1	2				1		4	1
幼児教育				1	1	4				5	1
計		5	1	11	3	9	5	2	1	27	10

3) 平成7年に定められた「長野県短期大学外国人教員の任期に関する規程」により、外国人教員はすべて任期制で任用されていた。しかし、平成14年の改訂で任期を定めずに任用する道を開いた。また、任期を定める場合（任期は3年）も、再任を妨げないとし、継続的な勤務を可能にしている。平成14年の改定時には同時に「外国人教員に関する申合わせ事項」（資料3-1-4-①）を設け、任用についての手続きを明確にした。本学には現在2名の外国人教員（健康と運動、英語コミュニケーション）が在職している。「健康と運動」の教員は中国人で、平成14年から任期なしで任用されている。「英語コミュニケーション」の教員はアメリカ人で、改組を見越して平成15年4月に3年任期で任用され、平成18年度から任期なしとして継続任用することが、今年度7月の教授会で決まった。なお、外国人教員の再任については、任用人事に準ずる手続きで、人事委員会を経て教授会に提案され、審議される。

#### 【分析結果とその根拠理由】

1) 本学の教員組織を適切にし、より活性化するための措置として、第一に、教員の採用人事は完全な公募制で行っている。応募者の情報をすべての教員に公開し、十分な審査ののち教授会の特別決議で採用予定者を決定することは、教員組織を適切で、より活性化するための措置として最良であると考えている。総てを公募にすると、人柄がわかりにくいという懸念もあるが、面接を丁寧に行う等で慎重に判断しており、採用後の経緯をみると概ね成功している。

2) 年齢構成はやや高齢者が多いが、年代別・性別の人数分布はバランスがとれていると見なされる。

3) 中国人教員は東洋の伝統的な身体運動と健康のかかわりについての造詣が深く、アメリカ教員は英語コミュニケーション及び比較文化を担当し、いずれも国際化時代にふさわしく本学の教育の幅を広げる上で大いに役立っている。

**観点 3-2-1 : 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。  
特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。**

**【観点到に係る状況】**

教員の選考は、「長野県短期大学教員の選考並びに選考基準に関する規程」(資料 3-2-1-①)に基づいて行われる。この規程は、教員の選考を、「教育公務員特例法」第 1 節及び「長野県短期大学学則」第 22 条により教授会において行うことと、選考基準が「短期大学設置基準」の「教員の資格」に準拠していることを謳っている。また教授会の付託により、人事委員会は「人事委員会規程」(資料 3-2-1-②)に基づき、教員の人事に関する調査・審議を行う。

教員の採用基準や昇格基準等は、「任用人事に関する申し合わせ事項」(資料 3-2-1-③)により明確に定められている。この申し合わせ事項は、教授・助教授等の職階にふさわしい研究・教育業績及び大学運営・地域貢献等に関する採用・昇格基準や、公募制による選考手続き等を厳密に示している。しかし、これだけでは、研究・教育業績の内容やレベルを数値等で明確にできないので、「任用人事に関する覚え書き」(資料 3-2-1-④)を設けて、特に研究業績評価の対象や目安を示している。ただし、教育実績の対象については、今後明確な基準を設定していく必要がある。

採用人事では、関連の学科・専攻から「採用願と採用計画書」(資料 3-2-1-⑤)に基づく人事に関する申請が出され、学長がそれを教授会に報告し、その内容の適否に関して教授会の了解を得た後に、人事委員会を中心に必要な手続きに入る。採用人事は観点 3-1-4 で述べたように公募方式で行い、提出書類として、「履歴書」「研究業績」に加え、「教育上の抱負」(教育実績を示す資料の添付も可)や「学会、社会及び所属機関の運営における活動」が求められる。

昇任については、昇任を希望する教員自らが「任用人事に関する申し合わせ事項」に示された選考基準をクリアしたと判断したとき、学長に審査関連書類とともに「昇任申請書」(資料 3-2-1-⑥)を提出することができる。申請者の提出書類は総て学内に公開される。人事委員会内に設置された審査委員会による厳密な審査のプロセスや、人事委員会及び教授会における審議や投票による採決等は、採用人事と同様である。

一般に教育業績の評価は難しいが、「任用人事に関する覚え書き」では、教育実績の対象として、シラバス、授業のために作成した資料や工夫、学生による授業評価等を挙げ、平成 14 年から業績審査の対象とした。最近では、学生による授業評価を提示するのが慣例になっている。申請者の提出した教育業績資料にもとづき、できるだけ丁寧な審査を行っている。

**【分析結果とその根拠理由】**

以上述べたように、教員の採用基準や昇格基準等は本学の規程のなかで明確かつ適切に定められている。最近の採用人事と昇任人事に関する事例として、平成 13 年に「英語学」の教員が専任講師として採用され、3 年後の平成 16 年に助教授に昇任した経緯を示す。

まず、「採用計画書」と「公募先一覧」(資料 3-2-1-⑦)に基づいて公募した結果、23 名の応募者があった。人事委員会では 4 名からなる審査委員会を立ち上げ、応募者の中から最終候補者として M 氏を選考し、人事委員会に報告した。このときの採用人事の審査報告書が資料 3-2-1-⑧である。人事委員会と教授会の審議、採決を経て専任講師に採用された M 氏は、教育・研究及び学内委員としての活動に携わり、3 年後に助教授昇任を申請した。人事委員会では 4 名からなる審査委員会を立ち上げ、審議の結果を示す昇任人事の審査報告書(資

料 3-2-1-⑨) を作成した。M氏は、人事委員会と教授会の審議、承認を経て助教授に昇任した。

審査報告書では、研究業績、教育業績、学会や学内活動をもとに、任用人事を総合的に判断している。特に、教育業績では、授業アンケートの結果や教育上の工夫を評価している。このように、実際の任用人事においても教員の採用基準や昇格基準等が適切に運用がなされている。教育上の指導能力の評価についても概ね適切に行われているが、教育力、大学運営の実務面、地域貢献等を、的確な数値で評価する基準の一層の検討が必要であろう。

**観点 3-2-2 : 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。**

**【観点に係る状況】**

教員の教育活動に関する評価は、平成 7 年から平成 15 年までは「自己点検・評価委員会」が担当し、平成 16 年度はその委員会を拡張した「大学評価委員会」(資料 3-2-2-①) が行ってきた。最近では、平成 15 年度の「満足度調査」(資料 3-2-2-②) や平成 16 年度の前期と後期に行った「学生による授業評価」(資料 3-2-2-③) がある。しかし、大学評価は評価項目が多岐にわたり、網羅して適切な評価基準・評価項目を定め、教員の教育活動に関する評価の取組みを定期的に行い、それを授業改善に組織的に活用するために、平成 17 年度からは、授業内容・方法を改善・向上させるための取組みを定期的に行う、大学評価委員会から独立した「FD 委員会」(資料 3-2-2-④) を新たに設置した。

**【分析結果とその根拠理由】**

現在、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備されつつある。大学評価委員会の議事録の例を資料 3-2-2-⑤ に示す。

**観点 3-3-1 : 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と相関性を有する研究活動が行われているか。**

**【観点に係る状況】**

事例として学科・専攻の教育課程の中で代表的な授業科目について、教育内容と相関性を有すると考えられる研究活動及び主な研究業績を資料 3-3-1-① に示す。

**【分析結果とその根拠理由】**

資料 3-3-1-① に示されるように、教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と相関性を有する研究活動が行われている。

**観点 3-4-1 : 短期大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。**

#### 【観点に係る状況】

本学の事務分掌を担当する事務局及び学生部は、「長野県組織規則」（資料3-1-1-1-①）に基づいて置いている。教育課程に関わる事務の担当は、主に教務課職員（専門職職員である保健師を含む。）と付属図書館の専門職職員（図書館司書）である。また、学生の生活や進路指導等を担当する総務課と学生課も、広い意味で学生の教育業務に関わっている。これらの事務局配置図と各職員の事務担当表を資料3-4-1-1-①に示す。なお、付属図書館、学生部、実験・実習系の授業科目のある学科・専攻等には、常勤助手（教員に準ずる。）以外に臨時雇用の純非常勤職員（通称ヘルパー）15名（平成17年4月1日現在）を採用している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

資料3-4-1-1-①が示すように、現在のところ教育課程を展開するために必要な事務職員が確保されていて、本学職員に対する学生の信頼度は「満足度調査」等の結果、極めて高い。ただし、県の行政改革で人員削減が日程にのぼっているため、職員の業務分担・配置について見直しが求められる。

### （2）優れた点及び改善を要する点

#### 【優れた点】

本学において最も充実した部分は、本学教育の中核的人的資源としての教員である。実際、設置基準を上回る専任教員数が確保されており、個々の教員は完全公募制や厳密な昇格基準に基づき、教育・研究の両面から随時評価され、その質が保たれている。

#### 【改善を要する点】

教員は概ね研究への関心が高く、組織的に教育力を向上させ、大学運営・地域貢献に各教員が積極的に取り組むためには、意識改革を継続してすすめる必要がある。また一般的に、国立大学法人の大学や独立行政法人の高等専門学校事務職員には、文部科学省との人事交流を含め、長年その仕事に携わり教務事務に対して専門性を有している者がいる。しかし、本学の教務等事務担当者は、図書館司書・保健師等専門職職員も含め、県職員としての人事異動があり、高等教育機関の教務事務に特に精通しているわけではない。転入・転出のサイクルが短く、その専門性を身につけた上で業務に従事する時間的余裕がないので、短期間に業務内容を理解し、学生と向き合っただけで概ね適切に対応しているが、教員・学生との意思疎通、研修について、一層適切な方法があるか、検討が必要である。県に、高等教育を総合的に担当する部局の存在しないことも、関連する課題である。

### （3）基準3の自己評価の概要

本学の教育目的である「きめ細やかな少人数教育」や「現代的ニーズに応え得る教養教育とより質の高い専門教育を提供する教育課程」を実現できるだけの専任教員が質・量ともに確保されている。それを実現している条件は、主に採用人事における公募制と、採用・昇任人事における研究・教育等の厳密な評価基準の適用であり、制度が継続的に有効に機能していることである。

## 基準 4 学生の受入

### (1) 観点ごとの自己評価

**観点 4-1-1 :** 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。

#### 【観点到係る状況】

本学では、①国際化し多元化する地域に貢献できる（県民の生活及び文化の向上に寄与する）人材の育成、②個性を重んじる、きめ細やかな少人数教育を基本とする、③現代的ニーズに応え得る教養教育とより質の高い専門教育とを提供する、地域に開かれた総合短期大学という目的に照らし、学科・専攻の教育目的に沿ったアドミッション・ポリシーを、「長野県短期大学の教育目的とアドミッション・ポリシー」（資料 4-1-1-① 総務委員会資料）の通りに定めている。アドミッション・ポリシーについては、『長野県短期大学 2006 大学案内』（資料 4-1-1-② 以下『2006 大学案内』と略記、2 頁～17 頁）に明記しており、本学入学志願者の具体的な出願資格や選抜方法、「推薦による選抜」における推薦条件については『平成 18 年度学生募集要項』（資料 4-1-1-③）に記載し、上記『2006 大学案内』にも概略を記している（資料 4-1-1-② 30 頁～31 頁）。これらの資料は、県内の公立・私立すべての高等学校（109 校）に送付しているほか、大学説明会（本年は 5・6 月に実施、伊那会場・松本会場・本学会場、531 名参加）やオープンキャンパス（本年 7 月 4 日から 8 日に実施、244 名参加）、業者主催の進学ガイダンス、高校訪問（昨年度 63 校実施。本年度 68 校実施予定）等においても説明の上、配布している。それと共に志願者等個人からの質問に答え、資料請求に対しては送付を行っている。また、本学ホームページ（<http://www.nagano-kentan.ac.jp/>）にも『2006 大学案内』や『平成 18 年度学生募集要項』と同内容を掲載し、平成 16 年 5 月以降、平成 17 年 6 月 29 日までに約 60,770 件アクセスされている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学では、大学及び学科・専攻ごとの教育目的に沿ってアドミッション・ポリシーを定め、それに基づき、『2006 大学案内』に、選抜方針に係わる出願資格や 4 通りの選抜方法等を『平成 18 年度学生募集要項』に記載している。それらは、本学ホームページにも掲載されている。以上のように、アドミッション・ポリシーを明確に定め、『2006 大学案内』やホームページを通して広く公表し、大学説明会、オープンキャンパスでも周知を計っている。その結果として、上記説明会参加者人数やホームページアクセス数が示すように周知されている。

**観点 4-2-1 :** アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

#### 【観点到係る状況】

本学では、上記のアドミッション・ポリシーに沿い、学生の受け入れ方法としては「推薦による選抜」（以下「推薦選抜」と略記）、「社会人特別選抜」（本学における社会人とは 25 歳以上で、昼間に本学に通学可能な人をいう）、「学力検査による選抜」（以下「学力選抜」と略記）の 3 種の選抜を実施してきた。

「推薦選抜」においては、各学科・専攻の推薦条件を『平成 17 年度学生募集要項』（資料 4-2-1-①、1～5 頁）2 頁に記しており、学科・専攻のアドミッション・ポリシーに適ったものとなっている。本学の「推薦

選抜」は、県内高等学校による推薦を前提とする公募制であり、選抜方法としては、同じく『学生募集要項』3頁・4頁に記しているように、(1)書類審査(志望理由書・推薦書・調査書)、(2)小論文、(3)面接により行っている。特に(2)小論文及び(3)面接については、各学科・専攻が、アドミッション・ポリシーに基づいた独自の方法を工夫し採用している。(3)の面接については、各学科・専攻で面接要領を作成し実施している(非公開)。たとえば英語英米文化専攻(旧英語専攻)の場合、「英語、英米文化に強い関心があり、学習・研究意欲の高い者」、調査書の評定平均値が3.5以上の者を推薦条件としている。これは、アドミッション・ポリシーに沿って、受験生の英語や英米文化に対する関心、意欲を重視する方針を具体化した条件である。実施の際には、(2)において英文資料に基づいた日本語の小論文を課して採点し、(3)においては、日本語と英語の面接を実施して評価し、総合的に可否を判定する資料を作成して、教授会で審議し可否を判定する等、その方針に基づいて選抜している。

「学力選抜」の選抜方法は、上記『学生募集要項』(資料4-2-1-② 8頁～11頁)に記す通りである。たとえば英語英米文化専攻(旧英語専攻)では、外国語(英語、リスニングを含む)(150点)、国語、地理歴史(日本史B、世界史B)のうち1科目を選択(100点)の計2科目、合計250点満点とし、アドミッション・ポリシーに沿いながら、高等学校における英語を中心とした基礎学力を重視して、総合力で可否を判定してきた。

平成13年度～17年度の5年間の「入学者選抜状況」(資料4-2-1-③、平成14年度から18年度の『学生募集要項』)にみるように、学科・専攻により倍率のばらつきはあるが、平成16年度からの改組の成果もあって、「推薦選抜」で平均1.7倍から1.9倍の倍率(受験者数を合格者数で割った値)となっており、また「学力選抜」でも、平均4.4倍から5.1倍の倍率(受験者数を募集人員で割った値)となっている。

「推薦選抜」及び「学力選抜」では、入試問題作成委員会による丹念な検討に基づく適切な問題を出題し、過去の入試問題については問題集を作成(資料4-2-1-④『平成15年～17年度長野県短期大学推薦選抜入学試験問題集』、資料4-2-1-⑤『平成14年～16年度長野県短期大学入学試験問題集』)し、公表している。以上からみると、受け入れ方法は十分に機能しているといえる。

#### 【分析結果とその根拠理由】

平成17年度までは、上述の通り「推薦選抜」「学力選抜」という受け入れ方法を採用してきた(前掲資料4-2-1-①、前掲資料4-2-1-②)。上記の各年度の入学者状況にみる倍率が物語るように、また、学科・専攻の学生の就学状況、卒業に至る経過、自己点検・評価による「満足度調査」「授業評価」等から総合的に判断して、求める学生像に沿った適切な学生の受け入れ方法を採用し、実質的に機能させてきたといえる。

しかし、センター入試に短期大学の参入が認められたので、大学入試センター試験受験者の本学志望も視野に入れ、本学では、慎重な調査・研究を経て、平成18年度入試から、選抜方法を「推薦選抜」・「社会人特別選抜」・「一般選抜A」(平成18年度大学入試センター試験の成績による)・「一般選抜B」の4種に変更することとした(前掲資料4-1-1-③)。多様な選抜方法を取ることによって、これまで以上にアドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れるために、大学入試センター試験の成績を利用する「一般選抜A」を採用し、それとともに「一般選抜B」を導入することとした。

**観点4-2-2： アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。**

#### 【観点到係る状況】

留学生に対する特別なアドミッション・ポリシーはない。社会人については受け入れ方法として、平成 11 年度入学者より「社会人特別選抜」を実施した。社会人の生涯学習に対する意欲の高まりと少子社会の到来に対応し、本学の地域貢献を使命とする目的に沿うものであり、本学全体及び各学科・専攻のアドミッション・ポリシーを準用している。『平成 18 年度学生募集要項』（前掲資料 4-1-1-③）に出願資格や選抜方法についての記載があり、また上記本学ホームページにも掲載している。実際、平成 13 年度から 17 年度の「入学者選抜状況」（前掲資料 4-2-1-③）に記載されているように、ここ 5 年間で 38 名が受験し、21 名が入学している。たとえば平成 17 年度入試では、下表 4-1（資料 4-2-2-①「平成 17 年度入学者選抜状況」）にみる通り、全学で 8 名の受験者があり、4 名が入学している。面接要領については、各学科・専攻で作成し実施している（未公表）。「社会人特別選抜」の過去の入試問題については、問題集を作成し、公表している（資料 4-2-2-②『平成 14 年～16 年度長野県短期大学入学試験問題集』）。

表 4-1 社会人受け入れ

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
志願者数	11	12	1	6	8
受験者数	11	12	1	6	8
合格者数	6	8	1	3	4
入学者数	6	8	1	2	4

(単位は人)

## 【分析結果とその根拠理由】

現在のところ留学生についてのアドミッション・ポリシーは定めていない。本学は、国際化に対応し、アメリカ合衆国ミズーリ州立大学セントルイス校への編入に関する大学間協定を結び、その結果、現在は編入学生 2 名が留学しており、長野県が姉妹提携をしている中国河北省の河北大学・河北大学に留学生 3 名を送っていることから、今後、日本語教育等について受け入れ態勢を整え、留学生の受け入れ方針や体制を検討していく必要があるだろう。

社会人の受け入れに関しては、「社会人特別選抜」を実施している。「社会人特別選抜」の出願資格や選抜方法については、上述の『学生募集要項』に記載があり、上記の本学ホームページにも掲載している。アドミッション・ポリシーは、社会人の受け入れについて特記はしていないものの、各学科・専攻のアドミッション・ポリシーを適用している。社会人の受け入れに関しては、近年学力選抜で入学する社会人学生も増えており、現段階では特に別に示す必要があるとは判断していない。

## 観点 4-2-3： 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

## 【観点に係る状況】

本学の入学者選抜は、入試委員会が中心となって企画し、全学の教職員が関わって実施している（資料 4-2-3-①、『長野県短期大学規程集』「長野県短期大学入試委員会規程」）。入試委員は、学長を除く教授会構成員

から選挙で選出された2名と、各学科・専攻（左記で選出された者の所属学科・専攻は除く）からそれぞれ互選された1名、及び事務局次長と教務課長の計8名から構成される。「推薦選抜」及び「社会人特別選抜」については、「推薦選抜・社会人特別選抜実施要項」（非公開）にのっとり実施され、「学力選抜」については、「平成17年度入学者選抜試験実施要項（教職員用・アルバイト学生用）」（資料4-2-3-②、資料4-2-3-③）、及び「平成17年度入学試験監督要領」（資料4-2-3-④）、「入試事前準備Ⅰ・Ⅱ」（資料4-2-3-⑤）等の各種マニュアルに基づいて、公正に実施している。

①問題作成については、入試委員会で選出し、学長が委嘱した「問題作成委員」（「推薦選抜」「社会人特別選抜」の各学科・専攻小論文課題、「学力選抜」の入試科目「国語」「英語」「日本史」「世界史」「生物」「数学」それぞれ4名～5名）が主として担当する。問題は入試科目ごとに作成・検討された後、問題検討会（学長、入試委員会正副委員長、各科目の問題作成代表で構成）で検討される。問題検討会は、平成16年度は「推薦選抜」の場合は2回、「学力選抜」の場合は4回開催し、問題の適否も含めた検討を実施して、厳密なチェックを行っている。問題作成段階では、コピー等のすべての作業は2名以上で行うこと、問題文の厳重な管理を励行し、問題作成終了後には、正副委員長が金庫にその都度厳封し収納する、印刷には問題作成者及び正副入試委員長が立ち会う等、問題の漏洩防止のために必要なルールを定めて、厳重に管理している。②入試当日の運営については、本学全教職員の体制で取組んでいる。事前に入試全体会議を開いて、上記の「選抜実施要項」や「監督要領」を説明し、さらに質疑を通じて、周知徹底をはかっている。監督上の注意事項や、携帯電話の電源を切る等の受験生への注意事項の確認、受験者が安心して受験できるための会場の適切な整備等入念なチェックを行っている。③入試データの処理においては、問題作成委員と同様に入試委員会で選出し、学長が委嘱する「判定資料作成委員」「データ処理委員」「実行処理委員」等がそれぞれの役割を果たしている。採点結果（採点は各科目の問題作成者が担当）の集計では、受験番号と点数のみを用いて処理し、合否判定資料を作成している。氏名や出身高校等の個人情報を検査結果から切り離すことで、公正な合否判定処理ができるよう図っている。また、ネットワークからの遮断や、すべてのデータ処理を正副入試委員長の立会いの下で行う等、機密の保持がなされている。

各選抜による合否は、合否判定資料に基づき「合否判定基準」（非公開）に照らして、教授会判定会議で審議・決定して、選抜結果は、合格者の受験番号を本学に5日間掲示する一方、合格者には郵便で通知し、本学ホームページでもみることができるようになっている。また、本学における選抜の受験者は、自己情報開示請求により自己の総合点及び順位を知ることができ、開示請求は文書による請求と口頭による請求（合格発表日から1年以内）の方法があり、本人を確認するため受験票の提示を求めている。

なお、平成18年度の入学者選抜においては、センター試験を利用する「一般選抜A」を実施するため、新たに「センター試験実施委員」が置かれることになった（資料4-2-3-⑥ 平成17年4月20日教授会資料）。

#### 【分析結果とその根拠理由】

上記のように本学の入学者選抜は、入試委員会を中心とし「問題作成委員」「判定資料作成委員」「データ処理委員」「実行処理委員」からなる実施体制の緊密な連携により、公正に実施されている。適正な実施体制は、上記「推薦選抜・社会人特別選抜実施要項」「入学者選抜実施要項」「入学試験監督要領」等、きめ細かな各種マニュアルの整備がなされていることと相俟って、公正な実施を根幹で支えている。また、合否の判定は、教授会判定会議での審議を経て決定している。

観点4-2-4： アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証する

ための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【観点に係る状況】

本学では、毎年度当初に入試委員会で入学者受け入れ状況を確認し、教授会に報告（資料4-2-4-① 平成17年4月6日教授会資料）している。また、「推薦選抜」「社会人特別選抜」「学力選抜」が終了するごとに、その選抜の実施が適正に実施されたかどうかを検証・審議し、反省事項を纏めて（資料4-2-4-② 平成16年度第14回入試委員会資料、資料4-2-4-③ 平成16年度第21回入試委員会議事録等）、次年度以降の選抜に活かしている。同時に、本学では学科・専攻によりアドミッション・ポリシーを定めているため、各学科・専攻でも検証の取組がなされている。たとえば、英語英米文化専攻では、平成15年度入学者より、学生全員を対象にして入学後の取得単位数、成績、資格取得等について追跡調査を1年ごとに実施し、アドミッション・ポリシーに沿った学生が受け入れられているか検証するための資料（非公開）として、推薦選抜と学力選抜の受け入れ人数及び方法の検討・調整に役立てている。また、日本語日本文化専攻や幼児教育学科等では、学科・専攻会議の場で、学生の単位取得状況等を基礎資料として、受け入れについての検証を行っている。また、平成15年度からの入試選抜の見直しの議論もそれらに基づく形で行われ（資料4-2-4-④ 平成15年9月10日教授会資料、資料4-2-4-⑤ 平成16年2月25日教授会資料）、平成18年度からの新しい入試方法導入につながった。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、入試委員会を中心に学生受け入りの適正化を図るための議論を重ねてきており（前掲資料4-2-4-③、資料4-2-4-④、資料4-2-4-④、資料4-2-4-⑤）、またそれに基づいて改善を実際に行っている。それとともに、本学では学科・専攻が中心となって、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れが実際に行われているかどうかを検証してきた。入試委員会と各学科・専攻での検証は、ある程度効果を上げてきているが、さらに平成17年度から専攻科幼児教育学専攻の入試が始まり、センター入試も導入するので、自己点検・評価をさらに重ね、組織的に検証に取組んでいくことが緊急の今日的課題である。

**観点4-3-1：** 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

本学の入学定員は、各学科・専攻とも40名であるが、毎年4名多い44名を受け入れている。しかし、授業・実験・実習・実技等への支障は全くなく、むしろ4名多く受け入れることで受験生や地域の要望に応えている（表4-1、前掲資料4-2-1-①、資料4-3-1-① 『平成17年度長野県短期大学の概況』3頁「入学者状況」）。平成13年度に旧国語専攻で50名が入学したことがある。これは学力検査による選抜の合格者に対して、辞退者が予想より少なかったことに起因する。以後、合格者数・補欠者数決定に当たって、より正確な辞退者数の把握のため、過去の辞退率や他大学との併願状況のデータ分析を参考とする等、慎重を期している。平成17年度は同様の理由で生活環境専攻・幼児教育学科で47名の受け入れとなったが、特に支障は起こっていない。また、定員割れは過去5年間に一度も起きていない。入学者状況については、毎年度当初に入試委員会で確認・検証し、年度当初の教授会で報告（前掲4-2-4-①）している。

表 4-1 入学者選抜状況

学科・専攻	年度	推薦定員	推薦入学者	社会人定員	社会人入学者	学力定員	学力入学者	入学者総数
国際地域文化（旧教養学科）	平成 13	20	19	若干名	1	20	25	45
	14	20	21	〃	1	18	22	44
	15	20	23	〃	0	17	21	44
	16	20	21	〃	0	19	23	44
	17	20	24	〃	0	16	20	44
英語英米文化（旧英語）	平成 13	20	23	若干名	0	17	21	44
	14	20	18	〃	2	24	24	44
	15	20	20	〃	0	20	24	44
	16	20	19	〃	1	20	24	44
	17	15	16	〃	0	24	28	44
日本語日本文化（旧国語）	平成 13	20	21	若干名	1	18	28	50
	14	20	20	〃	0	20	24	44
	15	20	25	〃	0	15	21	46
	16	20	23	〃	0	17	23	46
	17	20	21	〃	0	19	23	44
健康栄養（旧食物栄養）	平成 13	15	17	若干名	4	21	25	46
	14	15	16	〃	3	21	25	44
	15	15	15	〃	1	24	28	44
	16	15	16	〃	1	23	27	44
	17	15	15	〃	3	22	26	44
生活環境（旧生活科学）	平成 13	20	24	若干名	0	16	19	43
	14	20	26	〃	0	14	18	44
	15	20	26	〃	0	14	18	44
	16	25	28	〃	0	12	16	44
	17	25	27	〃	0	13	20	47
幼児教育学科	平成 13	15	17	若干名	0	23	27	44
	14	15	13	〃	2	25	29	44
	15	15	13	〃	0	27	31	44
	16	15	14	〃	0	26	30	44
	17	15	14	〃	1	25	32	47

（平成 16 年度選抜より、改組後の学科・専攻での実施である。単位は人。）

#### 【分析結果とその根拠理由】

表 4-1 にみるように、ここ 5 年間に定員を大幅に超えたり、あるいは大幅に下回る状況にはなっていない。また、平成 13 年度に旧国語専攻で定員より 10 名多く受け入れたことがあったが、次年度以降その反省に立って改善を図っている。毎年度当初に入試委員会において、入学者選抜状況について分析し、改善してきており、入学定員と実入学者数との関係は適正化が十分図られているといえる。

#### （2）優れた点及び改善を要する点

##### 【優れた点】

・本学では、一定の志願者倍率及び受験者倍率が維持されており、アドミッション・ポリシーに沿った学生の

受け入れが可能となっている。

・「学力選抜」をはじめ、「推薦選抜」「社会人特別選抜」等多様な入学者選抜の実施は、本学や各学科・専攻に対する志望動機の多様化に対応するもので、様々な年齢層や経験を持つ学生の受け入れをもたらしている。このことは本学の目的にもかない、学内の活性化に繋がっている。

#### 【改善を要する点】

本学が求める学生像や選抜方針については、従来も『大学案内』・『学生募集要項』及びホームページ等に記載し公表してきたが、アドミッション・ポリシーをより明確にして掲載したのは平成17年度からである。今後さらなる周知・徹底が求められる。

### (3) 基準4の自己評価の概要

本学では、本学の教育目的に照らしてアドミッション・ポリシーを定め、『長野県短期大学 2006年度 大学案内』や本学ホームページに明記している。また、本学の『平成18年度学生募集要項』には、アドミッション・ポリシーに沿った具体的な選抜方法が記載されている。本学の『大学案内』や『学生募集要項』は広く学内や社会に公表し、周知を図っている。

平成17年度に至るまでの入学者選抜において、本学の学生の受け入れは適正且つ公正に行われており、定員に対し、一定の志願者数倍率及び受験者数倍率を維持してきた。このことにより、本学ではアドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れが可能となっている。また、「社会人特別選抜」等により、様々な年齢層や経験を持つ学生を受け入れており、学内の活性化が図られている。

本学では、入試委員会を中心として、絶えず入学者選抜の方法の見直しを行ってきた。これまで以上に多様な科目の受験を可能にすることを目指した平成15年度からの見直しの結果、本学では、平成18年度入試よりこれまでの「学力による選抜」に替えて、大学入試センター試験の成績による「一般選抜A」と本学独自の選抜方法である「一般選抜B」を新たに採用することにした。平成16年11月17日に文部科学省より、本学を含む大学入試センター試験の利用大学が公表されている。ここに至るまでの入学者選抜方法をめぐる検証と審議は、これまで以上に多様な学生を受け入れるための具体的で顕著な改善方策と評価することができる。以上より、本学ではアドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れが着実に進められてきたといえる。

## 基準 5 教育内容及び方法

### (1) 観点ごとの自己評価

#### <準学士課程>

観点 5-1-1 : 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系的性が確保されているか。

#### 【観点到る状況】

本学の教育課程は、学則第 8 条に基づき、「全学共通科目」と「専門教育科目」により編成されている（資料 5-1-1-①『平成 17 年度学生便覧』55～57 頁）。教養科目が多いことが従前（資料 5-1-1-②『平成 15 年度学生便覧』50～52 頁）からの特徴であったが、平成 16 年（2004 年）度発足の「新教育課程」にも、専門教育科目との整合性を考慮し、全学共通科目の位置づけを明確にして、従来の特徴を発展させている。

「全学共通科目」は、「新入生ゼミナール科目」、「総合教育科目」、「外国語科目」、「保健体育科目」、「専門開放科目」で構成している。「新入生ゼミナール科目」は、新教育課程から導入した授業科目であり、大学教育を受けるための基礎能力（カレッジ・スキルズ）の養成、各学科・専攻の専門教育へのオリエンテーションを目的としている。学科・専攻別に 1 年前期・必修として開設し、ホーム・ルーム的な色彩も持たせ、学生同士の交流、学生と教員の交流も図っている。「総合教育科目」では、人間・社会・自然についての総合的視野の涵養と専門教育の土台づくりを目的として、講義科目と演習科目を設けている。講義科目を、A 群（言語・文化・思想）・B 群（現代社会）・C 群（人間・科学・情報）に分け、各学科・専攻の教育目標に応じて、各群についての卒業最低履修単位数を定めている（資料 5-1-1-③『平成 17 年度学生便覧』59 頁 備考）。「総合演習」は、現代的・総合的視野の養成と主体的問題意識の醸成、問題を解決する方法の修得等を目的とし、新教育課程から導入されたゼミナール形式の 1 年後期の選択科目（教職必修）である。学則第 9 条に基づき、「全学共通科目」は、各学科・専攻で 11～14 単位を卒業最低履修単位数としている（前掲資料 5-1-1-③『平成 17 年度学生便覧』59 頁）。

一方、「専門教育科目」は、主に「必修科目」と「選択科目」とで構成している。多文化コミュニケーション学科では、国内外の文化・社会に関する基礎的知識を身につけることを目的として「学科共通選択科目」を設けている。各専攻では 12 単位履修することを義務付け、これにより専門教育における各専攻間の連携と連携を実現している（学科・専攻別卒業最低履修単位数については、資料 5-1-1-④『平成 17 年度学生便覧』14 頁）。

#### 【分析結果とその根拠理由】

平成 16 年度から実施した改組による学科・専攻、新たな免許・資格取得、平成 18 年度に初めて学生が入学する専攻科幼児教育学専攻（1 年制）の保育士養成課程を視野に入れて、観点 1-1-1 に示した教育の目的に照らし、全学的に教育課程を刷新した。その過程で、教養教育と専門教育、及び必修科目と選択科目のバランスも含めて入念に検討しており、新教育課程において、その体系的性を確保している。「新入生ゼミナール科目」、「総合教育科目」、「専門開放科目」等の設定により、教養教育と専門教育との有機的な連携を図っていると同時に、各学科・専攻の教育目的を考慮した教育課程を編成している。また、多文化コミュニケーション学科では、「学科共通選択科目」の設定により専門教育における専攻間の連携を図っている。

専門科目については、各学科・専攻において、その特色を明示するような幅広い学科目を開設しており、それ

それぞれの教育目的を達成するための堅実な取組であるといえる。必修科目、選択科目の内容や単位数のバランスについては、特に問題はないと判断される。しかしながら、新教育課程では、より魅力ある短期大学を目指して、図書館司書資格・学校図書館司書教諭免許（以下、司書ならびに司書教諭と略記する）や保育士資格等、新たな免許・資格取得を可能にしたため、全学的に科目数が増加した。加えて、新設の免許・資格に関わる授業科目の担当者に非常勤教員が多いという事情が派生した。そのような理由から、時間割編成作業に困難点が生じており、併せて、学生の興味や関心に基づく自由な授業科目選択を時間割上保障できにくいという問題点が浮上している。現時点では、司書・司書教諭科目については、積極的な集中講義の導入を図ることで対応し、隘路の打開に努めている（資料5-1-1-⑤『平成17年度学生便覧』13頁、資料5-1-1-⑥「平成16年度前期時間割」他）。

これらのことから、目的に到達できる教育課程編成と授業科目の配置に務めており、全体として教育課程編成の体系性と学生の授業科目履修が確保されていると判断する。

### 観点5-1-2： 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

#### 【観点到係る状況】

「全学共通科目」については、学生が高校教育から大学教育への橋渡しを的確に行えるよう、基礎的な学問と文化の成果とを教授し、専門教育を深めていくための学習・研究活動に必要な基礎的技能及び知識の修得を図るとともに、現代的課題を理解し課題解決に取り組めるような教養を深めることを目標として、準学士課程にふさわしい教育課程を編成している（前掲資料5-1-1-①『平成17年度学生便覧』55頁）。この科目構成が適切であるかどうかは、全学共通科目運営委員会が検討し、充実を図っている。授業の内容については、「新入生ゼミナール科目」は前述の通り。「外国語科目」は「英語科目」及び「第二外国語科目」から構成されており、アジア地域を含む異文化理解や語学能力、コミュニケーション能力の育成等を意図した内容を設定している。「保健体育科目」では、各種スポーツを通して心身ともに健康で充実した大学生活を送り、生涯にわたって自己の健康を護り創っていく知識や技能を学ぶことを目標としており、「総合教育科目」及び「専門開放科目」（資料5-1-2-①『平成17年度学生便覧』15頁）では、広い視野と豊かな教養を培うために、専門分野の基礎となり、専門分野を補うことのできる多種多様な科目を提供している（全学共通科目の授業の内容については、資料5-1-2-②『平成17年度授業科目概要』1～29頁）。

「専門教育科目」は、各学科・専攻の教育の理念・目的に則して授業科目を配置しており（資料5-1-2-③『平成17年度学生便覧』7～12頁）、それらの授業の内容については『平成17年度授業科目概要』に示す通り、教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっている。各学科・専攻の状況を以下に述べる。

国際地域文化専攻では、実践的な英語力と情報知識を養いながら、広範な学問分野を系統的に学ぶために1年後期からコース別に選択必修科目を設定し、主に国際社会について理解を深める「国際コース」と主に我が国ないし地域社会について理解を深める「地域コース」に分けて教育し、さらに2年前期からは各研究室が主宰するゼミナールに分けて、専門的な学習・研究に進めるという教育課程を編成している。

英語英米文化専攻では、専門教育科目のうち、12単位は多文化コミュニケーション学科共通選択科目で、国内外の社会・文化に関する幅広い知識を教授する科目群である。専門教育の核となる科目は必修科目26単位、選択科目10単位で、これらは英語及び情報コミュニケーション関連の科目と英米文化関連の科目に大別し、専攻の教育理念を実現するための教育課程としている。

日本語日本文化専攻では、「日本語」、「日本文学—古代、中近世、近現代」、「中国文学」の各分野ならびに「書道」、「日本の歴史」に関する学科目をバランスよく配置している。各分野の講義科目に対し、基礎演習科目（1

年次・必修)と演習科目(2年次・選択)を配置し、卒業論文作成に必要な研究手法や考え方が修得できるよう実践的な教育課程としている。

健康栄養専攻では、平成14年度の栄養士法改正に伴い、傷病者に的確な指導ができる栄養士を養成するため、法改正の趣旨に沿って、社会的ニーズである健康の維持・増進と生活習慣病対策に必要な基礎科目の充実を図った(前掲資料5-1-2-③『平成17年度学生便覧』10頁、資料5-1-2-④『平成17年度学生便覧』64頁)。加えて、「食育」の重要性・必要性への認識が高まり、平成17年度より栄養教諭の養成が始まったことを受け、本学でも次年度より栄養教諭養成を始めるために教育課程の改正を行った。基礎的な内容の学科目と応用的な内容の学科目との体系的な配置に配慮したものとしている(資料5-1-2-⑤ 第4回教授会資料、資料5-1-2-⑥ 第6回教授会資料)。

生活環境専攻では、平成16年度の生活科学専攻から生活環境専攻への名称変更の際に、専攻の教育理念、教育目標及び教育内容を再検討した上で、教育課程を重点的に改定した。現代の生活を取り巻く身近な衣・住環境と自然環境との共生に関わる諸問題を解決する視点や知識・技能を養うための学科目を中心に編成している。

幼児教育学科では、「高い見識と優れた知識・技能、そして豊かな人間性をもった“プロの保育者・幼児教育者”さらには地域の人々、子育て中の保護者らのよき相談相手となれる“優れた子育て支援者”」を養成することを目的として、学科の幼稚園二種免許取得の上に、専攻科での保育士養成が実践的でより質の高い保育者養成になるような教育課程を作成した。

なお、平成16年1月に実施した在学生(1年生)及び卒業生(2年生)を対象とした、授業に対する満足度についてのアンケート調査では、全学科・専攻で概ね肯定的な回答を得ている(表5-1)。

表5-1 在学生・卒業生満足度調査(平成16年1月実施)

	在学生(N=164)	卒業生(N=144)
授業全体の満足度(%)	60.9	66.2
共通教養科目の満足度(%)	59.5	65.1
専門教育科目の満足度(%)	64.6	66.4
講義科目の満足度(%)	58.5	63.5
実習・演習科目の満足度(%)	69.8	71.4

(満足度の目安を最高のとき100%、普通るとき50%とした場合の%の平均値)

#### 【分析結果とその根拠理由】

「全学共通科目」については、教育の目的に照らして、準学士課程にふさわしい内容の授業科目を提供している。「専門教育科目」については、教養教育と専門教育のバランスや連携を図りつつ、各学科・専攻の特性を踏まえた知識・技能を修得できる特徴的な教育科目と、その周辺で必要な幅広い授業科目を開設しており、その内容は各学科・専攻の目的を達成できる教育課程編成の趣旨に合うものとなっている。また、シラバスの内容はあらかじめ『授業科目概要』に示して学生に渡し、準学士課程に適切なレベルの教育内容として、教務委員会、学科・専攻の教員間で確認し合っている。

これらのことから、授業の内容が、総じて教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

**観点5-1-3: 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものであるか。**

## 【観点に係る状況】

各学科・専攻の代表的な研究活動ならびにその成果の授業内容への反映の例を示す（資料5-1-3-①）。これにより、専門教育科目・全学共通科目とも、教員の有する専門性と授業内容との相関は強く、各教員の研究成果が授業内容に反映されていることは明らかである。特色ある取組の事例としては、幼児教育学科で、保育に関する研究成果をまとめた書籍（『よりそって子育て』2000年、『“子ども・子育て”最前線—長野県短期大学幼児教育学科からの提言—』2004年）を発行し、教科書にも採用している。これは、幼児教育学科各教員の研究内容を教育の目的に沿って関連づけており、そのことを学科学生に直接伝える一助としている。

各学科・専攻の授業科目の教科書・参考書は、大学生協同組合書籍部に一括並べられており、相互に教員が見ることができるとともに、シラバスにも示されて、学生だけでなく、教員が相互に参照できるようにしている。また、本学の紀要、学科・専攻ごとの毎年度の発行物を通して、研究・教育の関連性を公にしている、教員・学生が確認できる。

## 【分析結果とその根拠理由】

上記のように、各学科・専攻の教員・学生の研究内容を盛り込んだ出版物、教科書・参考書、本学紀要、『授業科目概要』の記載等を通じて、本学教員の主たる研究分野と教育内容との間には、十分な関連があり、各学科・専攻ごとに、教員の特色ある研究活動の成果がその授業内容に反映されていることがわかる。したがって、各学科・専攻の授業科目及び免許・資格等を習得する教育課程の授業科目の内容が、全体としての教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものになっていると判断する。

**観点5-1-4： 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学科の授業科目の履修、他短期大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、専攻科教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。**

## 【観点に係る状況】

多様な科目を履修したいという学生のニーズに応えられるよう、平成14年度より「共通教養科目」に「専門開放科目」を設け、他学科・専攻の専門教育科目を履修し、単位を取得した場合に卒業単位に含めることができるようにした。この趣旨は現行の「全学共通科目」にも引き継がれており、各学科・専攻では6～8単位という上限を設けて卒業単位に含めることができる（前掲資料5-1-1-③『平成17年度学生便覧』59頁、表5-2 専門開放科目履修登録状況）。また、全学科・専攻において、特別講義を年複数回企画し、本学の教員ではカバーできない分野について補充教育をしている（表5-3 平成16年度特別講義の実施状況）。

平成16年度より、司書資格（国際地域文化専攻、日本語日本文化専攻、英語英米文化専攻）ならびに司書教諭免許（日本語日本文化専攻、英語英米文化専攻、生活科学科）を新たに取得できるようにし、学生の資格・免許取得志向の高まりに応えている（前掲資料5-1-1-⑤『平成17年度学生便覧』13頁、資料5-1-4-①『平成17年度学生便覧』27～29頁、表5-4 免許・資格取得の希望状況）。

表5-2 専門開放科目履修登録状況（平成16年度～平成17年度前期）

年次	前期・後期	科目名	平成16年度	平成17年度
1年次	前期	中国文学の世界	2	
		アジアの歴史	1	
		英米の言語文化I	3	
		アメリカの歴史	3	
		イギリスの文化と社会	2	
		食事計画論	4	
		発達心理学	18	17
		日本語の世界		3
		人間と文化		2
	社会心理学		2	
	後期	地域と文学	3	
2年次	前期	地域福祉論	5	
		日本経済史	1	
		宗教学	3	
		映画と文学		10
		地域経済史		1
計			45	35

表5-3 平成16年度特別講義の実施状況

学科・専攻名	講師名	日時	題目
多文化 コミュニケーション 学科	国際地域文化専攻 妙高の自然を考える会代表 市民ライター 関口 博之 氏	平成16年 11月15日	ドイツに学ぶ地域自治
	英語英米文化専攻 ミズーリ州立大学セントルイス校 国際学センター所長 Joel Glassman 教授	平成16年 6月22日	“University of Missouri-St. Louis: Gateway to US Higher Education”
	日本語日本文化専攻 東北大学大学院文学研究科 文学部 佐藤 伸宏 教授	平成17年 1月25日	日本近代詩の世界
生活科学学科	健康栄養専攻 宇都宮大学農学部 食品化学研究室 宇田 靖 教授	平成16年 11月24日	発がん抑制成分の研究から見た食品機能性をめぐる現状
	生活環境専攻 専修大学ネットワーク情報学部 山下 清美 教授	平成16年 12月13日	思い出コミュニケーションで結ばれる家族の絆 インターネット社会の家族の形
幼児教育学科	元長野市保健福祉部児童福祉課長補佐 小林 貴美枝 氏	平成16年 6月30日	私が保育士になって 子ども・保護者・地域の皆さん・ 保育者たちとの38年間

表 5-4 免許・資格取得の希望状況（平成 17 年度前期履修登録状況を元に作成）

学科・専攻名		中学校教諭		司書		司書教諭		栄養士		幼稚園教諭	
		1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年
多文化コミュニケーション学科	国際地域文化専攻	—	—	11	15	—	—	—	—	—	—
	英語英米文化専攻	11	18	13	6	1	1	—	—	—	—
	日本語日本文化専攻	13	20	23	16	10	4	—	—	—	—
生活科学科	健康栄養専攻	2	0	—	—	0	0	43	44	—	—
	生活環境専攻	14	13	—	—	10	5	—	—	—	—
幼児教育学科		—	—	—	—	—	—	—	—	47	45
計		40	51	47	37	21	10	43	44	47	55

本学は、平成 17 年度より長野市内の高等教育機関との単位互換協定に参加した。協定に基づき、本学の学生は他大学の授業を「特別聴講学生」として授業料を相互に免除されて受講し、単位を取得することができる。他大学で修得した単位は、30 単位を上限として本学で修得した単位とすることができる（前掲資料 5-1-4-①『平成 17 年度学生便覧』29 頁）。「特別聴講学生」となった学生は、初年度のためもあって多数ではないが、本学に開設されていない科目を学んでいる。

さらに、本学は米国ミズーリ州立大学セントルイス校と編入学協定を締結しており、海外へ留学しやすい環境を整えた（資料 5-1-4-②『平成 17 年度学生便覧』30 頁）。現在、英語英米文化専攻卒業生 2 名が留学中である。また、アメリカ人の専任教員採用により、学生の実践的な英語コミュニケーション能力を向上させ、異文化への理解を深めるよう配慮している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

専門開放科目や多文化コミュニケーション学科の共通選択科目の設定による他学科や他専攻の授業科目の履修のほか、長野市内の協定大学等との間で単位互換を行っており、学生の多様な授業科目を受講したいというニーズに答えている。また、平成 16 年度より取得可能な免許・資格を増やし、海外への留学を奨励している。

以上のことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

#### 観点 5-1-5： 単位の実質化への配慮がなされているか。

##### 【観点到に係る状況】

本学では、少人数教育という特色を活かし、入学時に全学共通のオリエンテーションや学科・専攻ごとのガイダンスを行い、講義・演習・実験・実習・実技科目の単位数（『平成 17 年度学生便覧』16 頁抜粋を参照）とその

根拠を説明し、学生に理解させるように務めている。また、「新入生ゼミナール」の時間を用いて、単位の修得計画や履修方法についてもきめ細かい指導をしている（前掲資料5-1-2-③『平成17年度学生便覧』7～12頁）。

『平成17年度学生便覧』16頁 抜粋

(3) 学科目の単位数

各学科目の単位数は、1単位の学科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、次に示す基準により定められている。

ア 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

イ 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

たとえば、国際地域文化専攻ではハンドブック（資料5-1-5-①『長野県短期大学国際地域文化専攻ハンドブック2005年』1～5頁、7～22頁）を作成し、専攻の理念と教育目標を学生に周知し、図表やモデルケースを示して、学生が個々の学習目標に沿って適切に授業科目やコースの選択履修ができるよう学習指導を行っている。少人数教育の特性を活かし、新入生ゼミナールやゼミ等において、常に学生の主体的な学習を喚起するように履修指導を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、全学共通のオリエンテーションや学科・専攻ごとのガイダンス、さらに、「新入生ゼミナール」の時間を用いた単位の修得計画や履修方法についての細かい指導等、組織的な学習指導を行っている。また、学生へ授業時間外の自学自習の重要性を伝えるよう務めており、各学科・専攻の状況から、現状では、単位の実質化への配慮は相応になされていると思われる。付属図書館の利用は、長期休業中を除き、月曜日～金曜日は8時30分～19時、土曜日は8時30分～12時を可能とし、情報演習室や教室は、平日は7時～20時、土曜日・日曜日・休日・休業日は7時～17時の使用を学生に保障しており、特に付属図書館・情報演習室の利用度は高い。

観点5-1-6： 夜間において授業を実施している課程（第二部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

【観点到係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点5-2-1： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用等が考えられる。）

## 【観点に係る状況】

昨今の学生のニーズに対応するため、DVDやビデオ等の視聴覚教材を用いたり、パソコンによるスライド上映を行ったりする授業形態が増加しており、そのような授業を行える環境を計画的に整備してきた（観点8-1-1参照）。

全学共通科目においても、「総合教育科目」における講義、「外国語科目」における演習、「保健体育科目」における講義・実技はもちろん、「新入生ゼミナール科目」や「総合演習」等において、講義形式以外の少人数教育、討論型授業、フィールド型授業が行えるような工夫をしている。特色ある取組を実施している学科・専攻の状況を以下に述べる。

国際地域文化専攻では、学生数に対して教員の数が多いため、少人数教育を行いやすい環境が整っている。また、2年次には、卒業論文の作成を目標とする演習（ゼミ）の履修が必修であり、授業の中に積極的な討論の場が確保されている。

英語英米文化専攻では、専門教育科目を英語コミュニケーション関連の科目群と英米文化関連の科目群とに分け、実践的英語力と文化・社会に関する知識とがバランス良く身に付くよう配慮している。講義科目でもビデオ、スライド等の使用に力を入れている他、演習科目では、プレゼンテーション、ディベート、ペア・ワークを行うもの、情報演習室での演習（「英語情報演習」や「リスニング・コンプリヘンション」）等様々な形態がある。

日本語日本文化専攻においては、主軸の5分野について、1年次に講義科目に対応する基礎演習科目を、2年次に少人数学生を対象とする演習科目をと、バランス良く配置している。それらの演習科目、卒業研究においては、対話・討論型授業が基調となっており、学生相互の学問的理解を深め、学生のコミュニケーション能力を育成する場として機能している。「新入生ゼミナール」においては、「善光寺縁起」の絵解の見学を取り入れる等、フィールド型授業の導入にも努めている。また、情報機器（ネット・データベース・CD-ROM・各種検索システム等）を活用した授業、その他、視聴覚教材を活用した授業やプレゼンテーションによる授業の導入にも努めている。

## 【分析結果とその根拠理由】

授業形態は、各学科・専攻の教育目的及び各特性に応じた適切な組合せで、バランスも十分にとれているように思われる。学習指導法の工夫については、少人数授業やフィールド型授業、情報機器を活用した授業や視聴覚教材を活用した授業やプレゼンテーションによる授業を行っている。以上のことから、教育の目的に照らしても、準学士課程としても、授業形態の組合せ・バランスは適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な工夫がなされていると判断する。

## 観点5-2-2： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

## 【観点に係る状況】

平成16年度分より『授業科目概要』（通称シラバス）を教育課程の趣旨に沿い、かつ、学生が講義内容を事前にきちんと把握出来るよう、また、学生の科目履修の参考資料となるよう、具体的で分かりやすくした。1科目につきA4、1頁を充て、詳細な記載事項（講義科目については毎回の講義内容を示す等）を統一したフォームで作成した（資料5-2-2-①『平成16年度授業科目概要』1頁）。平成17年度分は携行しやすくするため、活字のポイント数を小さくしてA4、1ページに2科目を掲載するように改めた（前掲資料5-1-2-②『平

成17年度授業科目概要』1頁)。

『授業科目概要』を使用して、各学科・専攻では、年度当初に教務委員が科目履修について説明を行い、その活用について綿密な指導を行っている。また、シラバスの作成にあたっては、教員相互で教授内容の調整をはかるよう務め、記載可能な範囲で詳細な内容を掲載している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

授業評価アンケート結果(資料5-2-2-②『2004年度前期 授業評価報告書』1頁、資料5-2-2-③『2004年度後期 授業評価報告書』27頁)によると、学科目選択のための判断材料としてシラバスが学生に活用されていることが伺える。

教育課程の趣旨に沿って、フォーマットを統一したシラバスを作成するようにしたこともあって、多くの学生が科目履修の際に活用しているといえる。教員側も、初回の授業で履修学生に対してシラバスを用いたオリエンテーションを行い、学生のシラバス活用を支援している。

以上のことから、準学士課程全体として、シラバスを適切に作成していると判断され、学生及び教員の活用面についても利用度が概ね高く、活用されていると判断する。

#### 観点5-2-3： 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

##### 【観点到に係る状況】

本学では、少人数教育の特徴を生かし、自主学習への配慮については、1年次においては「新入生ゼミナール」、2年次においては卒業研究(ゼミ)を中心として、日常的に行っている。自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮は、各学科・専攻できめ細かく行っている。また、学科・専攻代表または教務委員を中心に、各学期において、学生個々の単位取得状況の確認や休学や退学、編入学等に関わる学習相談を随時受けている。

英語英米文化専攻では、実践的英語力の育成に努めており、自主学習支援には特に力を入れている。具体的には、共同研究室に数多くの参考図書や視聴覚教材を置き、学生が自由に活用出来るようにしており、視聴覚教材や機材の使用法も解説し、様々な個人的相談にも随時応えている。基礎力再養成のための科目“English Grammar”を1年通年必修としている他、英会話科目は能力別のクラス分けも実施している。

日本語日本文化専攻においては、日本語日本文化研究室(文学全集、文学事典や辞書類のような基幹図書、印刷機、パソコンが常備されている)を設置し、学生の打ち合わせ、発表資料の作成、情報検索等の目的のために使用されている。学生のニーズに応じて、専門分野の教員が演習科目ならびに卒業研究を中心として課外時間に個別に補充教育を施している。また、1年次における「新入生ゼミナール」時に、専攻教員全員が2コマを分担し、各分野について解説し、研究方法のオリエンテーションを実施している。文献検索ならびに資料収集については、本学付属図書館の司書によるオリエンテーションを実施している。

健康栄養専攻では、比較的学生の自主学習意欲が高いため、専攻の課題としては補習の実施が挙げられる。理科の基礎学力不足のため、栄養士養成課程の専門教育科目の学修に困難さを感じさせる学生が散見されるが、全員に対して補習を実施しなければならないほど深刻な事態には至っていない。国の方針は「質の高い栄養士の養成」にシフトしており、学生の理科の基礎学力が低下しても安易に授業のレベルを下げるわけにはいかないという難局を迎えている。個別対応で凌いでいる現状である。

#### 【分析結果とその根拠理由】

自主学習への配慮については、1年次においては「新入生ゼミナール」、2年次においては卒業研究（ゼミ）を中心として、日常的に行っている。基礎学力不足の学生については、教務委員を中心とした各学科・専攻単位の相談体制により配慮しているため、学業継続に支障をきたすような深刻な事態には至っていない。現状では、基礎学力不足の学生への配慮は個別対応で行っているため、基礎学力不足の学生への配慮を、全学の共通認識とする必要がある。

**観点 5-2-4：** 通信教育を実施している場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点到係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

**観点 5-3-1：** 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

【観点到係る状況】

学則第 11 条第 2 項（次に示す抜粋参照）に係る平成 15 年度の教務委員会における検討の成果として、平成 16 年度より、優（80 点以上）、良（70 点以上）、可（60 点以上）、不可（60 点未満）の成績評定基準が明確にされた（資料 5-3-1-① 第 5 回教授会資料、資料 5-3-1-② 第 14 回教授会資料）。

『平成 17 年度学生便覧』49 頁 学則第 11 条第 2 項 抜粋

2 前項の成績審査は、学期末に筆記試験、口述試験、論文、報告書その他によって行い、その成績の評定は、優、良、可及び不可をもって表し、可以上を合格とする。

これらの成績評価基準については、『学生便覧』に明記し、この冊子を学生全員に配布している（資料 5-3-1-③『平成 17 年度学生便覧』17 頁 単位履修要件）。さらに、初回授業時の説明や教務委員によるオリエンテーションによって、受講生に成績評定の基準を周知している。ただし、評定にあたって、定期試験の点数で決めるのか、出席点も加味するのか等の詳細は、個々の教員の裁量に委ねており、成績評価についての各教員の方針はシラバスに記載されている（前掲資料 5-1-2-②『平成 17 年度授業科目概要』1～29 頁）。

卒業認定については、学則第 12 条（次に示す抜粋参照）に基づき、大学に 2 年以上在学し、『学生便覧』に定める「学科・専攻別卒業最低履修単位数表」（前掲資料 5-1-1-④『平成 17 年度学生便覧』14 頁）の単位以上を修得する者には、卒業の認定を行うと定めている。卒業認定基準については、『学生便覧』に明記して学生全員に配布している（資料 5-3-1-④『平成 17 年度学生便覧』16～17 頁 卒業のための履修方法）。

『平成 17 年度学生便覧』 50 頁 学則第 12 条 抜粋

第 12 条 2 年以上在学し、第 9 条第 1 項に定める単位を修得した学科の学生は、卒業の要件を備えたものとし、学長が卒業を認定して卒業証書を授与する。

2 1 年以上在学し、第 9 条第 2 項に定める単位を修得した専攻科の学生は、修了の要件を備えたものとし、学長が修了を認定して修了証書を授与する。

#### 【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準や卒業認定基準については、学則によって定めている。成績評価基準や卒業認定基準は、『学生便覧』に明示しており、初回授業時のガイダンスや教務委員によるオリエンテーション、また各学科・専攻の「新入生ゼミナール」等によって、学生に周知している。さらに、教務委員が単位修得計画表を基に履修指導を行っており、組織的に学生に周知する取組を行っている。

以上のことから、成績評価基準及び卒業認定基準は組織として策定しており、学生への周知も行っている。

**観点 5-3-2 : 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。**

#### 【観点到係る状況】

授業科目の具体的な成績評価の方針は、シラバスに記載している。単位修得要件は、学則第 11 条第 3 項（次に示す抜粋参照）で定めている。これは『学生便覧』に明記し、学生に周知している（資料 5-3-1-③『平成 17 年度学生便覧』 17 頁）。成績審査は、概ね筆記・実技試験、レポート及び授業への出席状況を総合して、4 段階評価（前項に記述）で行っている（資料：非公開）。ただし、本学の特色として、勉学奨励のために、学科目受講者の 5 パーセント以内で「秀」を与えている。また、本学では学業等優秀な学生に対して、平成 15 年（2004）年度から卒業式で「表彰」を行い、学長から表彰状の授与と記念品の贈呈を行っている（下記抜粋参照）。

『平成 17 年度学生便覧』 49 頁 学則第 11 条第 3 項 抜粋

3 第 1 項の成績審査を受けるには、その学年の始めに届け出た学科目について、原則として、授業時間の 3 分の 2 以上出席していなければならない。

#### 「長野県短期大学学生等表彰規程」と実績

① 「長野県短期大学学則 第 7 章 賞罰」（『平成 17 年度学生便覧』 53 頁）

（表彰）第 31 条 学長は、性行、学業ともに優秀で、他の模範となる学生又は聴講生を表彰することがある。

学則のうち、「性行」「学業」「模範」性の 3 要素で評価し、対象を「個人」に絞った「表彰」である。なお、『長野県短期大学学生等表彰規程』の第 2 条(2)(3)の「団体」や「学内活動」「社会活動」の点からの表彰は今後の課題である。

② 「長野県短期大学学生等表彰規程」（『平成 17 年度学生便覧』 68 頁）

（趣旨）

第 1 条 この規定は、長野県短期大学学則第 31 条の規定及びその精神に基づき、長野県短期大学生、科目等

履修生又は特別聴講学生（以下「学生等」という。）の表彰に関する必要な事項を定めるものとする。

（表彰の種類）

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する個人又は団体に行われる。

- (1) 学業において、成績が優秀であり、他の学生等の模範となった個人
- (2) 学業以外の学内活動において、顕著な活動をした団体又は個人
- (3) 社会活動などにおいて、顕著な活動をした団体又は個人

（表彰の方法）

第3条 学長は、表彰を卒業式に行い、表彰者に表彰状及び記念品を授与する。

（選考方法および人数）

第4条 表彰者の選考方法及び人数は、次による。

1 学生部長は、必要に応じて、学生部長、学生指導委員長、教務委員長及び各学科・専攻の代表で構成する選考会議を招集して、表彰予定者を選考し、教授会に提案する。

2 表彰者は、表彰予定者の中から、教授会の議を経て、学長が決定する。

3 表彰人数は、若干名とする。

（補 則）

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成16年2月25日教授会承認）

1 この規程は、平成15年度から施行する。

2 ただし、第2条第1項第1号から第3号まではそれぞれの入学時から適用する。

③「学生等表彰実績一覧」（学生指導委員会）

2003年度（3名）

文学科英語専攻 ○○○○ / 生活科学科食物栄養学専攻 ○○○○ /  
 教養学科 ○○○○

2004年度（4名）

文学科国語専攻 ○○○○ / 文学科英語専攻 ○○○○ /  
 生活科学科食物栄養学専攻 ○○○○ / 幼児教育学科 ○○○○

卒業認定は、学科・専攻会議を経て、最終的には教授会の卒業認定会議（資料：非公開）での議を経て、学則第11条の定めに基づき、学長が行っている。

『平成17年度学生便覧』49頁 学則第11条 抜粋

学長は、学科目を履修して、成績審査に合格した者に対し、その学科目の単位の修得を認定する。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価は、基準に基づいて4段階評価で行っている。成績審査は、学科目の内容により、試験（筆記・実技）またはレポートで実施している。基準で定められていない細部については、担当教員の裁量に委ねているが、あまり問題は生じていない。卒業認定は、学科・専攻会議を経、最終的には教授会の卒業認定会議での議を経て、適切に実施している。

以上のことから、成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定を実施している。

観点5-3-3： 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て

等が考えられる。)が講じられているか。

【観点に係る状況】

成績評価等の正確性を担保するための措置としては、学生が教務課または教科担当者に申し出を行い、教務課または教科担当者が事実確認を行い、対処している。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価等の正確性を担保するための措置は、個々の学生の申し立てに対して個々の教員や教務課が応じており、実態として講じられている。今後は、全学的にも、それに対応しうる制度の整備が必要である。

<専攻科課程>

本学では、専攻科幼児教育学専攻の学生の受け入れは平成18年4月からであるので、観点5-4-1～観点5-7-3は該当しない。

観点5-4-1： 学科の教育との連携を考慮した教育課程となっているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点5-4-2： 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点5-4-3： 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 5-4-4 : 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

【観点到係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 5-4-5 : 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他専攻の授業科目の履修、大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施等が考えられる。）に配慮しているか。

【観点到係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 5-5-1 : 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用等が考えられる。）

【観点到係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 5-5-2 : 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 5-5-3 : 自主学習への配慮, 多様な専門分野への配慮等がなされているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 5-6-1 : 専攻科で修学するにふさわしい研究指導（例えば, 複数教員による指導, 研究テーマ決定に対する適切な指導等が考えられる。）が行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 5-7-1 : 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され, 学生に周知されているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 5-7-2 : 成績評価基準や修了認定基準に従って, 成績評価, 単位認定, 修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

該当なし

## 【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 5-7-3 : 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

## 【観点に係る状況】

該当なし

## 【分析結果とその根拠理由】

該当なし

## (2) 優れた点及び改善を要する点

## 【優れた点】

平成 16 年度発足の新教育課程において、「新入生ゼミナール科目」、「総合教育科目・講義」、「総合演習」等の開設により、高校教育から大学教育への橋渡しや、幅広い教養教育と高度な専門教育の有機的な連携が図られていること、また 2 年次には全学科・専攻においてゼミナール形式の少人数授業が開設され、専門的な学習・研究に進める教育課程が組み立てられていること、この二点から、本学の教育目的を満たしている。

## 【改善を要する点】

基礎学力不足の学生への配慮については、現状では、個別対応で行っている。修学に対する学生の不安解消への相談・支援には、学科・専攻の教員、学科・専攻を超えた教員のオフィスアワーによる対応、学生相談室によるカウンセラーによる相談・援助（平成 13 年 5 月開設）等によっていて、概ね順調に推移しているが、全学の共通認識としてどうあるべきかを、常に点検・評価して改善する必要がある。

成績評価等の正確性を担保するための措置は、実態としては行われているが、全学的にそれに対応しうる制度の整備が必要であると考えられる。

## (3) 基準 5 の自己評価の概要

＜準学士課程＞ 本学では、平成 16 年度の改組による新体制発足にあたり、教育の目的に照らして全学的に教育課程を刷新しており、教養教育と専門教育とのバランス、必修科目・選択科目の内容や単位数のバランスを考慮した教育課程を編成しており、その体系性も確保されている。「新入生ゼミナール科目」を新設し、大学教育を受けるための基礎学力の養成と各学科・専攻の専門教育へのオリエンテーションを重視している。一方、「専門教育科目」では、各学科・専攻の教育目的を達成するため、その特色を明示するような学科科目を含む幅広い科目を開設している。また、専門教育科目・全学共通科目とも、教員の有する専門性と授業内容との相関が強く、各学科・専攻ごとに教員の特色ある研究活動の成果がその授業内容に反映されている。専門開放科目や多文化コミュニケーション学科の共通選択科目等、他学科・専攻授業科目の履修のほか、長野市内の協定大学等との間で単位互換を行っており、学生の多様な科目を受講したいというニーズに応えている。また、平成 16 年度より取得可能な免許・資格を増やし、海外留学の支援も行っている。本学では、少人数教育という特色を活かし、入学時に全学

共通のオリエンテーションや学科・専攻ごとのガイダンスを行い、講義・演習・実験・実習科目の単位数とその根拠を説明し、学生に理解させるように務めている。また、「新入生ゼミナール」の時間を用いて、単位の修得計画や履修方法についてきめ細かい指導をしている。

学習指導法の工夫については、少人数授業やフィールド型授業、情報機器を活用した授業、視聴覚教材を活用した授業やプレゼンテーションによる授業を行っている。この工夫は、昨今の学生たちのニーズに対応するものである。また、教育課程の趣旨に沿って、統一されたシラバスが作成されるようになり、多くの学生が科目履修の際に活用している。教員側も、履修学生に対してシラバスを用いたオリエンテーションを行い、学生のシラバス活用を支援している。

成績評価方法や卒業認定方法について、成績評価基準や卒業認定基準は『学生便覧』に明示されており、初回授業時のガイダンスや教務委員によるオリエンテーション等によって、学生に周知されている。さらに、教務委員が単位修得計画表を基に履修指導を行っており、組織的に学生に周知する取組を行っている。

<専攻科課程> 該当なし

## 基準 6 教育の成果

### (1) 観点ごとの自己評価

観点 6-1-1： 短期大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

#### 【観点到る状況】

本学では、平成16（2004）年度の改組により新しい学科・専攻を発足させた。基準 1 で述べた全新学科・専攻の教育目標・方針は、平成17年度に作成された『大学案内』（別添資料）、大学のホームページにも明記されている。「達成状況の検証・評価」に関しては、現在のところ学科・専攻や各種委員会等が取組んでいる。

教育目標・方針については、全学科・専攻が文章で明記している。さらに、職業人養成課程として教育目標が理解されやすい健康栄養専攻・幼児教育学科以外では、専攻ごとに入学時に独自の冊子を学生に配布し、学生がその教育目標・方針を十分に理解したうえで学修しやすいように取組んでいる（資料 6-1-1-① 『長野県短期大学国際地域文化専攻ハンドブック』、資料 6-1-1-② 『英語英米文化専攻での学生生活』）。

教育目標の達成状況の把握については、これまで実施してきた取組として、次の事例が挙げられる。健康栄養専攻や幼児教育学科では、栄養士資格や幼稚園教諭免許取得率が教育目標の達成度を計る客観的な指標となるが、これらは卒業時に必ず把握が可能である。このような指標のない学科・専攻では、それぞれに独自の取組を実施してきている。国際地域文化専攻、日本語日本文化専攻、生活環境専攻では、研究発表会において、その成果を確認することとしている。英語英米文化専攻では、実践的英語力に関して、英検等の資格試験の受験を奨励し、またその学習支援を様々な形で実施し、達成状況の調査を定期的に行うことで状況を把握している。また、各学科・専攻では、定期的な学科・専攻会議等における情報交換を通して達成度を把握している。

一方、学生部の学生指導課・進路指導課では、学生の就職活動や四年制大学3年次編入等進学活動を通じて、学生の本学における修学の達成度を検証・評価できる。月ごとに就職状況・進学状況を印刷物として纏め、学内で公にしていることは、達成度を評価する指標の一つとなる。近年の就職率がほぼ 100 パーセント近くであり、進学も概ね学生が希望する大学等に編入できていることは、達成状況を評価できる指標の一つである。

現時点では、学科・専攻ごとの評価の方法、主に担当する教務委員会による1年次、2年次、あるいは前期・後期ごとの学生の達成状況の明確化、その他の具体的な取組の方法等について、全学的見地から、検討中である。

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学では、いずれの学科・専攻においても、平成 16 年度に発足した新学科・専攻の教育目標、養成しようとする人材像については、学科改組の過程で、改めて整理し、『大学案内』、大学のホームページ等に明記している。従って、この観点では適正な対応がとられていると判断できる。しかし、その達成状況の検証・評価については、各学科・専攻とも、その一部について評価を実施しているにとどまっている。本学は、新教育課程が発足して2年目であり、新しい教育課程のもとでの教育の達成状況の検証・評価にはまだ着手していない。全学的な検証・評価システムの構築が必要である。

観点 6-1-2： 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取

得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作等を課している場合には、その内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

#### 【観点に係る状況】

本学学生の単位取得状況は、全学的にみて概ね良好である。本学では成績管理の電算化が進んでいないため、数値で表示することは現状では困難であるが、本学の特色である少人数教育制度を生かし、各学科・専攻で、教務委員を中心に単位取得支援をしており、著しく問題のある学生を把握するよう努めている。これまで、単位取得上の問題を抱える学生の報告は、全学的にみると極めて少数にとどまっている。

また、教育の成果の一指標である退学者や休学者の状況は、表6-1に示すように、ここ3年間10名以下で推移しており、卒業まで至らない学生は2%以下である。言い換えれば、卒業率は毎年98%以上を保っており、良好であるといえる。

表6-1 過去3年間の退学・休学の状況

[表中の数字は退学者数で（ ）内の数字は休学者数を示す](年度末時点)

年 度	国際 ※1	英語 ※2	日本語 ※3	健康 ※4	生活 ※5	幼教 ※6	計
平成14年度	0 (0)	1 (2)	4 (0)	0 (0)	2 (0)	3 (0)	10 (2)
平成15年度	4 (1)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	8 (3)
平成16年度	2 (4)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (1)	5 (6)

※1は国際地域文化専攻（教養学科を含む）。※2は英語英米文化専攻（文学科英語専攻を含む）。※3は日本語日本文化専攻（文学科国語専攻を含む）。※4は健康栄養専攻（生活科学科食物栄養学専攻を含む）。※5は生活環境専攻（生活科学科生活科学専攻を含む）。※6は幼児教育学科。

各学科・専攻の平成12～16年度までの免許・資格取得状況は、次の通りである。

健康栄養（旧食物栄養学）専攻の栄養士資格ならびに幼児教育学科の幼稚園教諭二種免許の取得率は、92%以上であり、希望者のほぼ全員が免許・資格の取得を果たしている（資料6-1-2-①『平成17年度教育概要』8～9頁）。中学校教諭二種免許取得状況は、専攻や年度によりばらつきがあるが、実数を示すと、英語英米文化（英語）専攻7～18名、日本語日本文化（国語）専攻7～16名、生活環境（生活科学）専攻4～10名である（前掲資料6-1-2-① 8～9頁）。

各学科・専攻における取組は、以下の通りである。

英語英米文化専攻では、平成16年度新設の司書科目の履修者は、現時点で各学年10名ほどである。英検2級保持者は、各学年44名中十数名で、全学生が十分な成果を収めているとはいえないが、TOEFL得点500点を入学条件とするミズーリ州立大学セントルイス校に2名の卒業生が編入学を果たしていることに加え、現2年生にも入学後に英検準1級を取得した者がいる。平成17年度より年2回の英検模擬試験を1・2年生全員に対して行い、さらに実績が上がるよう努力を始めた。『英語英米文化専攻会報』、『卒業論集』、『English Journal』の発行や年3回の研究発表会等を通じて、学生の研究意欲や発表能力は向上してきている。

日本語日本文化専攻では、専攻教育の集大成である「卒業研究」（必修・4単位）の質の向上と活性化を図るため、論文集（『長野国文』）の発行を通して研究手法や論文作成の指導に努めてきた。また、教員による個人指導に加え、中間発表会ならびに卒業研究発表会等の場で忌憚のない批評を加えている。近年、質の高い卒業論文が増加しており、そうした努力が結実していると思われる。卒業論文の質の高さは、「平成15年度ドナルド・キーン日米学生日本文学研究奨励賞（大阪青山短大主催）」の受賞（受賞論文：鳥原あかり「修紫田舎源氏」論（『長

野国文』第9号（平成13年3月）という形で評価されている。資格に関しては、司書科目履修者が、概ね半数を占める（1年生23名、2年生16名）。

健康栄養専攻では、栄養士資格取得率が例年ほぼ100%を保っていることに加え、卒業後の実務経験を経て受験する管理栄養士国家試験において、初回受験での合格者を途切れることなく出し続けている。また、2年次の「食生活特殊研究」は選択科目であるが、ほぼ毎年度、履修者は8割を超え、中には学術誌に掲載されるような研究成果を収めている学生もいる。加えて、「調理学実習」では、各種料理コンクールへの応募を奨励し、毎年受賞者を出している（資料6-1-2-② 「料理コンクール受賞者一覧」）。生活環境専攻では、卒業研究に相当する「生活環境ゼミナール」（選択・4単位）を、実質学年定員の概ね半数程度の学生が選択して研究をやり遂げ、発表会や成果集で研究成果を公表している。

幼児教育学科では、2年次の「卒業研究」（必修・4単位）において、それぞれの希望する分野で意欲的に研究活動に取組み、学年末には『卒業研究の記録』としてその成果を纏めている。

なお、本学在学学生ならびに卒業生が行った研究について、学術雑誌、紀要、学会発表等の掲載・発表状況については、表6-2の通りである。

表6-2 在学生・卒業生の学術雑誌、紀要、学会発表等の掲載・発表状況（過去5年間）

論文名等	掲載雑誌（掲載年）等	発表者	学科・専攻	卒業年
長野県内における子供服の洋装への移行	長野県短期大学紀要第58号（2003年）	佐藤雅子	生活科学専攻（現生活環境）	2001年3月卒
Problematic eating attitudes among college and university dietetics students in an urban area of Japan	長野県短期大学紀要第58号（2003年）	青沼紀伊子 佐藤美佳 堀尾真理	食物栄養学専攻（現健康栄養）	2002年3月卒
前置詞 with と by（学会発表）	日本英文学会中部支部第56回大会（2004年）	高松由理	英語専攻（現英語英米文化専攻）	2002年3月卒
※長野国文 第9号（2001年3月）	小沼恭子：伊勢神宮の性質について；鳥原あかり：『修紫田舎源氏』論（2003年度ドナルド・キーン日米学生日本文学研究奨励賞を受賞）；尾崎あい：『哀しい予感』試論、篠崎知穂：敬語の移り変わり；岩村悠美：杜甫の詩にみられる「月」			
※長野国文 第10号（2002年3月）	橋本恵：『源氏物語』—消された夕顔の謎—；小原佳奈：『在明けの別れ』における男装—『とりかへばや』との比較を通して—；小山麻里：堀辰雄『風立ちぬ』の研究—「生」と「死」について—；宮島早紀：新語について；青柳早苗：柳宗元の「みどり」について			
※長野国文 第11号（2003年3月）	古屋美和：『源氏物語』—紫の上の理想性—；土屋綾子：『伽婢子』私論；竹中壘：『小倉擬百人一首』における物語性と見立；橋爪千恵子：『金閣寺』における美について；大日方理美：長野県学校教育における言語統一の過程；香山菜穂：王維と桃源郷—「桃源行」と「桃花源記」を比較して—			
※長野国文 第12号（2004年3月）	渕上英理：『落窪物語』「あこぎ」を通しての長寿者の役割について；両角静香：『とりかへばや物語』—女君の心情を追って—；下田美穂：『ほんとうの夏』—ほんとうの自分探し—；阿部真理子：陶淵明における田園生活とは			

※長野国文 第13号(2005年3月)	関谷明佳：黄泉国訪問神話論～古代の生死観～；小出千恵：『仁勢物語』における「浮世」観；櫻井小夜：太宰治『女性と』における女性独白体について；高木由佳：『挽歌詩』と『自祭文』の変遷について—陶淵明を中心に—
---------------------	--

※「長野国文」は、長野県短期大学日本語日本文学会発行の研究雑誌

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学では、毎年度、退学・休学者が10名以下と少なく、入学者のほとんどは卒業している。免許・資格取得の観点からは、免許・資格取得が教育目標の根幹をなす健康栄養専攻（栄養士資格）、幼児教育学科（幼稚園教諭二種免許状）だけでなく、中学校教諭二種免許状を含め、ほとんどの取得希望者が免許・資格を得て卒業しているので、教育の成果や効果は上がっていると判断される。国際地域文化専攻、英語英米文化専攻、日本語日本文化専攻、生活環境専攻ならびに幼児教育学科では、卒業研究の発表会を毎年開催しており、国際地域文化専攻、英語英米文化専攻、日本語日本文化専攻、幼児教育学科では、『卒業論文集』、『卒業研究の記録』等の冊子に纏めている。卒業研究を必修にしていない健康栄養専攻や生活環境専攻も含め、学生が取組んだ卒業研究を本学紀要に掲載したり、国内学会で発表したという実績もあることから、教育の成果については概ね良好であると判断される。

**観点6-1-3： 学生の授業評価結果等から見て、短期大学が編成した教育課程を通じて、短期大学の意図する教育の効果があったと学生自身が判断しているか。**

#### 【観点に係る状況】

平成15年度1月に実施した「学生満足度調査」において、満足度の目安を最高のとき100%、普通のを50%として回答してもらった結果のうち、授業に関連した項目の集計結果を表6-3に示す。いずれの学科・専攻においても、「普通」の50%より低い数値を示した項目はなく、52.3～77.3%の範囲で分布しており、良好な結果である。

表6-3 平成15年度 授業に関する満足度調査結果

(上段は1年生、下段は2年生で、満足度の目安を最高のとき100%、普通のを50%とした場合の%の平均値)

現学科名	多文化コミュニケーション学科			生活科学科		幼児教育学科
	国際地域文化	英語英米文化	日本語日本文化	健康栄養	生活環境	
改組前の学科専攻名	教養	英語	国語	食物	生活	
授業全体の満足度	61.8	55.9	57.2	65.4	58.8	63.0
	71.1	61.7	68.0	69.4	68.0	59.7
共通教養科目の満足度	64.4	58.7	63.3	56.3	59.0	59.0
	69.7	68.2	68.0	64.9	63.8	59.5
専門教育科目の満足度	63.8	56.5	56.2	68.8	65.4	68.6
	69.0	59.8	72.4	70.6	68.4	62.4
講義科目の満足度	62.3	52.3	56.1	63.7	56.0	59.4
	70.3	62.5	68.7	63.4	63.0	58.7
実習・演習科目の満足度	71.7	56.3	59.2	77.3	70.6	74.2
	74.8	63.6	68.9	77.0	72.4	67.5

平成 16 年度に実施した授業評価で、ほとんどすべての授業について分析した結果をみると、「授業の総合的評価」の項目では、「たいへん良い」から「全くよくない」までの 5 段階評価の平均点として、前期は 3.90 となり、「たいへん良い」が 30.4%、「やや良い」が 34.7%で、「あまり良くない」と「全く良くない」は、それぞれ 6.1%、1.2%と低い。後期は、平均 3.95 で、「たいへん良い」 29.8%、「やや良い」 39.1%であり、「あまり良くない」は 4.6%、「全く良くない」 1.2%と、ほぼ前期と同様の傾向である。また、「この授業で新しい考えや知識を得ることができましたか。」という設問項目に対しては、前期の平均点が 4.04、後期 4.07 と高い評価点である。「たいへん良い」が前期 38.5%、後期 39.2%であり、学生自身がとらえている教育効果について、評価できる結果といえる（資料 6-1-3-① 『2004 年度前期 授業評価報告書』 342 頁、資料 6-1-3-② 『2004 年度後期 授業評価報告書』 386 頁）。

#### 【分析結果とその根拠理由】

上記の平成 15 年度「学生満足度調査」（前掲資料 3-2-2-②参照）、平成 16 年度前期・後期『授業評価報告書』に示された結果から判断して、学生自身が教育の効果があったと判断しているかどうかといった観点でみた場合、開講科目の授業評価結果は概ね良好といえる結果である。

**観点 6-1-4： 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。**

#### 【観点到に係る状況】

本学学生の卒業後の進路状況について、過去 5 年間の推移と、年度ごとの学科・専攻別進路状況を下表に示す。就職希望者の就職率は超氷河時代と言われた厳しい時代にあっても、総ての学科・専攻で 90%以上となり、非常に高い就職決定率である。業種としては、従来の金融・保険、公務への就職が減少し、販売、サービス業への就職が増加傾向にある（資料 6-1-4-① 『平成 17 年度教育概要』 7 頁、6-1-4-② 「平成 12 年～16 年度 学科・専攻別進路状況」）。本学での学習を基礎として四年制大学に編入しようとする編入学希望者は増加傾向にある。編入学決定率は学科・専攻により 100%を達成した年もあり、高いレベルにある。

表 6-4 進路状況等の推移 (過去 5 年間)

項 目		年 度				
		平成 12	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16
卒業生数		250	256	258	253	257
就 職	就職希望者数	206	221	203	210	211
	就職者数	192	217	193	205	207
	就職率	93.2	98.2	95.1	97.6	98.1
進 学 等	編入学希望者数	16	11	26	23	28
	編入学者数	14	11	26	22	28
	編入学率	85.7	100.0	100.0	95.7	100.0
	専門学校等希望者数	8	11	12	4	7
	専門学校等入学者数	7	8	12	4	7
	専門学校入学率	87.5	72.7	100.0	100.0	100.0
	留学等希望者数	7	1	3	3	4
無業者数		13	12	14	13	7

過去 5 年間の就職状況において、免許・資格関連職種への就職をみると、栄養士資格を取得できる健康栄養専攻では、34～59%が栄養士資格を活かして就職しており、食品会社等への就職も加えた専門職種の占める割合は 5～7 割程度になっている。幼児教育学科でも幼稚園教諭としての就職は、44～60%と高率であり、両学科・専攻とも、教育目標に沿った実績をあげている。なお、健康栄養専攻の進学状況は、過去 5 年間 2～7 名で、管理栄養士養成学部その他、社会福祉、農学、生物資源、生活環境等の学部、調理・製菓・看護等の専門学校等、本学での学習を基礎とし、それぞれの分野で専門の学習を深める目的で進学している。幼児教育学科の進学状況は 2～6 名で、編入先の学部・学科は初等教育分野が多く、専門性を発展させる進学となっている（前掲資料 6-1-4-① 7 頁、資料 6-1-4-③ 『平成 17 年度教育概要』 8 頁、資料 6-1-4-④ 平成 12 年～16 年度『進路関係統計資料』）。

国際地域文化専攻では、四年制大学への進学においても優れた実績を積み重ねつつある。英語英米文化専攻では、過去 5 年間において、教員（臨時採用）、予備校・塾の講師他、英語能力と英米の言語・文化についての知識がある程度活かせる職業に就いた学生は合計 27 名である。編入については、国内の四年制大学編入 18 名、外国語能力を活かすための専門学校進学 3 名、海外語学留学等が 9 名であった。また、TOEFL 500 点取得が課されているミズーリ州立大学セントルイス校には、編入協定締結初年度に 2 名が編入し、同じ年度に当専攻を卒業した学生 1 名が 2006 年 1 月からの編入を許可された。日本語日本文化専攻では、教職については、臨時採用を経て本採用になったケースもあるが、こうしたケースは稀であり、教職を目指すものは、概ね四年制大学 3 年次への編入学を果たしている。進学者は、過去 5 年間 6～8 名（専門学校含む）で推移している。生活環境専攻では、専門を直接活かした分野に就職している者はさほど多くないが、たとえば製造業や金融機関においても、その仕事の場面で、「生活者」の視点から提案や業務改善をしていくことに短大での専門の学習が役立っているという卒業生が多い。過去 5 年間の平均的な進学状況は、四年制大学への編入が 2 名、スキルアップを目指しての専門学校への進学が 2 名といったところであり、編入先は生活科学と関連する家政・生活・経済系の学部が中心である（前

掲資料6-1-4-① 7頁、前掲資料6-1-4-② 8頁、前掲資料6-1-4-④)。

【分析結果とその根拠理由】

就職状況は、非常に良好であり、この高い就職率は、社会が求める人材を育成していることを示している。また、免許・資格等専門性を活かした職種・業種への就職率が高く、進学状況についても、本学で修得したものを基礎として、専門性を高めるため、また、さらに学習・研究を深める目的で進学しているものがほとんどである。以上より、教育目的で意図している人材養成を達成していると判断できる。

**観点6-1-5：** 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本学では、進路指導委員が年度末や年度当初に、学生が就職した企業等を訪問している（資料6-1-5-①「進路指導の実施状況と年間計画」）。その折に、就職先関係者から過年度卒業生の資質や能力に関する意見を聴取しており、概ね良好な評価を得ている（資料6-1-5-②「就職開拓報告書」）。

卒業生からの意見聴取は、進路指導委員会で企画・実施している全1年生を対象とした「卒業生の体験発表会」等の折に実施している（前掲資料6-1-5-①）。平成16年度は学科・専攻別進路支援活動費が確保され、専攻によっては、卒業生を招いて様々な情報を得る機会を設けており（表6-5参照）、このような機会にも卒業生からの意見を聴取している。在学時に身に付けた学力や資質・能力についての評価は、就職先、就職してからの年数等により様々であるが、卒業後社会で活躍している卒業生からは、本学で学習したことが現在の仕事に生きているという評価が多い。

卒業生や就職先等の関係者へのアンケート調査については、現在は実施していない。平成17年4月5日の平成17年度第1回進路指導委員会において、「就職先企業・卒業生へのアンケート」について実施する方向で作業を進めることが決まり、本年度は、他大学等から情報を収集し、それを参考として、調査設計を組み立て、予備調査をすすめることになった（資料6-1-5-③ 進路指導委員会議事録）。

表6-5 平成16年度 学科・専攻別進路支援活動費による「卒業生を囲む会」の実施状況

専攻名	実施日	参加した卒業生の職種等
英語英米文化専攻	平成16年12月4日 平成17年1月15日	食品販売業勤務会社員、電子関係製造業勤務会社員 信州大学人文学部編入生（2名）
日本語日本文化専攻	平成17年1月17日	市立図書館勤務図書館司書
健康栄養専攻	平成16年11月1日	保健所勤務管理栄養士、高齢者福祉施設勤務管理栄養士、病院勤務管理栄養士（4年制大学編入後就職）、食品会社品質管理課勤務会社員

【分析結果とその根拠理由】

現時点で実施できている「卒業生の体験発表会」等、ならびに企業訪問時に聴取した意見等を総合すると、それぞれの立場での教育の効果に関する評価は良好であり、その結果から判断して、教育の成果や効果は上がって

いる。しかし、卒業生の就職先等の関係者からの聴取は、就職先企業等 150 社余りのうち、就職開拓で訪問した 30 社前後（平成 16 年度）と一部の企業を対象としたもので、体系的に実施しているものではない。現在、検討を進めているアンケート調査の実施等、今後、体系的な把握方法について検討を進める必要がある。

## （2）優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

教育の成果という観点における優れた点としては、退学・休学者が少ないこと、就職決定率・進学決定率が高いことがあげられる。また、栄養士、幼稚園教諭二種免許等、免許・資格取得者のうち、希望者の多くはそれをいかした就職ができています。

### 【改善を要する点】

就職先・編入進学先のデータベースを充実させ、卒業生や就職先等の関係者から、卒業生が在学時に身に付けた学力や資質・能力がその後に活かしているか、優れた点や問題点に関する意見を聴取する等の取組を充実させることが望まれる。

## （3）基準 6 の自己評価の概要

学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針は、いずれの学科・専攻においても、平成 16 年度の学科改組の過程において慎重に検討された上で明確にされ、『大学案内』、大学のホームページ等に明記されており、適正な対応がとられている。しかし、その達成状況の検証・評価については、新学科・専攻が発足して 2 年目を迎えた状況下ということもあり、十分になされておらず、今後それを検証するシステムの確立が必要である。

本学では、退学・休学者が 10 名以下と少なく、免許・資格の取得の面から見ても、取得希望者のほとんど全てが免許・資格を得て卒業しているという状況から、教育の成果や効果は上がっているものと判断される。また、学科・専攻によっては、卒業研究の発表会等を開催しており、卒業論文集、卒業研究の記録等の冊子をまとめているところもある。そのほか、学生の卒業研究を紀要に掲載したり、国内学会で発表したという実績もあることから、教育の効果については概ね良好といえよう。

学生自身が教育の効果があつたと判断しているかどうかといった観点でみた場合、平成 15 年度「学生満足度調査」、平成 16 年度前期・後期『授業評価報告書』に示された結果から、開講科目の授業評価結果は概ね良好といえる状況である。

また、就職決定率は非常に良好であり、社会が求める人材を育成できていると判断される。免許・資格等専門性をいかした職種・業種への就職率が高く、進学状況についても、本学で修得したものを基礎として、専門性を高めるため、また、さらに学習・研究を深める目的で進学しているものがほとんどであることから、教育目的で意図して養成しようとしている人材養成を達成していると判断できる。

卒業生の就職先等の関係者からの聴取については、一部の企業を対象としたインタビュー形式で実施したものがあるものの、現在、検討を進めているアンケート調査の実施等、今後、体系的な把握方法について検討を進める必要がある。現時点で、進路ガイダンスの一環として実施している「卒業生の体験発表会」、ならびに、就職先訪問時に企業から聴取した意見等を総合すると、本学の教育の効果に関する評価は良好である。

## 基準7 学生支援等

### (1) 観点ごとの自己評価

観点7-1-1： 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

#### 【観点到係る状況】

本学では、全学の1年生及び2年生のオリエンテーション（4月）に、教務委員長が全体的な教育課程の仕組み・学科目履修方法を説明している。さらに、全学共通科目運営委員長が外国語科目履修について、中等教育教職課程委員長が教職に関する科目の履修について、そして、司書科目運営委員長が司書・司書教諭科目履修について、それぞれ説明を行っている（基準5を参照）。

また各学科・専攻においては、4月の前期及び10月の後期の履修登録時に教務委員が中心となって「単位修得計画表」（教務課）をもとに詳細に学生を指導し、各教員も「新入生ゼミナール」等で『専攻ハンドブック』等を利用して説明と登録に誤りがないか点検を行っている（資料7-1-1-① 各学科・専攻によるガイダンス実施状況）。学生は、教務課にも個々に訪れて教務課職員に質問し、指導を受けることがある。

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学における科目履修に関する指導等のガイダンスは、教務委員会が中心となって4月の全学オリエンテーションで実施しており、各学科・専攻でも適宜実施し、教務課も含めて、学生に対する丁寧な指導を行っている。

観点7-1-2： 進路・学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。）が適切に行われているか。

#### 【観点到係る状況】

(1) 「進路相談」については、「基準6」で述べたように、各学科・専攻から1名ずつ選出されている進路指導委員及び学生部進路指導課に配置されている嘱託職員（1名）が連携をとりながら、随時相談に応じている。また、平成16年度はジョブカフェ信州地域キャリアコンサルタント（労務士）による相談も受けられる体制を組み、主に夏期休業後の2年生未就職者に対する個別相談を充実させた。

以上が、全学的態勢であるが、各学科・専攻の取組では、関連免許・資格取得のための助言と補講の実施、海外留学希望者へのオリエンテーションの開催等が特筆される。また最近では、電子メールによる相談が増え、進路全般にわたる問題をメールで対応していることも特徴である（資料7-1-2-① 各学科・専攻における進路相談体制）。

(2) 「学習相談」「助言」については、学生指導委員会の主導のもと、平成16年度から全学的に全教員による個別のオフィスアワーを実施し、週に1回90分、各教員が相談に応じる態勢をとっている（資料7-1-2-② 2004年度オフィスアワー利用状況と教員の意見）。このオフィスアワーの時間については、学生掲示板、学科・専攻掲示板で公示し、周知させている（資料7-1-2-③ オフィスアワー掲示物）。

オフィスアワー以外でも、各学科・専攻で随時対応しており、①1年生は基礎クラス単位、2年生はゼミ単位で対応したり、曜日ごとに専任教員を配置する等実情に合わせた態勢をとっていること、また②免許・資格取得等に対しても教員が分担して支援する等工夫していること、等が特徴である（資料7-1-2-④ 各学科・専攻にお

ける学習相談・助言体制)。

#### 【分析結果とその根拠理由】

学生に対する進路指導は、本学の学生数に対する教員比率が高く(基準3参照)、少人数教育を基本としていることを活かし、極めて丁寧に行っている。基準6で述べたように、進路指導担当教員をはじめ各教員が就職・大学編入学等について相談の受付と指導を恒常的に実施し、この点での学生支援体制は整備されており、きめ細かな指導が行われている。その結果、例年、就職を希望する学生の就職率が極めて高く、四年制大学編入希望者が希望する大学等に進学できる率も高い水準にある(基準6参照)。

また、学生の自主的学習の相談・助言に対しては、オフィスアワーを実施しているだけでなく、それ以外の時間であっても、随時、科目担当教員を中心に全ての教員が学習相談に応じ、助言を与えている。資格取得試験・検定試験に関連する授業科目でも、補習等学習支援を積極的に進めている。

以上のように、学習支援体制は適切に機能していると判断される。

#### 観点7-1-3： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

##### 【観点到に係る状況】

本学では、「学習支援」に限らず、学生のニーズを掌握するシステム・回路が形成されている。すなわち、

(1) 学生指導委員会(教員)立ち会いの上で、学長と学生会[学生自治会]役員、社会人学生、学生寮役員、サークル長、男子学生との個別の懇談会が、年1回ずつはもたれている。懇談会の内容は、後述するように学習にとどまらず、生活支援等多様である(関連資料・後掲「資料7-1-5-② 社会人学生との学長懇談会記録」「資料7-3-3-① 学長・学生懇談会記録」を参照)。

(2) 学生会役員と学生指導委員会(教員)の間では、年2回ほど「二者協議会」を設け、全般にわたる学生のニーズを巡って話し合っている(関連資料・後掲「資料7-2-2-① 二者協議会規程と記録」を参照)。また、同委員会は随時、学生の要望や抱えている課題の掌握に努めている。

(3) 学生指導委員以外の教員も、随時学生の相談に応じる態勢にある。たとえば、講義でのアンケート実施や「学科・専攻会」(教員と学生から構成)での話し合い等を開催し、進学希望者の四年制大学編入論文の作成指導や英語・中国語の補充教育を行う等、対応している(資料7-1-3-① 各学科・専攻における学習支援状況)。

##### 【分析結果とその根拠理由】

本学では、学科・専攻の特性に合わせて、各教員が学生の意見を汲み上げる努力を重ねている。また学長懇談会や二者協議会等を通じて学生が必要とする生活支援・学習支援等を掌握してきた。また基準6で述べたように「授業評価アンケート」の実施も、平成16年度から本格的に取組む体制をとっている(基準6-2参照)。今後は、「学習支援のニーズ」を総合的に掌握するシステムの確立が課題となつてこよう。

なお、平成16年1月に自己点検・評価委員会(大学評価委員会に改組)が「学生の満足度調査」を行ったが、その結果は概ね良好と判断される。すなわち、①「短大生活全体の満足度」については2年生(卒業生)が73.34%、1年生が61.83%(項目1)、②「進路指導・情報提供への満足度」についてはそれぞれ66.98%、59.71%(項目11)であった(資料7-1-3-② 自己点検・評価委員会「学生の満足度調査」平成16年1月)。

観点7-1-4： 通信教育を実施している場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点7-1-5： 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害を持つ学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、現在まで「留学生」及び「障害を持つ学生」が受験することはなかったため、当該学生は在籍していない。社会人学生に対しては、各教員が個別に随時相談に応じているが、各学科・専攻ごとに当該学生の実情を踏まえ、既に四年制大学や短期大学を卒業して既修得単位がある一方、特に不得意な授業科目がある場合等、独自のカリキュラムによる授業や個人指導等で学習支援を行っている（資料7-1-5-① 各学科・専攻における社会人学生に対する学習支援の状況）。たとえば、高齢の社会人学生がパソコン操作をなかなか習得できず、レポート提出も遅れぎみであったが、「情報機器の操作」担当教員は特別授業を設けて根気よく指導し、関係教員もレポート作成等に誠意ある指導をもって対処した。

また、学長の各種学生との懇談会でも、学習に関する要望等が出されたとき、それに対処している（資料7-1-5-② 社会人学生との学長懇談会記録）。たとえば選択科目の選び方について、さらに詳細な説明がほしい等の要望があったり、社会人特有の学生生活の過ごし方に関する要望があった。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、特別な支援が必要な者に対する学習支援は、各学科・専攻の教員が、実情にあった指導をもって適切に実施している。社会人学生に対しては、家庭生活と大学生活の調整等に関連する要望の把握や問題解決に関わる情報の提供をさらに充実させる必要がある。また、留学生・障害を持つ学生の入学を想定した対応策が必要である。

観点7-2-1： 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

本学には、附属図書館をはじめ情報演習室2室・共同研究室4室・厚生会館（2階建て）等があり、自主的学習やレポート作成、文献検索等に利用されている。(1)基準8-2で述べるように、図書館には閲覧室（2階・収容88人・椅子合計88脚・検索パソコン3台）のほかブラウジングルーム（多目的コーナー・1階・閲覧ソファ34席、ビデオデッキ2台・ビデオ及びDVD両用デッキ4台）がある。(2)情報演習室は「Ⅰ」（北棟3階・パソコン46台・レーザープリンタ4台・収容45名）と「Ⅱ」（西棟1階・パソコン45台・レーザープリンタ4台・収容48名）がある。情報演習室は、平日が午前7時から午後8時まで、土曜・日曜・祭日は午前7時から午後5時まで開放し

ている（長野県短期大学施設使用規程、平成9年4月1日施行）。「Ⅱ」の利用状況は通常の利用時間帯で10～20名、多いときは25名位である（資料7-2-1-① 情報演習室Ⅱの設備・利用状況）。(3)共同研究室は国際地域文化専攻（北棟・2階・収容13名・パソコン2台）・日本語日本文化専攻（西棟3階・収容10名程度・パソコン3台）・英語英米文化専攻（同1階・収容10名程度・パソコン2台）・幼児教育学科（同2階・収容10名程度・パソコン2台）で開放されている（資料7-2-1-② 共同研究室の利用状況）。また、生活環境専攻も実験室（東棟2階・収容15名・パソコン4台）を開放している。(4)厚生会館には、大ホール（兼食堂・1階、収容200名・机44・椅子164）・中ホール（2階・収容50名・机9・椅子40）・和室（36畳・70名・和机10）がある。この会館には、机椅子しかないが、大ホールには早朝8時ころから学習している学生もおり、中ホール・和室とともに昼休みは賑わい、放課後は文化系サークルの会合等に利用され、またコミュニケーションスペース、リフレッシュスペースとしても活用されている。

なお、本学の教室は全体として45名程度収容の少人数教室が多いため、そこも学習やサークルの会合等で利用されている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

図書館・情報演習室2室・共同研究室4室・厚生会館等の自主的学習環境が整備され、また厚生会館はコミュニケーションスペース等の面でも休み時間や放課後に有効に利用されている。

#### 観点7-2-2： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

##### 【観点に係る状況】

学生自治会は、本学では「学生会」と称し、西棟2階に学生会室を置いている。その活動を支援するため、学生指導委員会教員との「二者協議会」が少なくとも年2回持たれている（資料7-2-2-① 二者協議会規程と会議録）。学生会が主力を費やす年間行事は、①全学ゼミ、②スポーツ大会（春・秋）、③六鈴祭（学園祭）であるが、学生指導委員もそれぞれを分担してその活動を支援している（資料7-2-2-② 全学ゼミ・スポーツ大会・六鈴祭関係）。

サークル数は年度によって増減するが、平成15（2003）年度以降、スポーツ系・カルチャー系（文芸・茶道等）・ボランティア系で約20ある。各サークルには教員が顧問として関わっており、適宜、助言・指導を行っている。サークル活動費としては、現在、学生会から25万円、後援会から46万円が補助されているが、活動実績に基づいて学生指導委員立ち合いのうで配分されている（資料7-2-2-③ サークル活動補助金の配分と学生ホール）。活動は基本的に自主的に行われており、サークル長と学長懇談会が平成16年度からもたれ、サークル室の確保等の要望が出されている（後掲「資料7-3-3-① 学長懇談会関係(2)」を参照）。

また、学生指導委員会の活動内容は多岐にわたり、サークル活動に対する支援を強化する必要が生じていたため、平成15年に学生指導委員会規程を改定し、翌16年から委員を1名増員して（計6名）、「委員以外の教職員」の協力もえられるようにした（資料7-2-2-④ 「学生指導委員会規程」）。

なお、本学の学生支援には後援会の役割が大きい（長野県短期大学後援会会則、昭和25年創立）。後援会の歴史は今年で55年目であるが、学生支援の重要な財政的支えとなっている。近年、その補助額は、およそサークル活動費55万円、六鈴祭関係補助70万円、学生会補助35万円、進路指導関係費100万円等となっている（資料7-2-2-⑤ 平成12～16年度後援会決算報告書支出の部）。

## 【分析結果とその根拠理由】

学生会の諸行事・課外活動等に対しては、学生指導委員会の指導を中心に関係教員が助言している。スポーツ系サークル活動に対しては体育教員が中心となって支援し、学生会に対しては学生指導委員及び事務職員による指導・支援等が行われている。総じて学生の組織的活動に対する支援体制は確立し、学生が自主的に他大学学生との交流も含め、活動できる環境は整備され、機能している。

**観点7-3-1： 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。**

## 【観点に係る状況】

本学では、「学生相談室」（東棟2階）を設置し（平成13年5月発足）、カウンセラーによる相談日（月2回）を設定しており、1年間で20回前後利用されている（資料7-3-1-① 学生相談室細則と相談室利用状況）。また「保健室」（西棟1階）でも保健師（1名）が随時相談に応じているが、利用回数はここ2年ぐらい年間500件を超え、約半数は「精神保健」となっている（資料7-3-1-② 保健室利用状況）。進路相談に関しては、基準6で述べた通りである（資料7-3-1-③ 進路相談）。もちろん各種相談には各教員が個別に対応している。

4月のオリエンテーションには、学生指導委員長が『自己防衛ハンドブック』を全学生に配布し、学生生活におけるトラブルの対処方法について説明し（資料7-3-1-④ 『自己防衛ハンドブック』等）、また学生相談（カウンセリング）についても、保健師・カウンセラーが「心身の不調、人間関係、経済面等、生活上の悩みや問題を感じたら、いつでも気軽に保健室、学生部、学科の先生方に申し出ること」を案内している。

各種ハラスメントのうち、セクシャル・ハラスメントについては、平成14年に「セクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、セクハラ対策委員会・セクハラ相談員を設置し、対応してきている（資料7-3-1-⑤ セクハラ防止規程と学生配布資料）。なお、本学における人権教育の歴史は古く、人権教育研究委員会は毎年1回の講演会を開催している（資料7-3-1-⑥ 人権教育研究委員会活動概史・演題等）。

## 【分析結果とその根拠理由】

学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、学生相談室、保健室、学生部進路指導課（進路指導委員会）、セクハラ対策委員会が設置され対応している。また人権教育研究委員会は、学生・教職員に対する啓発を行ってきた。上記の相談・助言体制は本学において整備され、機能している。

**観点7-3-2： 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害を持つ学生等が考えられる。）への生活支援等が適切に行われているか。**

## 【観点に係る状況】

前述したように、本学では、これまで「留学生」と「障害を持つ学生」は入学してこなかった。ただし、現在、学内施設のバリアフリー化を進めているところである。たとえば西棟1階トイレを車椅子が入れるようにした（基準8を参照されたい）。

また、社会人学生と学長との懇談会が年に1回持たれ、各学科・専攻でも各教員が随時相談に応じている。たとえば学長懇談会で社会人学生は自動車通学を強く要望し、これに応じて学生指導委員会は自動車通学を一部緩和した（資料7-3-2-① 社会人学生との学長懇談会と大学の対応）。

#### 【分析結果とその根拠理由】

これまで「留学生、障害を持つ学生」は在籍していないが、障害を持つ学生に対応して施設のバリアフリー化を推進中である。さらにこのバリアフリー化措置を進めるとともに、上記学生の入学を想定した授業の在り方等対応策の確立が課題である。社会人学生に対する生活支援については、適切に行っている。

#### 観点7-3-3： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

##### 【観点到係る状況】

前述したように、本学では生活支援等に関する学生のニーズを吸い上げるいくつかの回路がある。すなわち、①学長懇談会（資料7-3-3-① 学長懇談会関係）、②「二者協議会」、③学内女子寮（明和寮）役員と学生指導関係教職員との「学寮協議会」が制度化されており、他方で、④各教員もオフィスアワーだけでなく、随時、学生の相談に応じている。これらの回路を通じて学生のニーズを、概ね掌握し、その都度対応している（観点7-1-3、観点7-3-2も参照されたい）。生活面では、学生相談やカウンセリングのために学生相談室、保健室を機能させている（観点7-3-1も参照されたい）。

##### 【分析結果とその根拠理由】

学長懇談会、学生指導委員会との二者協議会と学寮協議会、各教員を通じて学生のニーズを掌握している。また生活面・健康面でも、学生相談やカウンセリングのための学生相談室・保健室が随時対応しており、相談・助言を行い、学生をサポートする体制が概ね整備され、学生支援が機能している。

#### 観点7-3-4： 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

##### 【観点到係る状況】

本学では、①短期大学第一種奨学金（自宅学生45,000円、自宅外学生50,000円）、②きぼう21プラン奨学金（3万～10万円の中で選択）の2種の奨学金制度を設け、学生に斡旋している。決定者数は平成12年度42名、同13年度46名、同14年度52名、同15年度62名、同16年度64名、同17年度77名となっている（併用あり。延べ人数）。この3年間、大学が推薦した学生全員が奨学生に決定し、それは全学生の10%を超える（資料7-3-4-① 奨学金制度）。

本学では「緊急時の貸与制度」はないが、授業料減免と授業料分納等の制度で対応している。授業料減免の実施状況は、平成13年度13名、同14年度9名、同15年度13名、同16年度14名である（資料7-3-4-② 授業料減免制度）。

奨学金及び授業料減免制度の周知に関しては、①『学生便覧』（全教職員及び全学生に配布）、②「長野県短期大学規程集」（全教職員に配布）、③『大学案内』（奨学金のみ）にそれぞれ記載されている。なお、ホームページに奨

学金に関する記載を公開している。

学生寄宿舎の設置状況（料金体系を含む。）については、本学では学内女子寮（明和寮）があり、36室（2名用）で入寮者は70名前後である。寮費は、県条例で月3,000円と定められている（資料7-3-4-③ 学生寮関係）。

#### 【分析結果とその根拠理由】

経済面における学生支援については、日本学生支援機構の奨学金制度、及び授業料減免・授業料分納の措置、学生寮の設置等を行っている。

奨学金及び授業料減免制度等については、オリエンテーション等を通して説明し、随時事務局でも相談に応じているが、さらに制度の周知徹底を図っていく必要がある。

### （2）優れた点及び改善を要する点

#### 【優れた点】

- (1) 進路指導委員会と学生部進路指導担当者が、きめ細やかに相談・対応を行い、進路指導委員による企業訪問、卒業生による就職に関する経験談を交えたガイダンス等に取り組み、大学編入希望者には関係教員が懇切に指導している。加えて、簿記講習会（通年）・秘書講習会（半期）を開設し、資格取得を支援し、就職決定率の向上等の実績を上げている。
- (2) 情報演習室が2室あり、夜8時まで開室され、資料検索・レポート作成のため学生がよく活用している。そのほか共同研究室等も自主的学習のために利用されている。
- (3) 人権教育研究委員会が毎年、女性・障害者等人権の視点から講演会を開催し、人権教育に力を注いできた。このこともあって本学の人権意識が高い。

#### 【改善を要する点】

- (1) 「特別な支援を行うことが必要と考えられる者」のうち、本学では、現在まで「留学生、障害を持つ学生」は在籍してこなかったが、その入学を想定して対策を検討することが課題である。
- (2) 課外活動、とくにサークル活動に対する教員の支援体制を強化することが必要である。

### （3）基準7の自己評価の概要

本学における科目履修に関する指導等のガイダンスは、教務委員会が中心となって4月に行う全学オリエンテーションをはじめ、各学科・専攻で適宜実施し、学生に対して丁寧な指導を行っている。進路指導に関しては、進路指導委員会と進路指導課がきめ細かい指導を行い、その結果、例年、就職決定率、四年制大学編入希望校合格率、海外留学希望先確定率も高い水準にある。

学生の自主的学習の相談・助言に関しては、オフィスアワーをはじめ、全ての教員が随時対応する等学習支援体制は機能している。学生に対する自主的学習環境の点では、附属図書館をはじめ情報演習室2室・共同研究室4室等を配置・整備しており、効果的に利用されている。また厚生会館（2階建て）は、学生も積極的に参画して運営している福祉厚生施設であり、コミュニケーションスペース、リフレッシュスペースとして、休み時間や放課後に有効に利用されている。

本学では、学長懇談会（学生会役員、社会人学生、学生寮役員、サークル長、男子学生との個別の懇談会）、学生指導委員会と学生会役員との二者協議会、同じく学生寮役員との学寮協議会を通じて、また各教員を通じて

学生のニーズを掌握する回路が形成されている。また、学生相談室、保健室、学生指導委員会、学生部進路指導課（進路指導委員会）、セクハラ防止対策委員会が学生の健康相談、カウンセリング、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談・助言体制を形成し、機能している。また歴史を持つ人権教育研究委員会も学生・教職員に対する人権問題の啓発を行っている。学生を支援する体制は概ね整備され、学生支援が機能している。経済面の支援では、日本学生支援機構の奨学金制度及び授業料減免・授業料分納の措置、学生寮の設置等をもって学生支援を行っている。

「特別な支援を行うことが必要と考えられる者」のうち、本学では、現在まで「留学生、障害を持つ学生」は在籍していないが、障害を持つ学生に対応するため、施設の一部バリアフリー化を進めている。なお、社会人学生に対しては、その独自のニーズを掌握して学習・生活の支援を行ってきている。

学生会の諸行事・課外活動等に対しては、学生指導委員会の指導を中心に関係教員・事務職員によって支援・助言等が行われている。学生の組織的活動に対する支援体制をもって、学生が自主的に活動できる環境を支えている。

## 基準 8 施設・設備

### (1) 観点ごとの自己評価

観点 8-1-1 : 短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。

#### 【観点到る状況】

本学には、教育研究課程を実現するための校地面積が 31,776 m<sup>2</sup>あり、そのうち校舎等敷地は 23,263 m<sup>2</sup>、運動場敷地は 8,513 m<sup>2</sup>となっている。講義室、実験・実習室、図書館、情報演習室、研究室等の配置状況は、資料 8-1-1-①（「建物配置図」『平成 17 年度 学生便覧』109～114 頁）に示す通りである。

施設の面積を述べると、講義室、実験・実習室、演習室、図書館、情報演習室、研究室、事務室等の校舎（音楽棟、北棟及び付属図書館を含む。）の面積は 9,606.76 m<sup>2</sup>であり、それに加えて体育館 1,309.60 m<sup>2</sup>、厚生会館 673.93 m<sup>2</sup>、学生寮 1,202.82 m<sup>2</sup>、付属幼稚園 858.58 m<sup>2</sup>であり、合計面積は 14,265.13 m<sup>2</sup>である（資料 8-1-1-② 『平成 17 年度 教育概要』3 頁）。施設の配備状況は、本学の全教育課程を実施するのに適正である。

また、教室等の設備関係は、机・椅子はもちろんであるが、ビデオ・プロジェクタ・DVD・OHP・スクリーン・LAN・パソコン等が各室の利用目的に従って配備され（資料 8-1-1-③（「教室設備一覧」情報環境整備委員会、平成 17 年 7 月）、有効に活用されている。

なお、幼児教育学科の学生が、系統的に教育実習が可能であるように、学科発足の 3 年後（昭和 40 年 4 月 1 日）に付属幼稚園（Wモルタル、延べ面積 858.58 m<sup>2</sup>）を設置・開園してあり、幼稚園教諭 5 名は本学助手を兼務し、教育実習に当たって学生指導を支援する等、幼児教育学科を中心とする教育・研究に不可欠な施設となっている（幼稚園教諭の本学への併任に係る申合わせ事項、平成 10 年 1 月 26 日教授会）。

#### 【分析結果とその根拠理由】

施設・設備関係の実態について、短期大学設置基準に照らした結果の概要は資料 8-1-1-④（「平成 17 年度教育概要」12～14 頁）に示す通りで、設置基準の第 8 章「校地、校舎等の施設及び設備等」の各条文の基準に適合している。具体的に述べると、設置基準第 27 条（校地）と第 30 条（校地の面積）については、教育にふさわしい環境のもと校舎と同一敷地内に十分な広さの運動場を構える等第 27 条を満たすとともに、校地面積についても、学生一人当たりの必要面積 10 m<sup>2</sup>に学生定員 480 名を乗算すると、付属施設用地・寄宿舎の面積を除いた基準面積は 4,800 m<sup>2</sup>となる。すなわち、実態は総面積で 31,776 m<sup>2</sup>と大幅に設置基準を上回り、付属幼稚園・学生寮（寄宿舎）の面積を差し引いても設置基準を十分に満たしている。また、第 28 条（校舎等）・第 31 条（校舎の面積）についても、第 28 条に定める各種校舎等施設の基準を充足するとともに、第 31 条の基準面積 5,350 m<sup>2</sup>以上に対して、本学は 9,606 m<sup>2</sup>であり、設置基準を満たしている。なお、教室設備関係については、前掲資料 8-1-1-③の通りである。

以上のように、本学では施設・設備が整備され、たとえば「情報演習室」（観点 7-2-1 参照）や「体育館」は学生が平日は午前 7 時から午後 8 時まで、土曜日・日曜日・休日・休業日も午前 7 時から午後 5 時まで学習活動・課外活動で利用しており（資料 8-1-1-④ 教室使用表・平成 17 年度前期・教務課）、付属図書館も平日は午前 8 時 30 分から午後 7 時まで、土曜日午前 8 時 30 分から正午まで開館する等、各室・各施設も有効に

活用されている。なお、付属幼稚園も有効に活用されている。

**観点 8-1-2 : 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。**

**【観点到係る状況】**

本学の情報ネットワークは、情報演習室Ⅰ・Ⅱをはじめ、図書館、体育館、共同研究室、教員の研究室はもちろん一部の教室、厚生会館、学生寮等にも I P-L ANが配備されインターネットに接続している。たとえば、情報演習室Ⅰには 46 台、同Ⅱには 48 台のパソコンが設置され、平常時に午前 7 時から午後 8 時まで、また土・日・祭日も午後 5 時まで使用可能となっている。平成 17 年度前期時間割表（資料 8-1-2-①）にあるように、情報演習室Ⅰでは 4 コマ、情報演習室Ⅱでは 6 コマの授業が行われており、学生はこの時間中の使用はできないが、それ以外の時間帯を利用して、学生は各種情報の収集やレポートの作成に勤しんでおり、また教員宛に授業内容に関する質問やレポートを送信する等、有効に活用している。

**【分析結果とその根拠理由】**

情報演習室Ⅰは多文化コミュニケーション学科情報ネットワーク研究室教員、また情報演習室Ⅱは情報環境整備委員会によって管理運営されている。これ以外に、付属図書館、体育館、共同研究室、教員の研究室はもちろん、一部の教室、厚生会館、学生寮に I P-L ANが配備され、学生は各種情報収集やレポートの作成等のため、当該関連室を利用している。このように、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されている（観点 7-2-1 も参照）。なお、情報のセキュリティーに関する基本方針「長野県短期大学情報セキュリティポリシー」が平成 17 年 7 月の教授会で議決・施行している。今後、個人情報保護条例にも関連した学生・教職員の情報資産を様々な外的脅威から護りつつ蓄積し、研究・教育活動の拡充に活用する方法の検討が課題である。

**観点 8-1-3 : 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。**

**【観点到係る状況】**

本学には、「長野県短期大学施設使用規程」があり、使用目的・使用方法・使用場所・時間等が定められている（資料 8-1-3-① 「長野県短期大学施設使用規程」『平成 17 年度 学生便覧』77～83 頁）。これに従って学生は、基本的には「届出」を行うことで使用が可能となっており、学生にこれを周知して（先輩からの引き継ぎもあり）、無断使用はほとんど皆無の状況である。「届出」は、学生部にある「使用届」の用紙に使用団体・責任者〔複数の関係者氏名と連絡方法を含む〕・人数・場所・時間を明記して学生指導委員会に提出し、同委員会が確認のうえ、押印する。施設使用時の窓口は事務局総務課が行っている。施設使用の主な内容は、学生のピアノレッスン等の自学自習や学生会の年間行事、各種サークル活動である。

施設・一般の利用法については、学生指導委員会が 4 月の全学オリエンテーションで、丁寧に説明を行っている。各学科・専攻でも入学式後の前期開講に先立って、1 年生・2 年生に対するオリエンテーションに、それぞれ 1 日を割いており（資料 8-1-3-② 平成 17 年度オリエンテーション次第）、付属図書館の利用法等についても説明している（資料 8-1-3-③ 「長野県短期大学付属図書館利用細則」『平成 17 年度 学生便覧』72～74 頁）。

## 【分析結果とその根拠理由】

教職員及び学生に配布している『学生便覧』に「長野県短期大学施設使用規程」と「長野県短期大学附属図書館利用細則」が収められ、またオリエンテーションでは附属図書館の「利用案内」等を配布して丁寧に説明している（資料 8-1-3-④ 長野県短期大学附属図書館「利用案内」）。

以上のように、本学では施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員にも周知されている。

**観点 8-2-1： 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。**

## 【観点到係る状況】

平成 16 年度末の、図書館関係の図書・雑誌・資料については、蔵書冊数 80,420 冊（和書 73,630 冊、洋書 6,790 冊）、受け入れ雑誌 190 タイトル（和雑誌 152、洋雑誌 38）、視聴覚資料については DVD が 104 タイトル、ビデオテープが 597 タイトル、CD が 22 タイトルを数えている（資料 8-2-1-① 「図書館関係資料」）。本学の所蔵図書はデータベース化され、端末から検索できるシステムが整備されている。図書・雑誌については教育課程に応じて系統的に購入しており、また改組（資格新設等）や新たな課題には重点的に整備している。

また平成 16 年度の利用状況は、入館者数 53,719 人、貸出冊数 5,836 冊、視聴覚資料利用件数 616 件、図書館情報に関する相談件数 1,241 件であった。なお、分類別の蔵書冊数及び貸出冊数等は、資料 8-1-1-④（前掲『平成 17 年度 教育概要』10～11 頁）を参照されたい。

## 【分析結果とその根拠理由】

資料 8-2-1-① に示した蔵書冊数、受け入れ学術雑誌のタイトル数及び視聴覚関係資料数等、また入館者数や貸出冊数等の利用状況から、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断される。

**(2) 優れた点及び改善を要する点**

## 【優れた点】

本学は、市街地にありながら、校地面積も設置基準を大幅に上回っており、緑豊かで教育にふさわしい環境にある。附属幼稚園は、公立短期大学では数少ない附属施設であり、本学の教育・研究活動に有効に機能している。なお、来年度の専攻科幼児教育学専攻の学生入学を控えて、本学の同窓会（六鈴会）は、専攻科学生が主として利用できる多目的ホール（六鈴会館）の建設（バリアフリーを考慮）と県への寄贈を決定しており、平成 17 年 9 月 30 日に竣工予定である。

## 【改善を要する点】

校舎のうちに、昭和 49 年度に竣工された建築物があり、老朽化が進んでいるため、改修等が求められる。また建築当時には配慮が及ばなかったバリアフリー関連の整備も必要である。校舎内等の設備については、視聴覚関連設備の設置が進みつつあるが、さらに快適な教育環境づくりの検討が課題である。

### (3) 基準 8 の自己評価の概要

本学は、短期大学設置基準第 8 章第 27 条に規定されている、教育目的にふさわしい校舎と同一敷地内に十分な広さの運動場を構え、校地面積の点でも第 27 条の設置基準を上回っている。付属幼稚園の存在は、本学の教育・研究上に重要な意義を持っている。

本学の情報ネットワークは、情報演習室 I・IIをはじめ、付属図書館、体育館、共同研究室、教員の研究室や一部の教室、厚生会館、学生寮等にも I P-L A Nが配備され、有効に活用されている。たとえば、情報演習室 I・IIは平常時の授業時間帯以外の時間は、午前 7 時から午後 8 時まで、土・日・祭日も午後 5 時まで使用可能である。本学の情報資産については、様々な外的脅威から護りつつ蓄積し、教育・研究の拡充に活用していく課題がある。

平成 16 年度末における図書館関係資料のうち蔵書冊数は 80, 420 冊、受け入れ雑誌 190 タイトル等となっている。平成 16 年度の利用状況は、入館者数約 54, 000 人、貸出冊数約 6, 000 冊である。従って、本学では図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が、概ね系統的に整備され、有効に活用されている。しかし、より良い教育環境の整備に向けた不断の努力が必要である。

## 基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

### (1) 観点ごとの自己評価

**観点 9-1-1 :** 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

#### 【観点到係る状況】

本学の在り方は、その都度点検し、問題点の把握と課題の明確化に務めてきた。昭和 54 年刊行の長野県短期大学大学史編纂委員会編『長野県女子専門学校・長野県短期大学五十年史』の作成は、校舎の全面改築、本学創立 50 周年記念を契機として企画し、第一編「長野県女子専門学校の時代」、第二編「長野県短期大学の時代」、第三編「長野県短期大学の教育諸活動」の構成で、50 年の歴史に 589 頁をあてて辿り、本学の存在意義と時代による変化を点検し、本学の将来的課題を明らかにしたものであった。

本格的な自己点検・評価活動は、平成 3 年の短期大学設置基準の改正を契機に開始し、教育活動の状況に関する資料を収集し、逐次、報告書を発行してきた。平成 6 年 3 月発行の「平成 5 年度自己点検評価書（資料 9-1-1-①）」ならびに平成 11 年（1999 年）1 月発行の「自己点検・評価書（資料 9-1-1-②）」においては、カリキュラム編成、教育指導の状況、教授方法の工夫、成績評価・単位認定の現状等の項目を設けて、それらに関する資料を収集するとともに問題点や改善方法についての検討を行ってきた。また、平成 13 年 3 月発行の報告書「長野県短期大学の現状と課題—最近 5 年間の学生の動向を中心にして—（資料 9-1-1-③）」では、社会的教育ニーズの変化を視野に、一般教育ならびに各学科・専攻の教育活動の実情と課題についての検討がなされた。以上のような、これまでに蓄積された資料及びその検討結果に基づいて、平成 16 年に学科・専攻の再編が行われた。

#### 【分析結果とその根拠理由】

教育活動の現状と課題について、継続的に資料を収集して検討を行うとともに、自己点検・評価書等の報告書が作成されている。それら資料に基づいて検討された結果をもとに、学科再編等の教育改革も行われている。

**観点 9-1-2 :** 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

#### 【観点到係る状況】

本学は、目的の一つに少人数教育を挙げていることから、本学における教員と学生の垣根は低く、教員と学生とのコミュニケーション関係は概ね良好である。普段の授業においては、多くの教員が学生からの質問や要望等を聴取する方策を授業の中に取り入れている。全教員が時間を設定・公表して対応しているオフィスアワー等の授業科目担当を超えた学生とのコミュニケーションの機会も設けられ、有効活用されている。このように、学生の意見を聴取しようとする態勢は、概ね整っているといえる。しかし、教員個人の自主性に任せるのみでは十分とはいえないことも事実であることから、全学的に一斉に実施する満足度調査や授業評価等により学生の意見を聴取し、その結果を教員にフィードバックする全学的な授業改善の取組がなされてきた。

全学的な授業改善の取組としては、平成 15 年度（平成 16 年 1 月）に、2 年生全員を対象とした「卒業生満足度調査」と 1 年生全員を対象とした「在学生満足度調査」を行い、結果は報告書にまとめられた（前掲の資料 3

ー2ー2ー②)。平成16年度は、ゼミ等の常時学生の意向を汲み取れる授業科目を除き、ほとんどの授業科目を対象に授業改善を目指したアンケート調査を行った。調査方法としては、まず学生による授業評価を行い、その結果は自由記述も含めて担当教員に配布された。教員からは学生による調査結果についての感想や授業改善計画等のコメントが提出された。コメントの多くは、学生からの評価を真摯に受け止め、今後の授業改善に生かしていきたいというものであり、授業改善の意識を喚起することができた。なお、学生の評価結果には必ずしも納得できない点もあることから、学生に対して責任ある評価を行うよう指導する必要性も指摘されている。学生による評価結果と教員からのコメントは、「2004年度前期授業評価報告書」及び「2004年度後期授業評価報告書」（前掲の資料3ー2ー2ー③）として発行された。報告書は全学生ならびに教員に公開されるとともに外部関係諸機関に郵送された。平成16年度（2004年度）報告書の公開により、学生からの評価結果とそれに対する教員のコメントのすべてが白日の下に曝されたわけであるが、プライバシーに関わる内容も含む評価結果の公開は慎重に行わなければならないことが反省点として挙げられている。また、平成16年度報告書では、調査データについての十分な解析が行われるに至っておらず、この点については今後の検討課題である。

平成17年度も、前年度とほぼ同様な授業評価を行う予定で、前年度の反省に基づいて調査項目、調査方法、調査結果の集計や解析方法等について改善策を具体的に検討している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

学生による授業評価等の結果は、アンケートへの自由記述も含めて教員に伝え、教員はそれに対する感想や意見を公表するというシステムが構築されており、このシステムが自己点検・評価に一定の役割を果たしている。学生と教員の間で良好なコミュニケーションが築けるような修学環境をさらに改善していくためには、このシステムを継続的に機能させ、さらに発展させていく評価活動と具体的手法を編み出すことが必要である。

**観点9ー1ー3： 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。**

#### 【観点に係る状況】

卒業生の同窓会事務局は本学学内に置かれており、日常的に本学との連携を保ちながら教育活動に協力する活動を展開している。また、本学では進路指導活動の一環として、毎年、教員による卒業生の就職先訪問ならびに在学生に対する卒業生による就職体験発表を行っている。これらの活動を通じて卒業生や就職先関係者から本学に寄せられた教育に関する意見・批判・助言等は、進路指導の改善に活用している。なお、本学卒業生は県内の多くの企業等から高く評価されていることが企業訪問報告からも窺える（基準6参照）。

平成12年11月には、長野県高等学校長会、長野県教育委員会高等教育課の協力を得て、県内26高等学校の高校3年生を対象に、長野県の大学教育、本学の在り方に関するアンケート調査を行い、「長野県の大学教育に関する調査 2002年2月」（資料9ー1ー3ー①）を纏めた。結果は、長野県に新たに県立総合大学設置の要望が高いことを示すものであったが、県の方針及び財政難から実現は困難な状況に置かれている。設置者である長野県の見解は、本学の短期大学として意義を継続・向上させるべきであるというものである。

平成14年には、大学（短期大学）、高等学校、産業界、県保育園連盟、県私立幼稚園協会、県栄養士会、市町村、生涯学習団体、文化団体、言論界から1名ずつの計10名の外部委員を依頼し、長野県短期大学改革外部委員会を組織し、5月に第1回意見交換会を開催した（資料9ー1ー3ー②）。第2回意見交換会は平成15年11月29日に開催された。意見交換会においては、本学の教育改革の方向性を評価する意見が多かったが、四年制大学

への転換を促す提言も寄せられている（資料9-1-3-③）。

**【分析結果とその根拠理由】**

卒業生、就職先関係者、その他学外関係者からの意見聴取が適切に行われており、それらの意見が本学の教育改善に反映されている。

**観点9-1-4： 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。**

**【観点に係る状況】**

本学における自己点検・評価活動は平成5年度に開始され、総務委員会が最初の自己点検評価書を発行した。その後、総務委員会の自己点検・評価活動は自己点検・評価委員会（平成7年4月1日発足）に引き継ぎ、「平成11年自己点検・評価書」、平成12年9月『長野県短期大学教員プロフィール2000』、平成13年「長野県短期大学の現状と課題—最近5年間の学生の動向を中心に—」を発行し、平成15年度には「卒業生満足度調査」及び「在学生満足度調査」を行った。平成16年度には大学評価委員会（平成16年4月1日発足）が自己点検・評価活動を引き継ぎ、「2004年度前期授業評価報告書」ならびに「2004年度後期授業評価報告書」を発行した。平成17年度にはファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会が発足し、自己点検評価を中心としたFD活動を開始した（資料9-1-4-①「FD委員会議事録」）。

以上に述べたように、本学における自己点検・評価活動は、総務委員会から自己点検・評価委員会、大学評価委員会、FD委員会というように、より発展的かつ専門的な活動を行うための委員会に引き継がれてきた。以上のいくつかの委員会を中心に行われた自己点検・評価の結果は、教務委員会、各学科・専攻等の組織的協力を得て、教育課程の見直し等の教育改革に反映されている。

**【分析結果とその根拠理由】**

自己点検・評価活動を専門的に行う委員会が設けられ、授業評価アンケート等を行い、報告書に纏めるとともに、その結果をもとに教育課程を見直してきた。しかし、その取組は十分であるとはいえず、FD委員会という授業改善に組織的に取組む専門委員会ができた現在、これまで行ってきた学生による授業評価だけでなく、教員同士ならびに外部講師による研究会の場を設ける等、全学的な教育の質の向上、授業改善のための方策を講じていかなければならない。

**観点9-1-5： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。**

**【観点に係る状況】**

授業改善は、基本的には個々の教員の裁量に委ねられるべきものとされてきたが、本学の多くの教員は、授業時に質問や要望を記入させる等して、学生の理解度の把握、授業内容等に対する意見を聴取してきた。

個々の教員に委ねるだけでない、全学的な授業改善の取組として行われた前掲資料、平成16年度授業評価の報告書には、学生の評価結果に加えて、教員のコメントも載っている。教員のコメントには、学生によるアンケート

ト結果の自己分析、今後の改善点等を含めた意見・方法が記されている。教員や授業によって学生の評価は様々であるが、ほとんどの教員が学生の評価を真摯に受け止め、評価結果に基づいて授業改善を行っていきたいとの意向を示している。しかし、授業改善に向けた教員の努力が成果として上がっているかどうかを確認する方を明確にできていない。この点については、今後の課題として全学的に継続して調査していく必要がある。

#### 【分析結果とその根拠理由】

多くの教員は、学生の評価を真摯に受け止め、個々に授業改善の努力を行っている様子が窺える。しかし、改善の成果を十分に把握できていないため、授業改善を実現するための全学的な取組を今後さらに推進していく必要がある。

**観点 9-2-1： ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。**

#### 【観点に係る状況】

教員が授業内容や方法を改善し、向上させるためには、教員個々の取組だけでは不十分であり、全学的な取組が必要であることが教員の共通認識となっている。そのため、平成 16 年度には学生による授業評価アンケート調査を導入し、学生の評価結果に対する教員の意見も回収され、報告書にまとめられた。このように、学生と教員の両者による授業改善の取組が開始され、現在、本学にはこの授業改善へ取組を今後さらに発展させていこうとする気運が満ちている。平成 17 年に発足したファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会では、教員からの授業改善の組織的な取組に関する要望を聴取しながら、授業評価アンケートの方法や解析法等について再検討している。また、教員からは、教員相互の授業参観システムの構築を要望する声もあり、今後の検討課題となっている。平成 17 年度は、授業評価アンケート調査に加えて、授業方法についての研修会の開催を計画している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学におけるファカルティ・ディベロップメントの取組はまだ十分であるとはいえ、平成 17 年に専門委員会ができたところである。現在は、この委員会を中心に、学生や教員からの意見を聴取し、全国的な授業評価の学びながら、授業改善の方策を検討しているところである。全国公立短期大学協会には、点検・評価を検討する特別委員会がつくられ、相互に研究する条件が醸成されてきている。

**観点 9-2-2： ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。**

#### 【観点に係る状況】

本学における全学的なファカルティ・ディベロップメントの取組は、平成 16 年度に実施した学生による授業評価アンケート調査に始まるといえる。このことは、これまで個々の教員の自主性に委ねられていた授業改善の取組が全学的なシステムとして組み込まれたことを意味する。多くの教員がこの調査の結果を参考にして授業改善の努力を行っている様子が窺えるが、現在のところ、それを統計データとして示し評価するまでには至っていない。参考までに平成 16 年度授業評価のデータを示すと、学生による総合的評価点 (5 点満点) の全授業科目平均点は、前期 3.90、後期 3.95 であり、後期は前期よりも総合評価点が高くなった。前期と後期では授業科目が異

なるため直接比較することはできないが、この結果に授業改善に対する教員の努力の成果が表れていることは十分に考えられる。

#### 【分析結果とその根拠理由】

平成 16 年度に実施した授業評価アンケート調査結果は、担当教員にとっては授業改善のための基礎データとして活用されている。しかし、具体的な授業改善の取組は個々の教員に委ねられており、組織的な取組に着手したところである。

### 観点 9-2-3： 教育支援者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

#### 【観点到に係る状況】

本学においては、多文化コミュニケーション学科 1 名、生活科学科 7 名、幼児教育学科 1 名の計 9 名の常勤助手が教育支援業務にあたっている。助手の主な業務は実験・実習の補佐であるが、教員として位置付けられている。助手のサポートする実験・実習に関わる授業科目については、助手の学生指導が適当かどうかについても、平成 16 年度の学生による授業評価で行ってきた。助手は、講師以上の教員と同じく公募によって、基本的には修士課程修了以上の教育・研究歴を持つ者から厳密な審査を経て採用され、教育・研究の資質向上のための旅費も予算化されており、主に学会や研修会等への参加にあてられている。本学の助手には、文部科学省・日本学術振興会による科学研究費補助金を得る者が比較的多く、博士課程に所属して研究・教育力を磨くことを認められている。なお、近年に至って大学運営に係わる業務が増大してきたことから、入試委員会、FD委員会等の委員会業務も分担し、学生へのオフィスアワーの担当、セクシュアル・ハラスメント相談員等も担当している。それらの業務を担当するためには、大学運営の全体像を十分に把握する必要がある。そのための方策として、平成 17 年度から、助手の教授会へのオブザーバー出席を制度化した。

#### 【分析結果とその根拠理由】

助手の業務は実験・実習の補佐であるが、教授会への出席が担保される等、教員としての活動が保証されている。また、予算面からも学会や研修会等への参加が保証されているという現状からみて、助手に対して教育活動の資質の向上を図る取組は適切になされているといえる。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

#### 【優れた点】

本学における教員と学生との間のコミュニケーションは概ね良好である。多くの教員は、自主的に授業改善の努力をしている。全学的な授業改善の取組としては、満足度調査や授業評価等により学生の意見を聴取し、その結果は教員にフィードバックされてきた。学内には、授業改善のこの取組を今後さらに発展させていこうとする気運が満ちている。

**【改善を要する点】**

ファカルティ・ディベロップメントについての取組が十分とはいえない。これまで行ってきた授業評価アンケート調査の解析と、全学的な授業改善システムの構築が今日的課題である。

**(3) 基準9の自己評価の概要**

本学ではこれまで、満足度調査や授業評価等により学生の意見を聴取し、その結果を教員にフィードバックする全学的な授業改善の取組をしてきたことから、ほぼ基準を満たしているといえる。しかし、ファカルティ・ディベロップメントへの組織的取組はまだ十分とはいえず、継続的かつ発展的な授業改善のための組織的取組を緊急の課題とし、目下具体化の途次にある。

## 基準10 財務

## (1) 観点ごとの自己評価

観点 10-1-1： 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

## 【観点到係る状況】

本学は長野県立の短期大学であり、県の予算により運営がなされている。設置及びその管理に関しての必要な事項は長野県短期大学条例（資料10-1-1-1-① 長野県短期大学条例）に定められている。

また、その条例に基づいて業務内容、組織等について長野県組織規則 第5款 短期大学（資料10-1-1-1-② 長野県組織規則（関係部分抜粋））に定められている。

## 【分析結果とその根拠理由】

県立の短期大学であるため、県から教育研究活動が安定して遂行できる予算措置がなされている。また、県政全体の中で財政運営がなされているため、本学としての個別の債務は有しない。

観点 10-1-2： 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

## 【観点到係る状況】

本学の予算については、毎年度、議案及び予算説明書の長野県一般会計予算 第11款 教育費 第6項 大学費 第1目 短期大学費に計上される（資料10-1-2-1-① 平成17年度の議案及び予算説明書（関係部分抜粋））。最近5か年の予算措置の状況は、表10-1の通りである。

表10-1 長野県短期大学費

(単位：千円)

	平成17年度	平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度
短期大学費	636,814	640,940	647,778	674,449	668,653

\*平成15年度からの減については、全県職員の給与費が平成15年度から3年間、6%~10%減額されたため。（平成14年度の人事委員会勧告の2%減額を含めると8%~12%が減額されている。）

## 【分析結果とその根拠理由】

表10-1に示すように、短期大学費は毎年度安定的に予算措置がなされている。なお、短期大学分の地方交付税基準財政需要額の教育費にかかわる単位費用については、全国公立短期大学協会を通じて、維持・充実に関して文部科学省に要請し、毎年度分については、全国公立短期大学協会通常総会で確認している。

観点10-2-1： 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

本学の主な恒常的な収入は、短期大学授業料、入学料、入学審査料、短期大学付属幼稚園保育料等である。最近5か年の収入の状況は、表10-2の通りである。

表10-2 短期大学収入

(単位：千円)

	平成17年度	平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度
短期大学授業料	205,920	200,217	200,217	191,030	184,060
短期大学入学料	25,399	24,171	24,171	24,030	24,585
短期大学入学審査料	13,562	13,266	13,475	13,218	13,218
付属幼稚園保育料等	21,040	19,053	19,053	16,967	15,779
その他	5,252	7,070	6,013	4,416	2,694
収入合計	271,173	263,777	262,929	249,661	240,336

\*授業料は平成13年度348,600円→平成14年度361,800円→平成15年度379,200円→平成17年度390,000円  
 入学料は平成13年度 県外166,200円 県内83,100円 →平成14年度 県外169,200円 県内84,600円  
 幼稚園保育料は平成13年度165,600円→平成14年度178,800円→平成15年度201,600円 →平成16年度222,000円

短期大学授業料・入学料については、「国立大学等の授業料標準額単価」と同じ額、また短期大学付属幼稚園の保育料については、長野市内の幼稚園の保育料との均衡を考慮している。額については、観点10-1-1で示した長野県短期大学条例に定めている。授業料等については、変更のある場合は勿論、予算委員会から年度予算・決算について審議事項として教授会に提案され、教授会の了解を得ており、県報で告示すると共に、『大学案内』、『募集要項』、本学ホームページ等で明示している。支出の部分については、観点10-2-2で述べる。

【分析結果とその根拠理由】

表10-2に示す通り、収入額については、定員割れもなく安定的に推移している。

観点10-2-2： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

本学の年度ごとの予算額については観点10-1-2に、収入については観点10-2-1に示した通りである。本学の年間予算額と本学のその年の収入の差については、毎年度県の一般財源で措置されている。最近5か年の一般財源措置額は、表10-3の通りである。

表10-3 一般財源

(単位：千円)

	平成17年度	平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度
短期大学費	636,814	640,940	647,778	674,449	668,653
収入額	271,173	263,777	262,929	249,661	240,336
一般財源	365,641	377,163	384,849	424,788	428,317

\*平成15年度からの減については、観点10-1-2で述べた通り、給与費が減額されたため。

## 【分析結果とその根拠理由】

表10-3に示すように、観点10-1-2で述べた短期大学費総額と観点10-2-1で述べた収入額との差は、毎年度一般財源で予算措置がなされている。

**観点10-2-3：短期大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。**

## 【観点到に係る状況】

短期大学費は資料10-2-3-①（短期大学費 予算措置状況(平成13年～平成17年)）に示す通り、管理費、教育研究費、科学研究・受託研究費、附属幼稚園費の細事業項目からなっており、それぞれの項目ごとに用途により節別に分けて計上されている。短期大学費総額から、教職員の給料・職員手当等を除いた物件費等が、本学の1年間の管理・運営、研究活動に充てられる経費となる。最近5か年の本学の物件費等の総額と管理費、教育研究費、科学研究・受託研究費、附属幼稚園費の細事業項目ごとの内訳は、表10-4の通りである。

表10-4 物件費等

(単位：千円)

	平成17年度	平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度	
短期大学費	636,814	640,940	647,778	674,449	668,653	
給料・職員手当等	513,553	517,575	530,372	557,334	557,298	
(給与費等を除く) 物件費等	123,261	123,365	117,406	117,115	111,355	
内訳	管理費	76,354	72,165	66,251	67,158	65,756
	教育研究費	42,075	43,861	45,985	46,348	43,895
	科学研究・ 受託研究費	2,503	4,340	3,300		
	附属幼稚園費	2,329	2,999	1,870	3,609	1,704

管理費は、非常勤講師報酬・光熱水費・清掃費・修繕費・工事費等が主な経費であり、教育研究費は、旅費・消耗品費・印刷製本費・備品購入費等各学科・専攻の運営費と教員の研究活動経費が主なものである。科学研究・受託研究費は科学研究費補助金の間接経費、付属幼稚園費は付属幼稚園の運営費である。上表の通り、年度により事業内容が異なるため若干の増減はあるが、安定的に経費が確保されている。予算の要望から配分までの流れについては、前年度の夏頃までに予算委員会へ出された各委員会及び学科・専攻からの備品・臨時的経費等についての要望と、庁舎修繕、各種印刷、特別な行事や事業等事務局で積算したものとを合わせ、本学全体の要望を取りまとめ、事務局長・学長のヒアリングを経て、10月中旬に県に見積書を提出する。本学の主管課である県教育委員会教育振興課が調整役となり、県経営戦略局財政改革チームと折衝が行われ、県議会の審議を経て3月下旬予算が成立する。決定された本学予算は、4月の最初の教授会において、資料10-2-3-②（平成17年度短期大学費一覧表(対16年度予算額対比)）に示す一覧表を資料として提示して、予算委員長から予算概要の説明がなされる。その後、予算委員会から教育研究予算配分の基本的な考え方と、委員会関係経費、全学の備品費、各学科・専攻ごとの活動経費、各教員ごとには旅費・需用費についての配分案が示され、教授会での審議を経て、各委員会、各学科・専攻、各教員に配分される。

研究活動への経費は教育・研究活動費を中心に計上されており、最近5か年の総額と経費ごとの主な内訳は表10-5の通り。

表10-5 教育研究費等

(単位：千円)

		平成17年度	平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度
教育研究費		42,075	43,861	45,985	46,348	43,895
主な経費の内訳	旅費	5,365	5,471	6,224	6,546	6,658
	需用費	13,708	13,871	13,871	13,871	12,986
	賃金	4,368	4,368	4,534	4,569	4,463
	使用料及び賃借料	5,788	6,408	6,731	6,304	6,527
	備品購入費	7,952	8,800	9,685	10,390	8,594

表中の旅費と需用費については総額から学科・専攻、委員会等の活動に必要な経費を配分し、残額について各教員に配分している。ちなみに17年度は旅費については一人当たり56,000円、需用費については理系の教員310,000円、文系の教員200,000円となっている。備品費については、要望のあった備品について必要性・緊急性を考慮し一件ごと審査を行い購入している。その他賃金については、研究活動を支援する補助員の配置の経費、使用料及び賃借料についてはパソコンの使用料等である。

施設・設備の整備については修繕費、工事請負費に計上されており、最近5か年の状況は表10-6の通り。

表 10-6 工事費等

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 16 年度	平成 15 年度	平成 14 年度	平成 13 年度
修繕費	14,599	18,141	11,502	5,499	7,240
工事請負費	6,502	4,406	4,708	9,686	8,536
工事費等合計	21,101	22,547	16,210	15,185	15,776

17年度はガス管の取替え埋設工事、16年度は幼稚園の屋根の改修工事等を行ったが、老朽化している施設もあるため大型の工事・修理については緊急性を勘案して毎年度計画的に行っている。当初予算計上された以外で急な支出の必要性が生じた場合は、教育振興課と速やかに相談のうえ、その案件により補正予算や予算の流用等に対応している。また配分された経費も年度の途中で執行状況を勘案しながら再配分の調整を行い、より効率的な執行に努めている。

その他、県の予算とは別に年額約 10,000,000 円の教材費が、学生の教育のために必要な教材の購入にあてられ、また、年額約 11,000,000 円の後援会費が本学の教育環境の充実と学生の福利厚生のために活用されている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

長野県においては経済情勢の悪化からの県税収入の落ち込み、「三位一位の改革」による地方交付税の大幅な減額等により、非常に厳しい財政運営が強いられている。県は、「財政改革推進プログラム」あるいは予算編成方針等で一層の財政健全化に務めているところであり、本学としても、より効率的かつ重点的に予算運用に努める必要がある。

#### 観点 10-3-1： 短期大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

##### 【観点到に係る状況】

設置者である長野県の年度ごとの予算、決算、また「財政改革推進プログラム」「中期財政試算」等長野県の財政状況はその都度記者会見等で詳細に公表がなされる。その他、長野県の広報誌、長野県のホームページ等を通じて県民に公表されている。

##### 【分析結果とその根拠理由】

長野県の方針として「県民への説明責任」を基本理念の一つとしており、予算編成や財政状況が適正な形で詳細に公表されている。

#### 観点 10-3-2： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

##### 【観点到に係る状況】

本学に対しては、地方自治法 199 条に基づく県の監査委員による監査と、本県財務規則第 281 条及び第 288 条に基づく県の会計局による会計検査を定期的に受けている。毎年それぞれ定められた書式により監査調書、決算調書を作成し県に提出している。監査については、監査委員による委員監査が 2 か年に 1 回、事務局による事務監査が毎年度実施されている。財務事務が適正に執行されているか、事務事業が効率的、合理的に行われているか等の監査を受けている。監査結果の報告については、必要に応じて監査意見を付した報告がなされ、その結果は年度内に長野県報で公表されている。

会計検査については、会計局による会計実地検査が毎年度実施されている。財務規則に定められた収入に関する事務、支出負担行為に関する事務等の項目についての計算書、証拠書、帳票類等の書類の審査、説明の聴取、現品の確認等の検査を受けている。会計実地検査の結果については、指示事項等がある場合には実地検査結果報告書により事務執行の改善の指摘、指導がなされる。

#### 【分析結果とその根拠理由】

監査、会計検査とも特に問題となる指摘は受けていないが、税の使途に対する県民の目も厳しくなっており、より一層の効率性と適正な処理を心がける必要がある。

### (2) 優れた点及び改善を要する点

#### 【優れた点】

長野県の予算は厳しい財政状況の中で平成 10 年度以降、全体的に抑制基調で推移しているが、本学の短期大学費については削減額の幅も少なく安定的に予算措置がなされている。

長野県予算 平成 13 年度 10,306 億円 → 平成 17 年 8,528 億円 ▲ 17.3%

短期大学予算 平成 13 年度 668,653 千円 → 平成 17 年 636,814 千円 ▲ 4.8%

また予算の要望、予算の配分にあたり、予算委員会が中心的な役割を果たしながら、教授会の審議を通じて予算・決算が全教員に公開され、事務局と連携の上で効率的な予算運用がなされている。

#### 【改善を要する点】

予算要望については、前年度の夏という早い時期に取りまとめているため、事業や物品によっては正確に把握がなされないケースがあり、執行の際に乖離が生じることがある。効率的な予算執行をするためには、より正確な見積をし、単年度会計制度の中で、中・長期的な計画も視野に入れて立案・執行する必要がある。

### (3) 基準 10 の自己評価の概要

大学の施設の管理運営や教育研究活動が遂行できる予算が安定的に確保されている。また予算委員会が中心になり事務局との連携の上で適切な配分と執行がなされている。

## 基準 11 管理運営

### (1) 観点ごとの自己評価

**観点 11-1-1：** 管理運営のための組織及び事務組織が、短期大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

#### 【観点到係る状況】

本学の管理運営組織と事務組織を資料 11-1-1-①に示す。教授会は、重要な事項に関する最高の審議機関であり、構成員は学長、教授、助教授、専任講師及び事務局長の 39 名で、学長が議長を務めている。なお、助手（8 名）は、平成 17 年度からオブザーバーとして出席している。教授会のもとに、20 の委員会が設置され、委員は、教員（教授会の選挙または各学科・専攻で選任）と事務局職員で構成されている（基準 2 参照）。委員会は、教授会が付託した事項について調査・審議し、委員会で調査・審議された事項が、教授会に提案され審議される仕組みになっている。

事務局は、事務局長以下 12 名である（前掲資料 3-4-1-①参照）。総務課と教務課の 2 課で構成され、総務課は 6 名（うち 2 名は庁務技師）、教務課は 5 名（うち 1 名は保健師）である。この他、附属図書館に学校司書 1 名が配属されている。学生部には、学生部長、学生指導課長、進路指導課長（いずれも教員兼任）が置かれている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

教授会のもとに 20 の委員会が設置され、また、委員会には必要な人員が教授会による選出、学科・専攻からの選出等によって配置され、管理運営体制は短期大学の目的の達成において適切な規模と機能を持っていると判断される。

事務組織も必要な人員が配置されているが、最近の行政改革の中で、事務局全体のさらなる効率的な職員配置を考える必要が要請されている。

**観点 11-1-2：** 短期大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

#### 【観点到係る状況】

教授会の定例会は、長期休業中を除き、原則、2 か月に 3 回開催され、平成 16 年度は 17 回の開催をみた。また、必要に応じ臨時教授会の開催も可能となっており、開催された事例がある。主な審議事項は、教育公務員特例法に規定する教授会の権限に属する本学の構成員に関する任免・分限・懲戒及び服務に関する事項、学則その他規程の改正、学校教育法施行規則第 67 条に規定する学生の入学、退学、留学、休学及び卒業に関する事項、他大学との単位互換等の新規取組事項等、全学的に重要な諸事項である（前掲資料 2-2-1-②、前掲資料 2-2-1-④参照）。教授会に提出される事項は、学科・専攻や各種委員会が事前に調査・審議した事項等を、学長にあらかじめ提出し、学長（議長）が事務局長・学生部長・副議長と教授会前日の打ち合わせにより、審議事項及び報告事項に分けて教授会に提案、審議あるいは報告する。教授会記録は、書記（教務課長に委嘱）によりの確に纏められ、議長（学長）・副議長が査閲して印刷・保存し、必要に応じて活用している。

学長は、年度当初の教授会でその年の運営方針を説明するとともに、その年の懸案事項を解決するため、各種

委員会、学科・専攻等から提起された課題を取り上げると共に、外部から期待される現代的教育ニーズや設置者の要請にも配慮して、総務委員会等の検討に委ねたり、独自の判断に基づいて教授会や教職員による全体会議に提案している。

本学には付属幼稚園があり、教育面では幼児教育学科（付属幼稚園長は幼児教育学科教員）との連携が基本であるが、全学的な観点から、学長を含む付属幼稚園運営委員会で本学の運営の一環からはずれることのないように留意している。学長は、入園式・卒園式に臨むほか、幼稚園の行事にも参加するようになっており、幼稚園の重要事項は、幼稚園長から教授会等に随時提案・報告されている。

学長の補佐体制は、教授会には副議長を置いているが、全体の本学運営については副学長を置いていないため、実質的には学生部長と事務局長が補佐する形になっている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

教授会、委員会及び事務局との連携は適切で、学長のリーダーシップも発揮できる仕組みになっており、効果的な意思決定が行える組織形態となっている。学長の補佐体制の充実が課題である。

**観点 11-1-3： 学生，教員，事務職員等，その他学外関係者のニーズを把握し，適切な形で管理運営に反映されているか。**

#### 【観点到に係る状況】

学生については、平成 16 年 1 月に「学生満足度調査」（自己点検・評価委員会）を実施した。調査項目に授業全般の満足度のほか、「事務職員の対応への満足度」（在校生 72.75%、卒業生 80.19%）「建物、施設・設備の満足度」（在校生 56.93%、卒業生 63.74%）を、また、フリーアンサーの欄も設定した。結果は、「事務職員の対応への満足度」がかなり高い数値を示し、フリーアンサーでは、冷暖房等設備の充実に関するものが比較的多かった（前掲資料 7-1-3-②参照）。オフィス・アワーの設定は、各教員が学生の相談に随時の機会であると共に、学長は、学生会役員、サークルのリーダー、学生寮役員、社会人学生、新たに男女共学で入学してきた少数の男子学生との面談の機会ともしており、学生の異なった要望も見落とさないように配慮している。

学長は、教員のニーズの把握を、教授会以外に、学科・専攻代表、各種委員会委員長、助手会等を通じて行っている。また、設置者、事務局との意思疎通は、重要事項は学長が知事と直接面談することもあるが、現在の主管課となっている県教育委員会教育振興課と本学事務局が常時連絡をし、要望も行っている。学長が、県教育長・教育次長や教育振興課長と直接面談することもある。学長はまた、本学事務局との連携を十全にするため、毎月一回、学生部長と共に、次の月の本学の各種事業・行事等についてスケジュールや内容、解決すべき課題等について連絡・調整の会合を欠かさず開いている。事務局職員は、県の行政職員が 2、3 年で異動してくるが、事務局でも独自に連絡・調整の会合を定期的に開催しており、事務局の側から本学の管理運営に反映させるべき事項は、保健師による学生・教職員の健康問題の相談等も含めて的確に行われている。

学外関係者については、本学の改革についての意見を聴くため、外部意見交換会を平成 14 年 5 月 20 日と平成 15 年 11 月 29 日の 2 回実施した。出された意見は、教授会や関係委員会に報告され、本学の改革・改組や管理運営に反映されるよう努めている。第 2 回外部意見交換会委員発言要旨を資料 11-1-3-①に示す。また、学生の保護者による後援会、卒業生による同窓会（六鈴会）との連携は密である。後援会（学長は顧問、学生部長は副会長、理事には教員 6 名と事務局長、幹事長に事務局次長、幹事に事務員 3 名が就任）に関しては、役員会・総会を毎年一度開催し、大学の概要を全体会、学科・専攻ごとの会で説明して、その要望等を聞くと共に、入学

式・卒業式には後援会長の出席を願い、入学式には激励の挨拶をいただいている。同窓会（学長は顧問、理事に教員2名と事務局長、幹事に事務局次長）は、事務局が学内にあり、常時本学に関心を寄せているほか、会長には入学式・卒業式に出席願い、卒業式には祝辞をいただくこととしている。同窓会の総会・支部総会等にも、学長・教員・事務局職員が出席しており、本学の運営に介入することなく、良好な学生・本学への支援を継続している。

**【分析結果とその根拠理由】**

学生のニーズは「学生満足度調査」等を実施し把握、また学外関係者については外部意見交換会を開催して、その意見を本学改革の参考にし、後援会・同窓会との連絡を密にする等、適切な形で管理運営に反映させている。

**観点 11-1-4： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。**

**【観点到に係る状況】**

該当なし

**【分析結果とその根拠理由】**

該当なし

**観点 11-1-5： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。**

**【観点到に係る状況】**

本学事務職員は、県の行政職員であり、長野県全体の人事異動の中で配置されている。研修についても県の研修プログラム（資料11-1-5-①）に沿って実施されている。大学運営の専門研修については、OJTの他、本学も加入している全国公立短期大学協会主催の「公立短期大学事務職員中央研修会」、「公立短期大学幹部研修会」に毎年、事務職員が参加している。

本学が抱える課題（法人化等）についての研修会も、随時、専門講師を招き、教職員全体を対象に実施している。たとえば、平成15年11月7日に「公立短期大学の法人化について」を行った（講師 三重短期大学 雨宮学長）。

学長と事務局との連携、各種委員会への事務職員の参画、学生の教育・研究のほか日常的な学生生活や学寮生活における事務局と学生との連携は、概ね良好な関係にあり、日々の交流が何よりの研修となっている。

**【分析結果とその根拠理由】**

事務職員の研修は、県の研修プログラムに沿って実施されている。専門研修は全国公立短期大学協会主催の研修に参加しており、充分とは言えないが、職員の資質向上のための取組が組織的に行われている。事務職員は、学生のための本学であるという基本線に沿って、日々の教育に関わる事務を通じて研修を含めている。

**観点 11-2-1 :** 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

**【観点に係る状況】**

本学の管理運営に関する基本的事項については、「長野県短期大学学則」に、また学則を受け、教授会規程、各種委員会規程等の学内諸規程が整備されている（『長野県短期大学規程集』参照）。本学の諸規程一覧を資料11-2-1-①に示す。委員会規程には、委員会の任務、委員の選任方法等が明確に定められている。学長選考については「学長選考規程」が、任用人事については「任用人事についての申合せ事項」等が定められている。学生部、事務局の事務分掌も整備されている。

**【分析結果とその根拠理由】**

学則に基づき、委員会規程等の諸規程が整備され、委員や役員の選考、採用に関する規程や方針等も文書として示されている。

**観点 11-2-2 :** 適切な意思決定を行うために使用される短期大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、短期大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

**【観点に係る状況】**

毎年度、本学の基礎データを取りまとめた『長野県短期大学の概況』、『教育概要』（資料11-2-2-①）等を発行し、設置者、教職員に配布している。内容は、設置目的、教職員数、施設概要、入学生・卒業生の状況等である。入試関係のデータ、進路関係統計資料等は、担当部署（教務課・進路指導課）がパソコンファイルとしてデータを蓄積しており、必要に応じていつでも情報提供できる体制になっている。

**【分析結果とその根拠理由】**

本学の基礎的なデータや情報は、担当部署で蓄積されている。各構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムは構築されていないが、要望があればいつでも情報提供できるようになっている。

**観点 11-3-1 :** 各短期大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

**【観点に係る状況】**

本学の自己点検・評価委員会は平成7年4月に発足した。平成16年4月から同委員会は大学評価委員会に発展改組され、主な業務として（1）認証評価機関による評価準備、（2）自己点検・評価報告書の取りまとめと刊行、（3）授業評価アンケートの実施と結果公表等を行っている。メンバーは学長、学生部長、付属図書館長、付属幼稚園長、事務局長・事務局長次長、教授会構成員4人で、学長のリーダーシップのもと、全学的な検討、取組が

できる体制になっている。

なお、平成17年4月にFD委員会が発足し、授業評価アンケート関係の業務はこの委員会に引き継がれた。自己点検・評価報告書は、自己点検・評価委員会発足前に総務委員会が「平成5年自己点検・評価書」（前掲資料9-1-1-1-①参照）を作成、発足後は平成11年1月に「自己点検・評価報告書」（前掲資料9-1-1-1-②参照）、平成13年3月に「長野県短期大学の現状と課題—最近5年間の学生の動向を中心に—」（前掲資料9-1-1-1-③参照）を刊行、また、平成15年度には「卒業生・在学生満足度調査」（前掲資料3-2-2-②参照）を実施した。大学評価委員会発足後は半期ごとに授業評価アンケートを実施している（『2004年度 前期授業評価報告書』前掲資料9-1-2-②、『2004年度 後期授業評価報告書』前掲資料9-1-2-③参照）。

**【分析結果とその根拠理由】**

大学評価委員会の委員は、学長をはじめ本学の主要メンバーが構成員となっており、全学的な検討、取組ができる体制になっている。

**観点11-3-2： 自己点検・評価の結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されているか。**

**【観点到係る状況】**

これまでに刊行した『自己点検・評価報告書』は、一部外部に未公開のものもあったが、多くは学内外に公開している。前述の『授業評価報告書』は県内高校・大学、及び県外の関連大学・関係機関に送付し、また本学ホームページにも主な結果を掲載する等、広く公開している。今後行う『自己点検・評価報告書』は、より一層広く公開する予定である。

**【分析結果とその根拠理由】**

現在は、報告書等刊行物は広く公開している。

**観点11-3-3： 自己点検・評価の結果について、外部者（当該短期大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。**

**【観点到係る状況】**

前述の外部意見交換会（前掲資料11-1-1-3-①参照）は、自己点検・評価の結果をふまえ、本学の改革について意見を聴くために開催したものである。出された意見（保育士養成課程の設置等）を平成16年度の改革・改組に生かしている。

**【分析結果とその根拠理由】**

自己点検・評価の結果について、外部者により検証する体制整備が今後の課題である。

**観点11-3-4： 評価結果が、フィードバックされ、短期大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。**

**【観点に係る状況】**

これまでに実施した自己点検・評価の結果は教授会に報告され、対応すべき課題は関係委員会で検討してきた。新しい委員会が設置した例としては、FD委員会と情報環境整備委員会等がある。今後も主に大学評価委員会から教授会に報告され、検討すべき課題は関係委員会に付託することとなる。

**【分析結果とその根拠理由】**

平成16年度の改革・改組は、自己点検・評価の結果をふまえ、実施したものである。

**(2) 優れた点及び改善を要する点****【優れた点】**

本学最高の審議機関である教授会と、教授会が付託した事項を検討する各種委員会及び事務局との連携は適切であり、山積する課題に迅速に対応している。平成16年度の改革・改組は、本学で自己点検・評価を実施し、その結果について学外者の意見を聴取し、それらを踏まえて行ったものである。

**【改善を要する点】**

学長の補佐体制の充実が課題である。

**(3) 基準11の自己評価の概要**

本学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務局体制が整備され、機能しており、管理運営の規程等も整備されている。自己点検・評価も実施し、その結果の公表はもとより、評価結果を改革・改組に活かしている。

## 選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

## (1) 観点ごとの自己評価

観点1-1： 短期大学の教育サービスの目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい、計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が周知されているか。

## 【観点到る状況】

選択的評価基準に関わる、本学における「短期大学の教育サービスの目的」とは、本学の設置目的である地域貢献と密接に結びつくものである。基本的には、学生を地域貢献の可能な人材に育成することが、何よりの地域貢献であるが、教員の正規課程の学生以外である県民・市民に対し、本学教員が専門領域に関わる研究・教育活動を背景とした「教育サービス」を行うことも、本学の目的に沿うもう一つの重要な地域貢献である。

その一つの形態は、出前講座、市民カレッジ、県民カルチャー自主講座等であり、その目的、計画、具体的方針の状況について、まず述べる。

出前講座は、設置者である長野県の出前講座とも連携して、「県民の生涯学習ニーズに応えるとともに、地域社会と本学との連携を促進する」ことを目的に、平成15年7月に開設された。県民の要望に応じて教員が出向き講演等を行う事業で、名称を「出前講座」とし、出前講座メニュー（出講できる教員とその講演題目）及び申込要領は、長野県及び長野県短期大学ホームページ上で公開されている。出前講座メニューは、平成15年度では教員19名35講座、同16年度では教員21名39講座、同17年度では教員22名38講座である（資料1-1-①）。長野県短期大学ホームページで公開されている出前講座申込要領（資料1-1-②）には、以下のことが明記されている。申込みのできるのは、「長野県内で開催する概ね20名程度のグループ（自治会、サークル、NPO等、地域の団体）」である。「講座をお受けできないケースは、収益目的、一定の政治、宗教の表現を目的とするもの、出前講座の目的に合わない等の場合である」ことが、明らかにされている。その他、「講演会場の確保を主催団体が行うこと、講演料はかからないこと、申込方法は、講座開催1ヶ月前までに、申込書（PDF）により、郵送、ファックス、メールで申込をする」旨が明記されている。講座修了後には、受講者全員からアンケートの提出を求め、評価を集約して、本学に送付を願い、その後の講座内容やわかりやすく親しみやすい講座に改善するように活用している。

市民カレッジは、当初「開放講座」の名称として昭和52年度より実施され、本学教務委員会が長野市教育委員会と共催し、現在も継続されている。平成12年度は「都市の21世紀 都市はどう変わっていくのか」（教養学科）、同13年度は「異文化 交流と葛藤」（全学）、同14年度は「くらしと安全 身近な生活環境における安全とリスク」（生活科学科）、同15年度は「子ども・子育て”最前線”」（幼児教育学科）をテーマとして、長野市教育委員会と共催で開催し、講座修了後に熱心な受講者に「修了証書」を発行してきた。それぞれの内容は、書籍に纏めて刊行してきており、関係する学科・専攻の授業科目のテキストに活用されることもあった。

平成16年度には、「市民カレッジ」と改称し、講座の充実・発展へ向けて見直し、長野市の市街地活性化事業とも関連させて、長野市中心市街地にある施設「もんぜんぷら座」で夜間開講（午後6時30分～午後8時30分）とした。市民カレッジの目的は、「地域（長野市）の生涯学習事業に位置づけていくこと」を基本とし、「外部の研究者を講師として招聘することも含め、主体的・積極的に企画・立案し、知のネットワークの中心として働くことによって、研究機関としての本学の役割を広めていくこと」としている（資料1-1-③「2004年3月11日教授会資料」）。年度ごとに計画され、実施期間、実施日時、テーマ等が定められている。目的、計画、参加方法については、長野県短期大学ホームページ上で公開される他、新聞紙上に掲載されている。また、平成16年度

からは、ポスターを作成し、広報活動にも力を入れている。平成17年度には、本学学生の受講者も増えており、本学の教育課程における授業科目としての位置づけが課題となっている。

県民カルチャー自主講座は、平成2年に企画され、「生涯学習を自ら進め、実践すること」を目的として、「県民カルチャー長野県短期大学開放講座」として実施された。当初は、長野県教育委員会主催の「県民カルチャー長野県短期大学開放講座」として2年間開講された。受講者の強い要望があり、平成4年度以降は、「県民カルチャー自主講座」として、受講者による運営を基本として現在まで継続している。自主講座として、地域の住民なら誰でも参加できる取組である。「講座の運営に自ら参画し、自主講座の言葉どおり、自分たちの手作りで行っていくこと」を目指している。受講者の側に、役員（会計を含む。）が置かれ、本学教員有志との協議に基づき、毎回テーマを設定し、実施期間は6月～10月頃、平日の夜間に実施される（資料1-1-④「県民カルチャー自主講座10年の歩み」抜粋）。毎回の講義内容に関する要約・感想は、受講者が当番を交代で行い、講座の中間と最後には、講師（本学教員に学外から招いた講師も含む。）と受講者が、本学厚生会館で夕食を取りながら、意見交換を行って、講座の内容の吟味、次の年度の講座改善の参考にしている。

地域における教員の講演活動等は、本学の3学科の各教員が専門分野を生かして取組んでいる。各教員が主催団体等の要望を踏まえ、目的、内容、方法に関する協議を行い、計画的に取組んでいる。

出前講座等とならぶ、もう一つの形態は、長野県、長野市をはじめとする県内市町村、各種団体等の諸事業における参画要請を踏まえた活動である。これは、「本学教員が、地域社会への貢献を目指し、地域と結びつきを強め、専門分野の立場から現代的課題に応えること」を目的とするものである。教育公務員特例法による教育に関する兼職及び他の事業等への従事、あるいは地方公務員法による営利企業等の従事制限等に照らして、県知事の認可事項となるが、本学の教員がこの形態の活動に参画している。

審議会委員等への就任状況は、平成14年度教員9名・14件、同15年度教員5名・9件、同16年度教員2名・9件、同17年度教員7名・15件である（資料1-2-④「審議会等委員就任状況一覧」）。このほか、専門領域に関わる地域社会へのサポートとして、市町村史誌等編纂の監修・執筆に携わる教員は多く、各種研究集会・研修会での助言はさらに多い。また、市町村・地域団体・企業等への研究支援とその発展としての受託研究については、「長野県短期大学受託研究取扱規程」（平成16年4月1日施行）に基づきすすめており、その現状は、平成16年度教員4名・3件、同17年度教員3名・3件である。このうち、受託研究「梓川地域特産『あずさ発芽玄米』健康調査」は、平成12年頃からの継続した住民調査と関わっており、その上に「受託研究」に発展したものである（資料1-2-④「平成17年度受託研究・教育研究奨学寄付金一覧」）。本学教員が、地域をフィールドに地方自治体・諸団体・地域住民と連携してすすめてきている教育・研究活動は、その成果の一端を本学紀要掲載の論文・報告等にも掲載しており、本基準による「教育サービス」の事例に数えることができる。

#### 【分析結果とその根拠理由】

出前講座は、目的達成のために、年度ごとに出前講座メニューが更新される。本学事務局から各教員に、追加・訂正の照会があり、内容の充実をはかっている。実施初年度（平成15年度）からみると、講座数、参加教員数ともに増加しているが、全く参加しない教員も存在する（表1-1）。出前講座の目的と計画の周知は、長野県及び長野県短期大学のホームページ上で行われているが、参加者によるアンケート（資料1-1-⑤）の中には、「出前講座を多くの人に知らせてほしい」という要望があり、県民への周知に関しては不十分さを残している。

市民カレッジは、目的達成のために、期間、曜日、時間帯、定員、応募者、修了者、テーマ、託児所の開設等具体的計画と方針をもとにした準備が行われる。受講者への周知方法については、長野県短期大学ホームページの他、「広報ながの」「信濃毎日新聞」「朝日新聞」「週刊長野」「長野市民新聞」「松代南長野新聞」等に掲載されている。周知に関する反省点は、ポスターの完成が遅れ、掲示から開講まで十分な時間が取れなかった点である

(資料1-1-⑥「2004年度市民カレッジ実施報告」抜粋)。

県民カルチャー自主講座は、講座の目的、講座のテーマ等が明確にされ、一定の連続受講してきた受講生があり、その受講生を通じた新たな受講生募集、案内チラシや「信濃毎日新聞」の紙上掲載等で周知されている。運営に関しては、自主講座の名称にふさわしく、講座の進行、記録、報告書作成等も参加者の協力で実施している。

地域における教員の講演活動等は、各教員が専門分野の立場から地域の主催団体・機関等（サークル、グループ、行政、教育機関、各種団体）との協議により計画され、実施されている（表1-3）。教員の専門分野を生かした幅広い分野での講演活動等が行われている。

一方、長野県、長野市を初めとする県内市町村、各種団体等の諸事業への参画は、審議会・懇話会・運営委員会等委員としての参画、専門領域の研究を活かした諸事業へのサポート、受託研究等として実施しており、それらは地域社会の要請に基づいて展開され、評価されている。これらを、本学の組織的教育・研究活動として組織化していく課題があるが、その基盤はつくられている。

以上のように、出前講座、市民カレッジ、県民カルチャー自主講座、地域における教員の講演活動等の一方、審議会等への参画、諸事業への研究サポートや受託研究もすすめられており、周知の面や本学が組織的総合的に取組む点で課題はあるが、目的にふさわしく具体的方針と計画が定められている。

表1-1 出前講座の状況（講座数、参加教員数の集計）

実施年度	講座数	参加教員数
平成15年度	35	19
平成16年度	39	21
平成17年度	38	22

#### 観点1-2： 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

##### 【観点到に係る状況】

出前講座は、平成15年7月より開催され、平成17年6月までの実施状況は、累計で31講座、参加人数1,052名、申し込み団体は21団体である（表1-2）。本学の設置者である長野県の出前講座と連携した側面を持つ本講座は、事務局総務課職員が外部からの申込窓口となって実施している。表中の未実施講座とは、申込はあったが教員が授業・行事等の理由で実施できなかった数である。市民カレッジは本学教務委員会、県民カルチャー自主講座は有志教員が窓口となっており、地域における教員の講演活動等は、個々の教員が各種主催者との連携をすすめ、計画にもとづく活動を行っている。出前講座の実施状況（資料1-2-①）、市民カレッジの実施状況（資料1-2-②）、県民カルチャー自主講座の実施状況（資料1-2-③）、教員の講演活動等の実施集計（表1-3）、実施一覧及び個人別一覧（資料1-2-④）は、整理され、改善のデータとされている。

これらを総合的に整理し、本学の継続的地域貢献の場として組立てる体制づくりが、今日的課題であり、教務委員会、総務委員会で継続して、調査・検討中である。

表1-2 出前講座実施集計状況

	平成15年度	平成16年度	平成17年度4月～ 6月末まで	合計
実施回数	12	14	5	31
参加者数	507	375	170	(1,052)
申込団体	7	10	4	21
未実施講座	不詳	8	4	12

(参加者数は、把握できていない講座もあり、合計は概数として括弧で示した)

市民カレッジは、昭和52年度から平成15年度までの長野県短期大学開放講座、平成16年度以降の市民カレッジを合わせて、実施回数234回、応募者数1,529名、テーマ数29となっている。週2回のペースで実施したが、参加者からは週1回開催の希望も出され、改善点については教務委員会における検討、長野市教育委員会との協議により改善されてきた。県民カルチャー自主講座は、平成2年度から平成15年度まで216回実施された。教員による講演活動等は、過去5年間で講演会回数は276回、参加教員26名、参加者数7,181名、参加団体数178となっている。

表1-3 地域における教員の講演活動等の実施集計(平成12年7月～平成17年6月)

参加教員数	講演活動数	参加者数	諸団体数
26名	276回	(7,181名)	178

(参加者数は、把握できていない講座もあり概数として括弧で示した)

#### 【分析結果とその根拠理由】

出前講座については、計画に基づき実施され、かなり軌道に乗ってきているが、これを本学で他の講座と関連させて総合的に検討する機会を充分にとってきていない。講座の継続性という面では、市民カレッジ(28年間)、県民カルチャー自主講座(15年間)が優れており、計画性をもち、活動が適切に実施されている。また、地域における教員の講演活動等は、教員が関与している出前講座、市民カレッジ、県民カルチャー自主講座以外の活動を過去5年間に限定して把握・集計したものであるが、日常的に各教員は、専門分野の立場から地域貢献を積極的にすすめているが、概ね個別的な対応で、現代的県民ニーズへの対応という性格が強いといえよう。

以上、本学の正規課程の学生以外に対する教育サービスは、本学の目的である地域貢献の視点から、システム、担い手、改善への手続き等から、総合的に検討すべき課題はあるが、いずれの取組もそれぞれの計画に基づき、適切に実施されている。

**観点1-3： 活動の結果及び成果として、活動への参加者が十分に確保されているか。また、活動の実施担当者やサービス享受者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。**

#### 【観点到係る状況】

活動への参加者数は、主催者の働きかけにより、十分確保されている（観点1-2で示した各資料）。出前講座については、県民の期待は大きい。講座内容について「非常に有意義だった」または「有意義だった」が、全体の約7割を占めていることから明らかである（資料1-3-①「出前講座アンケート例」）。平成16年度市民カレッジへの満足度は、「大変満足している」27.1%、「満足している」55.3%となっている（資料1-3-②「2004年11月17日教授会資料・市民カレッジアンケート結果」抜粋）。活動の成果に関しては、市民カレッジの場合、毎年、教務委員会が講演報告集を刊行してきた。県民カルチャー自主講座では、年度ごとの報告集の作成、実施担当者との意見交換会、10周年のまとめ等に、参加者自身が取組んできている（資料1-3-③「県民カルチャー10年の歩み」抜粋）。

#### 【分析結果とその根拠理由】

出前講座の場合、講座メニューへの申込が一部の講座(教員)に偏りがちであり、申込者と希望講座の調整を図る必要がある。毎回講座終了時点で、参加者へのアンケートが実施されており、意見や要望をふまえて内容の充実がはかられている。市民カレッジの場合、本学教務委員会が長野市教育委員会の生涯学習の一環として組織的に取組んでいるものである。参加形態としては、希望する講義のみの聴講や、また事前の申し込みなしでの飛び込みも認めている。受講者の満足度としては、概ね好評であり、継続の原動力となっている。県民カルチャー自主講座では、年度ごとの報告集の作成、実施担当者との意見交換会、10周年のまとめ等が参加者自身の手で取組まれ、講座の目的に適っている。

以上、いずれの取組も活動の参加者は確保されている。地域における教員の講演活動等の場合は、活動の成果への判断は、各教員に委ねられている面があるが、取組全体としては、実施担当者、サービス享受者の満足度についても、概ね好評である。

#### 観点1-4： 改善のためのシステムがあり、機能しているか。

##### 【観点到に係る状況】

改善のシステムの一つは、講座実施者による参加者に対するアンケートの実施である。出前講座、市民カレッジ、県民カルチャー自主講座ともに受講者に対するアンケートを実施している（資料1-4-①、資料1-4-②、資料1-4-③）。いずれの講座においても、内容、方法等に対する受講者の意見・要望を把握できる状況にある。平成15年度から開始された出前講座の場合、講座ごとに参加者へのアンケートを実施し、講座担当者(教員)による改善が図られている。市民カレッジの場合、アンケートにより、講座への参加動機、内容への理解度・満足度、会場、開催日時、感想・質問、周知方法への意見等が把握されている。県民カルチャー自主講座では、参加者により毎年、実施報告書が作成され、感想・意見等が寄せられている。教員による地域の講演活動等の場合、改善のためのシステムは個々の教員に委ねられている。

出前講座の場合、本学及び設置者による自己点検がある。開始後1年を経て、本学(学長)及び設置者(主管課が担当：長野県教育委員会教育振興課長、以下、主管課とする。)が、それぞれ評価を行っている。

##### 【分析結果とその根拠理由】

改善システムについては、上記アンケートにより、講座ごとに改善すべき課題が明らかにされている。出前講座については、県民の期待は大きい。アンケート回収数は、平成15年度361通(参加者数507名、回収率71.2%)、平成16年度183通(参加者数375名、回収率48.8%)で合計544通である。市民カレッジでは、講義内容への理

解、テーマ設定への意見、講座会場、講義回数についてアンケートをもとに改善がはかられている。例えば、実施回数を週2回ペースから週1回ペースへ変更したこと、市民が参加しやすい市街地の場所を確保したこと等である。県民カルチャー自主講座の場合、「講座は準備する側と受講する側の両者の合作によるもの」（資料1-4-④「平成15年度実施報告書」抜粋）とあるように、参加者自身が毎年実施報告書を作成し、改善方向を検討し、夜間本学キャンパスで行うため、受講者の安全をはかるため、照明やバリアフリーに心がけてきたこと、介護への協力申し出を呼びかけていること等があげられる。

出前講座の自己点検は、講座実施者と受講者の改善システムをふまえ、本学と県の主管課により実施されている。平成15年度の出前講座に対する自己評価は、本学は「B」とし、「まだ効果が大きいとはいえないが、改善を加えて継続実施する事業」としたが、主管課は「A」とし「効果が大きいことがわかり、継続実施する事業」と位置づけた。この経過から、評価Aへのランクアップが設置者（県知事）へ報告されている（資料1-4-⑤「ゼロ予算事業評価等の視点」）。

全体としては、各講座参加者からの意見集約体制が整備されており、今後、改善のためのシステムを充実できる可能性がある。

## （2）優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

県民の生涯学習へのニーズに応えるために、幅広い分野を内容とする出前講座、市民カレッジ、県民カルチャー自主講座、地域における教員の講演活動等が実施され、長期間にわたり継続されている。参加者の評価は、概ね好評である。審議会等への参画、諸事業への研究サポートや受託研究等も進行中であり、全体としては、地域における継続した教育・研究活動等の蓄積により、本学と地域社会との連携を促進させる基盤が形成されてきている点が優れている。

### 【改善を要する点】

各種講座の参加者の声で多いのは、講座を積極的にアピールする必要性である。ホームページ上において、計画の周知はされているが、県民には十分知られていない面もあり、工夫が求められる。また、講座実施後に行われるアンケート回収率の低さや参加者数・修了者数の把握が必ずしも十分でない面がある。以上のような市民・県民へのサービス活動を取りまとめるセンター（たとえばエクステンションセンター）の設置が課題であり、平成18年度に向けて計画中である。

## （3）選択的評価基準の自己評価の概要

本学では、長野県民に開かれた大学を実現するため、学内での教授研究とともに地域社会の要望に応えた教育・研究活動を行っている。具体的には、出前講座、市民カレッジ、県民カルチャー自主講座、地域における教員の講演活動等、4つの形態で教育・研究活動をすすめている。以下に4点に分けて概括する。

第一は、上記4形態における活動を土台に、目的がより明確化されてきたことである。一連の活動は、「県民の生涯学習ニーズ」に応える事業であり、本学が「知のネットワークの中心として働くことによって、研究機関としての本学の役割」を再認識できたといえる。活動の継続を可能にしたのは、「生涯学習を自ら進め、実践すること」であり、「講座の運営に自ら参画し、自分たちの手作りで行っていくこと」という生涯学習の基本的理念であることが明らかになってきた。4形態とも今後の充実・発展が期待でき、「本学と地域社会との連携を促進する」基盤が形成されてきた。

第二は、地域における教育・研究活動と学内における教授研究の有機的関連が明らかになったことである。本学の各教員は、3学科（多文化コミュニケーション学科、生活科学科、幼児教育学科）に所属しており、専門分野の立場から長期間にわたり地域における教育・研究活動をすすめてきた。講座回数、講演活動数、参加者数、参加団体等の把握は、過去5年間に限定されているが、専門性に期待を寄せる県民の高い学習ニーズに応じて、生涯学習の理念を実現してきたことがわかる。

第三は、長期間にわたり継続して実施してきた活動の成果を、その都度まとめてきた点が評価できる。活動の成果である各種出版物や報告書等が作成され、講座参加者が活動への意欲と達成感をもつことができている。これにより、講座参加者以外の県民も、成果を学ぶことができる。生涯学習の主体である参加者自身の主体性・自発性を重んじながら、教員と講座参加者との連携により成果をまとめたことが、結果として講座を継続する力ともなっている。

第四は、改善を目指したシステムの構築についてである。講座担当者と受講者、受講者同士のコミュニケーションを図り、講座内容・運営を改善していく方法として、アンケートや講師を囲む座談会等が実施されてきている。

今後の課題としては、県民・市民への活動の周知方法の工夫、アンケート回収率の向上、参加者数・修了者数の把握、改善のシステムをさらに充実させること等である。全体としては、本学と地域社会との連携を促進する基盤が形成されてきたことをふまえ、生涯学習の理念実現のために、教員がより積極的参画を目指すことである。

「教育サービス」のもう一方の形態である審議会等への参画、地域への研究的サポートや受託研究等は、それぞれは有効に機能しているが、本学の組織的対応を組み立てる課題を提示している。本学総務委員会は、平成16年度から発足した改組の一環で構想されたエクステンションセンター設置を具体化するために、検討を始めて2年目を迎えており、平成18年度に向けて、それを立ち上げる基盤は形成されていると考えている。

#### （4）目的の達成状況の判断

目的の達成状況は良好である。